

総甲第一七〇号

案 起

昭和十五年十二月五日

昭和十五年十二月五日

昭和十五年十二月五日

内閣総理大臣 齋藤

内閣官房長官 齋藤  
法制局長官 齋藤

内閣官房副長官 齋藤

内閣参事官 齋藤

植木國務大臣

古井國務大臣

小金國務大臣

池田國務大臣

小坂國務大臣

周東國務大臣

石田國務大臣

小沢國務大臣

水田國務大臣

椎名國務大臣

中村國務大臣

迫水國務大臣

荒木國務大臣

木暮國務大臣

安井國務大臣

西村國務大臣

別紙内閣総理大臣請議  
国民所得倍増計画についで

右閣議に供する。

内

閣

指令案  
例文

総理府甲第 522 号

昭和 35 年 12 月 26 日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

内閣総理大臣 池田 勇



国民所得倍増計画について  
標記について，別紙のとおり閣議を求める。

総 理 府

裏  
面  
白  
紙

276

裏面白紙

国民所得倍増計画に関する件

昭和三十五年十二月二十七日  
閣議決定

政府は、別冊「国民所得倍増計画」をとつて、昭和三十  
二年十二月十七日閣議決定の「新長期経済計画」に代える  
ものとするが、今後における経済の運営にあつては、内  
外経済の実勢に応じて弾力的に措置するものとし、とくに、  
別紙「国民所得倍増計画の構想」によるものとする。

## 国民所得倍増計画の構想

### (1) 計画の目的

国民所得倍増計画は、速やかに国民総生産を倍増して、雇用の増大による完全雇用の達成をはかり、国民の生活水準を大巾に引き上げることを目的とするものでなければならぬ。この場合とくに農業と非農業間、大企業と中小企業間、地域相互間ならびに所得階層間に存在する生活上および所得上の格差の是正につとめ、もって国民経済と国民生活の均衡ある発展を期さなければならぬ。

### (2) 計画の目標

国民所得倍増計画は、今後十年以内に国民総生産二六兆円（三三年度価格）に到達することを目標とするが、これを達成するため、計画の前半期において、技術革新の急速な進展、豊富な労働力の存在など成長を支える極めて強い要因の存在にかんがみ、適切な政策の運営と国民各位の協力により計画当初三カ年について三五年度一三兆六千億円（三三年度価格）から年平均九％の経済成長を達成し、昭和三八年度に一七兆六千億円（三五年度価格）の実現を期する。

### (3)

計画実施上とくに留意すべき諸点とその対策の方向  
経済審議会の答申の計画は、これを尊重するが、経済成長の実勢はもとより、その他諸般の情勢に依り、弾力的に措置するところに、経済の実態に即して、前記計画

の目的に副うよう施策を行わなければならぬ。とくにこの場合次の諸点の施策に遺憾なきを期するものとする。

(イ) 農業近代化の推進

国民経済の均衡ある発展を確保するため、農業の生産、所得及び構造等各般の施策にわたり新たな抜本的農政の基底となる農業基本法を制定して農業の近代化を推進する。

これに伴い農業生産基盤整備のための投資とともに、農業の近代化推進に所要する投融資額は、これを積極的に確保するものとする。

なお、沿岸漁業の振興についても右と同様に措置するものとする。

(ロ) 中小企業の近代化

中小企業の生産性を高め、二重構造の緩和と、企業間格差の是正をはかるため、各般の施策を強力に推進するとともにとくに中小企業近代化資金の適正な供給を確保するものとする。

(ハ) 後進地域の開発促進

後進性の強い地域へ南九州、西九州、山陰、四国南端等を含む。この開発促進ならびに所得格差是正のため、速やかに国土総合開発計画を策定し、その資源の開発につとめる。さらに、税制金融、公共投資補助率等について特設の措置を講ずるとともに所要の立法を検討し、それら地域に適合した工業等の分散をはかり、

(2)

以つて地域住民の福祉向上とその地域の後進性克服を達成することとする。

(二) 産業の適正配置の推進と公共投資の地域別配分の再検討

産業の適正配置にあつては、わが国の高度成長を長期にわたつて持続し、企業の国際競争力を強化し、社会資本の効率を高めるために経済合理性を尊重してゆくことはもとより必要であるが、これが地域相互間の格差の拡大をもたらすものであつてはならない。

したがつて、経済合理性を尊重し、同時に地域格差の拡大を防止するため、とくに地域別の公共投資については、地域の特性に従つて投融资の比重を~~弾~~力的に調整する必要がある。これにより経済発展に即応した公共投資の効果を高めるとともに、地域間格差の是正に資するものとする。

(ホ) 世界経済の発展に対する積極的協力

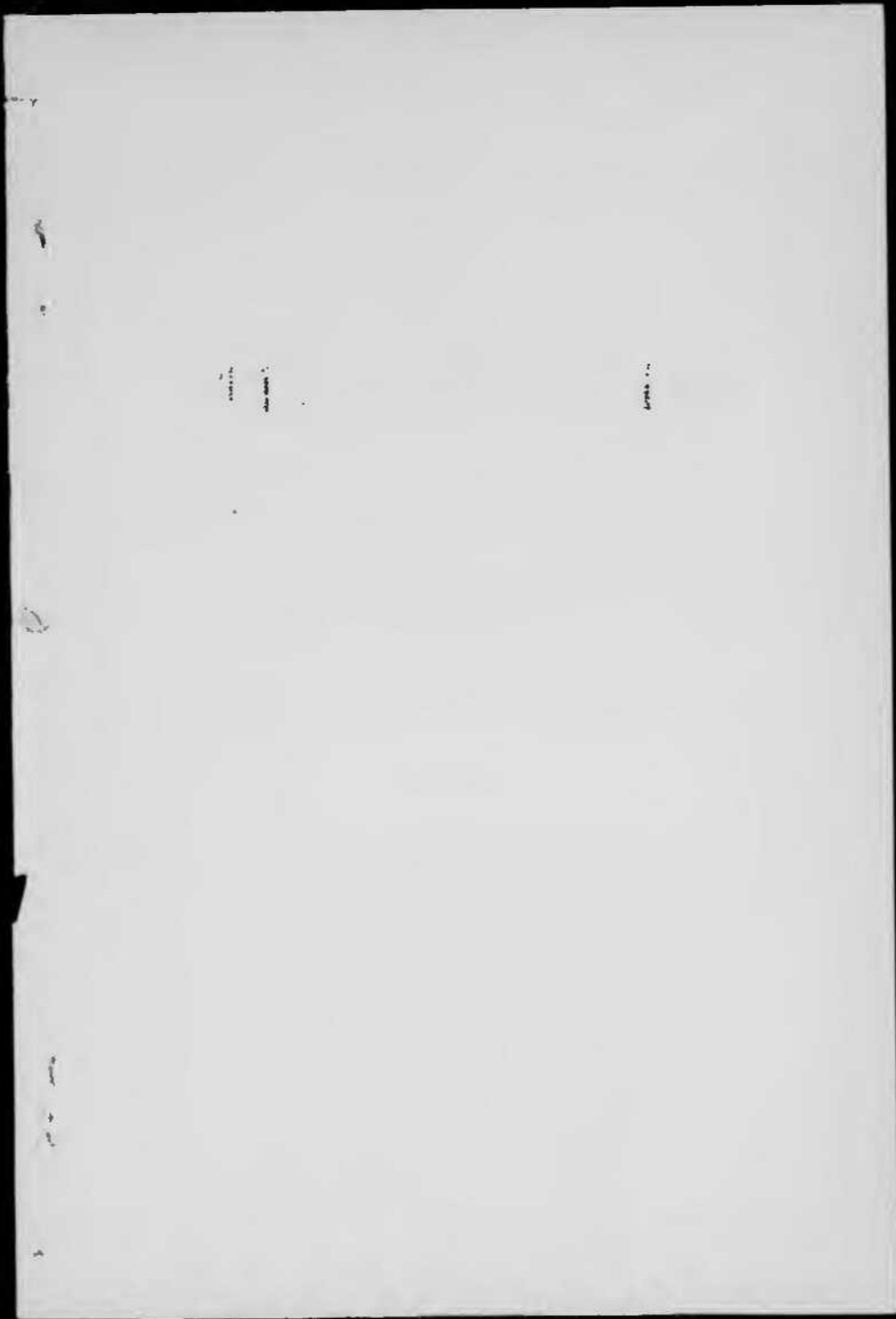
生産性向上にもとづく輸出競争力の強化とこれによる輸出拡大、外貨収入の増大が、この計画の達成の重要な鍵であることにかんがみ、強力な輸出振興策ならびに観光、海運その他貿易外収入増加策を講ずるとともに、低開発諸国の経済発展を促進し、その所得水準を高めるため、広く各国との経済協力を積極的に促進するものとする。

# 国民所得倍增計画

昭和35年12月27日

経済企画庁

め  
く  
れ  
ず





## 目 次

第1部 総 説	1
第1章 計画作成の基本的態度	1
1. 計画作成の意義	1
2. 計画の性格	6
3. 計画の取扱い	8
第2章 計画の課題	10
1. 計画の主要目的	10
2. 計画の目標	15
第3章 目標年次における経済規模と構造	17
1. 経済水準と成長率	17
2. 経済構造	18
3. 成長の経路と問題点	35
4. 計画期間における物価問題	41
第2部 政府公共部門の計画	45
第1章 計画における政府の役割	45
1. 経済成長と政府の役割	45
2. 政策実現のための手段	47

第2章 社会資本の充足	49
1. 社会資本充足の必要性と基本方向	49
2. 産業の適正配置の推進	61
3. 総合的な交通体系の確立	67
4. 住宅および生活環境の整備	76
5. 国土の保全と有効利用の方向	82
第3章 人的能力の向上と科学技術の振興	86
1. 経済成長と人的能力	86
2. 科学技術の振興	88
3. 教育および職業訓練制度の確立	92
第4章 社会保障の充実と社会福祉の向上	97
1. 経済成長と社会保障	97
2. 社会保障施策の方向	103
第5章 財政金融の適正な運営	105
1. 財政金融政策の基本的方向	105
2. 財政金融に関する重要施策	111
第3部 民間部門の予測と誘導政策	115
第1章 民間部門の地位	115
1. 経済成長と民間産業の課題	115

2. 政府の誘導政策のあり方	115
第2章 貿易および経済協力の促進	119
1. 国際収支の改善	119
2. 貿易構造の変化とその対策	121
3. 国際経済協力の促進	133
4. 国際交通の強化	136
第3章 産業構造の高度化と二重構造の緩和	139
1. 工業の高度化と国際競争力の強化	139
2. 合理的エネルギー体制の確立	149
3. 農林漁業の近代化	156
4. 中小企業の近代化	164
5. 労働力の産業間移動と低所得層の解消	170
第4部 国民生活の将来	175
第1章 雇用の近代化	175
第2章 消費水準の向上と高度化	180
第3章 国民生活の将来	185

## 第1部 総説

### 第1章 計画作成の基本的態度

#### 1. 計画作成の意義

昭和32年末に閣議決定した「新長期経済計画」が実行に移されてから、3年近い年月が経過した。この間、日本経済は世界にも類例の少ない高度の成長を遂げ、35年度の国民総生産は13兆円以上にのぼるものと推定され、実質額で10年前に比べて2.4倍、5年前に比べて1.5倍の水準に達する。

この間の成長率を振りかえってみると、22～27年度で年率11.5%、28～34年度で8.3%で、「新長期経済計画」の策定した成長率6.5%を上回っており、わが国の経済成長力が当時想定されたものより大きかったことを示している。この成長の過程において、つぎの三点が注目される。

第一に、これまでの見解によれば、戦後わが国経済の高い成長率はいわゆる戦後回復要因にささえられ

(1)

左面が強く、時を経るにつれて成長率は鈍化する  
とされてきたものであるが、事實は終戦後15年たっ  
た今日でもなお、34年度は17%、35年度も  
10%前後というような高い成長が引きつづき維持  
されている。

第二に、このような高成長にもかかわらず、貯蓄  
投資のバランスもくずれず、物価水準も比較的安定  
的に維持され、「新長期経済計画」の基準年次であ  
る31年度以降34年度まで総合物価は0.6%の上  
昇にとどまっている。また、成長のあい路になるも  
のと危ぐされた国際収支も赤字を主することなく、  
かえって今日では16億ドルに達する外債を蓄積す  
るにいたっている。

第三に、このような高い成長の結果、産業構造は  
「新長期経済計画」の想定以上の早い速度で高度化  
しており、なかでも機械工業を先頭にした工業の発  
展には目ざましいものがあり、技術革新にともなう  
設備投資も高い水準で行なわれた。

このように、わが国経済はようやく戦後段階を終

わりつつ、新たな発展段階を迎えようとしているの  
であるが、同時に経済環境にも変化がおころうとし  
ている。その一つは、技術革新と近代化の深化であ  
る。戦後、とくに昭和31年以降の著しい技術革新  
は、わが国経済の体質改善を促し、生産力の著しい  
増強をもたらした。今後の技術革新は、経済効果と  
しては、これまで特定の産業ないし特定の企業に限  
られたものが、漸次中小企業等広く関連産業に波及  
するとともに、消費生活の上にも大きな影響を与え  
ることとなる。

第二は、わが国人口動態の変化である。これまで  
豊富で、それゆえまた低賃金をもたらす原因ともな  
ってきたわが国の人口は、漸次少産少死の先進国型  
に移りつつあり、総人口は戦前と比べてわずかな増  
加にとどまっている。ただ新規労働力の対象となる  
15才以上の生産年齢人口については事情が若干異  
なり、終戦直後のベビーブームを反映して計画前半  
期における増勢は150~180万人近くにも達する。  
ところがそれも40年以降は一転して急速に減少し

第1表 将来人口 (単位 1,000人)

年次	総人口		生産年齢人口(15才以上人口)	
	実数	対前年増加数	実数	対前年増加数
昭和 年 31~33	91,118	910	62,174	1,341
34	92,944	937	64,866	1,368
35	93,900	956	65,872	1,006
36	94,850	950	66,754	882
37	95,768	918	68,431	1,677
38	96,644	978	70,222	1,791
39	97,473	827	72,011	1,789
40	98,245	772	73,548	1,537
41	98,998	753	74,904	1,356
42	99,762	764	76,106	1,202
43	100,554	792	77,171	1,065
44	101,379	825	78,107	938
45	102,216	837	79,017	710

(注) 1. 生産年齢人口の年平均増加率  $\frac{40}{35}$  2.2%  
 $\frac{42}{40}$  1.5%  
 $\frac{45}{35}$  1.9%  
 2. 厚生省人口問題研究所 35年4月1日推計による各年10月1日人口。

(4)

はじめる。(オノ表) すなわち、計画前半期にはいわゆる不完全就業者の存在もあり、なお人口圧力は強いが、後半期においては、すでに現在特定の産業ないし地域にあらわれつつある労働力、とくに若年労働力の不足が全般的なものとしてあらわれる可能性がでてきている。

オ三は、国際環境の変化である。世界貿易は実質額で過去10年(1950~59年) 6.2%というきわめて高い成長率を示した。この速度は若干の鈍化をまぬがれないにしても、今後10年間ぐらいは年平均4.5%程度の上昇を期待しえよう。そしてその過程を通じて、先進国の国際経済状況はいっそう正常化に向かい、その国際収支も一段と安定の方向に向くものと思われる。一方、後進国においては、工業化の進展にもかかわらず、その貿易は相対的に遅れを示すことになろう。前者はわが国の為替貿易の自由化を促進することになろうし、後者はわが国のこれら諸国に対する経済協力の必要性をこれまで以上に高めることにならざるであらう。また、東西貿易

(5)

も今後次第に正常化し、わが国の対共産国貿易も正常な取引関係をもつようになるであろう。

このように、今後内外の経済環境に基調変化があるので、このような条件のもとでさらに高度成長を維持するためには、新たな長期経済計画を作成し、これにもとづいてわが国の成長能力を積極的に培養するとともに成長の阻害要因を除去し、国民の意欲と活力を生かして広い意味での国富を充実しつつ、わが国の経済を新たな事態に適応させるよう改変していく必要がある。

## 2. 計画の性格

将来の経済についての構想や計画を立てて政策運営の指針とすることが今日多くの国で行なわれているが、その性格はそれぞれの国の経済体制や経済条件によって異なっている。わが国の経済計画は、自由企業と自由市場を基調とする体制のもとで行なわれるものである。それは必ずしも経済の全分野にわ

たって詳細な計画目標をかかげ、その一つ一つに厳格な実行を強制するものではない。それは経済運営の指針となるべきもので、この点はこの新たな計画もこれまでの経済計画と基本的性格において変わりはない。

しかし、今回の計画を従来の計画より一歩前進させ、より有意義たらしめるために、計画作成に当たって、従来のように部門別に網羅的な計画をつくることをせず、計画のポイントになる事項を重点的にとりあげることにした。

このような観点から、この計画では経済活動の分野を二つに分け、主として国が直接の実現手段を有する政府公共部門については、具体的で実行可能性のある計画を作ることとし、基本的にその活動を企業の創意と工夫に期待する民間部門については、予期的なものにとどめ、必要な限りにおいてのぞましい方向へ誘導する政策を検討した。

この結果、これまでの計画が産業や貿易などの物的側面を中心にした産業計画的色彩をもっていたの

に対し、この計画では、より広く社会資本とか教育とか社会保障といったような社会的側面も重視することとした。

### 3. 計画の取扱い

この計画はこれからの経済運営の指針となる総合的な長期経済計画であるから、これを効果あらしめるためには、今後はもちろん、これまで立てられた個別的な各種の主要政府長期計画はこの計画の線に沿って調整する必要がある。

また、この計画は平々の短期的な経済運営の方針に対し、長期的成長の観点からの位置づけを行ない、必要とされる施策の方向を明らかにする基準としての意味をもつものである。したがって、毎年この計画を指針として、翌年度の経済運営の基本的態度を含む計画大綱を樹立し、長期計画の着実な実現を期することかのぞましい。もちろん、現実の経済には景気変動があり、またわが国経済は海外事情に影響されるところが大きいので、その実施が機械的、硬直的になることをさけ、計画の基本的態度をくす

ことなく景気に対し弾力的、機動的でなければならぬ。

さらに、現実の経済において内外の経済諸条件がこの計画で想定した以上の好転する場合には、この計画のかかげる目標が計画期間内に到達されることもありえよう。もし、そのような事態が、経済や社会の安定をくすすることなく、かつ将来の成長力をそこなうことなく実現するならば、わが国経済にとって好ましいことであり、成長を抑制する必要はない。ただ、この計画の目標達成は、以下に述べるように相当の政策的努力を必要とするものであり、また高い成長がわが国の当面する諸問題の解決に資する面があることは事実であるが、他面あまりにいきすぎると急激な変化にともなって社会的な摩擦を生ずるおそれもあるし、また持続的な成長の可能性をそこなう危険を生ずることもありえよう。

このような点で、この計画は至極平次においてつねに計画の企図したところと経済の実勢とは対比されるべきで、その結果必要な場合には計画の再検討が行なわれるべきであろう。

## 第二章 計画の課題

### 1. 計画の主要目的

この計画の究極の目的は、国民生活水準の顕著な向上と完全雇用の達成に向かつての前進である。そのためには、経済の安定的成長の極大化が図られなければならない。

このような観点から、この計画では、成長を軸に安定を必要条件と考え、以下の諸点を計画の中心的課題としてとりあげる。

第一は、社会資本の充実である。戦後の急速な経済成長は過去に蓄積された外部条件の上になされてきたが、28年ごろから経済規模が戦前水準をこえ、さらにその後も高成長がつづいたため、道路、港湾、用地、用水等の社会資本が、生産資本に対して相対的に立ち遅れ、成長の妨げ路となっている。したがって、今後は公共投資等を通じてこれらの部門の量的質的向上を図ることが重要な課題となっている。また国民生活の面においても公共的な施設やサービスに依存する面が、私的な消費に比べて立ち遅れが目立

ってきているので、生活環境、文教、レクリエーション、交通等の社会的施設の拡充に努め、健康的な国民生活の内容充実に役立てなければならない。

これら社会資本の充実は産業と生活の基盤を強化するとともに、雇用と所得を拡大することによって経済成長に役立つであろう。

この場合、従来のがわ国における基礎施設投資は、いりて計画の構想が小さく、短期に施設の取り替えや、事業のやりなおしを必要とする場合が多い。そのため多年の高い投資率にもかかわらず、有用な資産としての国富が、諸外国に比べて著しく貧弱なうらみがあった。戦後の回復段階を終えた今後の10年については、目前の応急的な効果にのみとらわれることなく、つとめて長期的観点に立って、将来におけるより充実した国富を実現するための投資に意を用いるべきである。

第二は、産業構造高度化への誘導である。経済成長にともなう購買力の増大は、財貨およびサービスに対する需要を喚起するが、その需要増加の度合は



相対的にみて第1次産業の生産物より第2次産業の生産物ならびに第3次産業のサービスに対する方が高く、第2次産業の中でも重化学工業製品に対する需要が相対的に大きくなる傾向にある。一方、将来の技術革新のテンポや人口および労働力のすう勢や自由化体制への移行等を考えると国民経済全体の生産性を引き上げることが強く要請される。この要請にこたえるには、個々の企業あるいは個々の産業の生産性をあげると同時に、産業構造の比重を生産性の低い部門から高い部門に移すことが必要になってくる。すなわち、生産、需要の両面から産業構造を高度化させる強い要請があり、その方向への誘導がこの計画にとっての大きな課題となっている。

第3は、貿易と国際経済協力の促進である。国際収支の限界は、戦後これまでの経済成長を制約してきた。この制約度合は、今後の生産性向上にもとづく輸出競争力の強化によって減少する可能性はあるが、天然資源の不足がゆえにかなりの規模の輸入を不可欠にしているわが国経済の性格からみて、依然

大きいものがある。その意味で輸出を中心とした外貨収入の拡大がこの計画達成のための重要な鍵となっている。さらに、低所得諸国の経済発展を促進し、その所得水準を高め、あわせてその輸入購買力の拡大と資源供給力の増加を図るという立場から、これら諸国との経済協力を積極的に進めなければならないという課題がある。

第4は、人的能力の向上と科学技術の振興である。最近の科学技術の著しい進歩は生産設備への投資の増加、新製品・新機械の創出、耐久消費財の需要増加にみられる消費水準の向上等を通じて経済成長と産業の近代化に大きく貢献した。このような技術革新は今後ともつづくものと思われるが、それが経済のあらゆる部門にしん透し、かつ国民生活の向上に役立たせる必要性が益々強まっている。このような科学技術の急速な進展と産業構造の高度化、さらには今後予想される労働力の推移等を考えると、これまではややもすれば経済問題と切り離して考えられてきた教育・訓練・研究等人的能力の開發問題を、

経済成長との関連において積極的にとりあげる必要が生じている。今後の経済進歩と社会福祉の向上は、国民能力の有効な利用に大きくかかっているのである。

わ五は、二重構造の緩和と社会的安定の確保という課題である。わが国経済の多年の懸案である二重構造の緩和は、近年の高い成長によってその解決へのしよ光がきざし、今後も高成長が引きつづき行なわれるならば、それだけその解消にも近づくことになる。しかし、この問題はわが国経済社会に根深い基盤をもつものであり、成長が高ければ自然に解消していくというものではない。経済成長にともなう構造変化に即応するように人口の流動性を高め、産業間の労働力移動を推進するという課題を果さなければ、成長にともなって雇用の機会が生ずるにもかかわらず、失業や不完全就業が残るといふことになる。また、成長にほり残される部門については、社会的緊張の緩和という点を特別の考慮を払ふことが要請される。そして雇用の改善とはただ単に増加労働力の吸収だけでなく、とくに低所得層を積極

的に解消していくことであることを強調しておく必要がある。このような点で社会保障の充実と社会福祉の向上が、今日ますます重要な課題となってきた。それらは経済の成長を促進するばかりでなく、近代福祉国家としての義務を果すことでもある。

以上のような課題にこたえるとともに経済の安定成長を確保するため財政金融の適正な運営がなされなければならない。とくに、自由化体制への移行などに関連して財政金融政策の地位は、いっそう重視されるべきものとなっている。この際、経済成長のための資金供給確保と景気変動幅の縮小という要請から、その運営は前向き機動的であるとともに、経済の長期的成長力を倍養する方向をとらなければならない。

## 2. 計画の目標

以上のような計画の目的を実現するため、国民経済の規模を今後およそ10年間に実質価値で倍増することを計画の目標とする。

この計画目標の実現の過程で、前述のわが国に課せられた多くの課題を果していくことが必要であり、かつ、可能であると考えられる。

国民総生産の規模の倍増を今後10年間に実現する場合の主要経済指標は表2の通りである。

第2表 主要経済指標

項目	基準年次 (A)	目標年次 (B)	(B)/(A) (%)
総人口(万人)	9,111	10,222	(10.9)
15才以上人口(万人)	6,217	7,902	(12.7)
国民総生産(33年度価格億円)	97,437	260,000	(266.8)
国民所得(億円)	77,936	213,232	(272.3)
全上国民/人当たり(円)	87,736	208,601	(237.8)
個人消費支出(億円)	57,779	151,166	(261.7)
全上国民/人当たり(円)	63,636	147,889	(232.4)
国内総資本形成(億円)	29,470	82,832	(281.1)
鉱工業生産水準	100.0	431.7	(431.7)
農林水産業生産所得	100.0	144.1	(144.1)
就業者(万人)	4,154	4,869	(117.2)
雇用者(万人)	1,924	3,235	(168.1)
国内貿易物輸送(億円)	975	2,173	(222.7)
国内旅客(億人キロ)	2,109	5,082	(240.6)
総エネルギー需要(石炭換算)	131,815	302,760	(230.0)
輸出(100万ドル)	2,687	2,485	(92.5)
(全上通関ベース)	2,701	2,320	(85.9)
輸入(億円)	2,549	3,080	(120.8)
(全上通関ベース)	3,126	2,891	(92.5)

(注) (B)/(A) 欄( )内は年率を示す。  
 (備考) 基準年次には、計算上の基礎年次として31~33年度平均のものを用いた。また、価格は33年度価格を用いた。以下基準年次という用語は、すべてこの意味に用いられている。

第3章 目標年次における経済規模と構造

1. 経済水準と成長率

この計画が到達目標とする10年後の国民総生産26兆円(昭和33年度価格)は、昭和35年度の国民総生産の2倍の大きさである。これを終戦翌年の21年度のそれに比べると約2倍の大きさに相当する。

昭和45年度(以下目標年次という)の国民所得は21.3兆円で、1人当りの国民所得は20.9万円(579ドル)となる。ちなみに、1957年の1人当たり国民所得は西ドイツ、フランス7400ドル、イタリア4000ドルで、ドル換算上の問題を別にすれば、10年後のわが国の経済水準は現在の西欧より若干低いところに相当する。

年々の経済には、内外の経済条件の変化によって景気変動があることはまぬかれず、経済成長は必ずしも今後10年間毎年平均的な成長率を示すものではなく、また必ずしもその必要もない。さらに、今後の新規労働力の供給推移や生産性向上の要請に対

応する資本増加量の推移から考えると成長率は、計画の前半期において高く、後半期においてやや低くなるというようにある程度の屈折をする可能性が強い。当面する社会資本の充実ということとも関連して、前半期はある程度成長を犠牲にしても、将来の拡張の基盤を強化すべきとの議論もあるが、当面の雇用面からの圧力を考えると、成長と基盤強化はある程度平行して進むべきであると考えられる。

以上のように、実際には年々の成長率には高低があるものと考えられるが、31～33年度平均（以下基準年次という）の水準からみるとこの計画の成長率は2.8%である。この率は最近の高い成長率に比較すると若干低い。それでも諸外国の成長率はもちろんで、高いといわれた戦前のわが国の成長率を相当上回る高いものである。

## 2. 経済構造

目標年次における総供給の大きさとその構成は第3表の通りである。

第3表 供給構造

(33年度価格単位：億円)

項 目	基準年次	目標年次
総 供 給	110,518	297,269
国 民 所 得	(100.0) 79,936	(100.0) 213,232
第1次産業	(18.8) 14,995	(10.1) 21,614
第2次産業	(33.3) 26,648	(38.6) 82,411
第3次産業	(37.8) 30,243	(39.8) 84,719
運輸、通信、公益事業	(10.1) 9,050	(11.5) 24,488
調 整 項 目	17,499	46,768
海 外 支 払	13,083	37,269

(注) ( )内は構成比を示す。

産業別国民所得では、需要に対する所得弾力性あるいは生産性の差異を反映して、第1次産業（農林水産業）の伸びが基準年次から年率2.8%で最も低く、第2次産業（鉱工業、建設業）が7%と最も高い。第3次産業は商業・サービスその他が8.2%、運輸、通信公益事業は8.8%の伸びになっている。

構成比で見ると、第1次産業は 18.8% から 10.1% に激減し、それに反し第2次産業は 33.3% から 38.6% に増加している。このことは第2次産業の拡大が経済発展の主軸をなしていくことを意味している。

これに対応する国民総支出の大きさと構成は第4表の通りである。総投資率は 31.7% と基準年次をやや上回るが、最近の高い投資率から見るとやや低下する。

投資のうち、その約半分は企業設備投資である。投資の中では行政投資と個人住宅投資の増加を大きく見込み、とくに行政投資については、社会資本充足の要請にこたえるべく、経済成長率を上回る伸び率を見込み、国民総生産に占める比率も基準年次の 5.6% から目標年次には 7.9% にまで高めることとした。個人住宅投資も目標年次において 2926 億円、国民総生産に対する比率は現在の 2% 台から 3.8% と西欧に近い水準に上昇することを見込んだ。在庫投資は、流通機構の改善等を織込んで、目標年次

第4表 需要構造

(33年価格単位：億円)

項 目	基準年次	目標年次
総 需 要	110.518	297.269
総 消 費	( 67.6 ) 57.833	( 67.2 ) 176.844
( 個人消費 )	( 59.5 ) 57.979	( 58.1 ) 151.166
( 政府消費 )	( 10.1 ) 2.854	( 9.1 ) 23.678
総 投 資	( 30.2 ) 29.470	( 31.9 ) 92.832
( 企業設備 )	( 18.3 ) 17.832	( 16.8 ) 43.788
( 行政投資 )	( 5.6 ) 5.505	( 7.9 ) 20.593
( 個人住宅 )	( 2.1 ) 2.062	( 3.8 ) 2.926
( 在庫増 )	( 4.2 ) 4.071	( 3.3 ) 8.565
海 外 受 取	13.216	39.595

(注) ( )内は対GNE比率である。

において、4,565億円、国民総生産の3.3%にとどめた。

消費は、戦後これまでも成長をささえるうえに大きな貢献をしてきたが、どちらかといえば経済成長より立ち遅れてきた。しかし、今後は供給力の増加に対応して、政府投資とともに消費支出を増大させる必要があるが、このことはまた国民生活の向上のためにも不可欠である。この計画では個人消費支出は10年後には1兆円を超過することになり、国民総生産に占める比率は34年度より若干上昇するものとする。政府消費は国民総支出に対する割合を21%とする水準におさえることとした。この結果、目標年次における総消費が総支出に占める割合は67.2%になった。

つぎに就業構造であるが、35年度から目標年次までの11年間に於ける非1次産業雇用の規模は、1,079万人の増加となり、これに交替補充分を加えると1,969万人の需要増となる。これに対する学校卒業生の労働供給は1,703万人になると考え

(22)

第5表 就業構造

(単位：万人)

産業・地位別		基準次	目標年次
第1次産業	個人業主	573	527
	家族従業者	995	550
	雇 用 者	77	77
	計	(39.6) 1.645	(23.7) 1.154
第2次産業	個人業主	111	77
	家族従業者	66	47
	雇 用 者	829	1,424
	計	(28.2) 1.006	(32.2) 1.568
第3次産業	個人業主	277	269
	家族従業者	191	138
	雇 用 者	798	1,401
	計	(30.7) 1.276	(37.1) 1.508
運輸通信・公益事業	個人業主	5	4
	家族従業者	2	2
	雇 用 者	220	330
	計	(5.5) 227	(7.0) 339
計	個人業主	(23.7) 986	(18.4) 897
	家族従業者	(29.9) 1,244	(15.1) 737
	雇 用 者	(46.4) 1,924	(66.4) 3,235
	計	(100.0) 4,154	(100.0) 4,869

(注) 1. 国民所得統計の就業者を基礎にしている。

2. ( )内は構成比を示す。

(23)

られ、差引 266 万人は第 1 次産業からの移動 (223 万人) と非 1 次産業の個人業主、家族従業者からの転用 (23 万人) によって満たされなければならない。他方第 1 次産業と非 1 次産業の個人業主、家族従業者は、若干の新規供給があるとしても、これら労働力移動や引退による減少を補うには不足して、かなりの減少をみることになる。(第 23 表参照)

その結果、従業上の地位別でみた就業構造は、第 5 表のような姿になる。すなわち、産業構造の変化に対応して、近代的な雇用者の比率は基準年次の 46% から 66% に大幅に増加し、逆に家族従業者のそれは 30% から 15% に半減する。産業別では第 1 次産業で約 500 万の就業者減となり、その比重は基準年次の 40% から 24% に減少する。これに反し、第 2 次産業は 24% から 32% に、第 3 次産業 (運輸、通信、公益事業を含む) は 36% から 44% にそれぞれ増加する。(ちなみに、1950 年における諸外国の就業構造は、西ドイツ第 1 次 23.2%・第 2 次 42.2%・第 3 次 32.4%、アメリカ第 1

次 12.2%・第 2 次 34.7%・第 3 次 49.9% となっている。なお各産業計が 100 にならないのは分類不能が含まれないためである。

この結果、就業者は基準年次より 715 万人増の 4,869 万人程度になると思われる。生産年齢人口の増加 1,685 万人に比べて就業者数の増加が少ないのは、有業率 (有業者 / 生産年齢人口) が基準年次の 66.8% から目標年次には 61.6% に下がるからである。これは、一般的な所得水準の上昇にともなう、低所得者世帯における多就業の緩和、進学率の上昇、社会保障の充実、有業率の高い農林漁家の減少などによってもたらされるものである。

つぎにこの計画における主要な個別バランスについてみよう。まず、総貯蓄と総投資の対応関係であるが、総投資中に占める民間および政府の企業設備投資の割合は約 50% とみつもられている。これは基準年次の 60% 強の比率に比べると小さくなってきているが、このことはこの計画が社会資本の充足を一つの政策目標としていること、および社会資本の充

足によって産業投資の効率化を期待しているからである。その結果、社会資本関係の行政投資、個人住宅投資の比率は基準年次の約26%から約37%へと大幅な増大を示すことになる。この投資需要とこれに対する、総貯蓄の内容は第6表の通りである。

第6表 貯蓄投資バランス

(33年度価格 単位: 億円)

項 目	基準年次		目標年次	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
総 貯 蓄	29,470	100.0	82,832	100.0
資本減耗引当	8,745	30.0	26,745	32.3
法人留保	4,078	13.8	12,389	15.0
個人貯蓄	10,659	36.2	27,469	33.1
政府経常余剰	5,924	20.1	18,524	22.4
(控除)国際収支差	△ 490	△ 1.6	2,295	2.8
統計上の不適合	△ 526	△ 1.8	-	-
総資本形成	29,470	100.0	82,832	100.0
政府投資	9,043	27.3	28,135	34.0
政府企業	2,538	8.6	7,542	9.1
行政投資	5,505	18.7	20,593	24.9
民間投資	17,356	58.9	46,132	55.7
民間企業	15,294	51.9	36,206	43.7
個人住宅	2,062	7.0	9,926	12.0
在庫投資	4,071	13.8	9,565	11.6

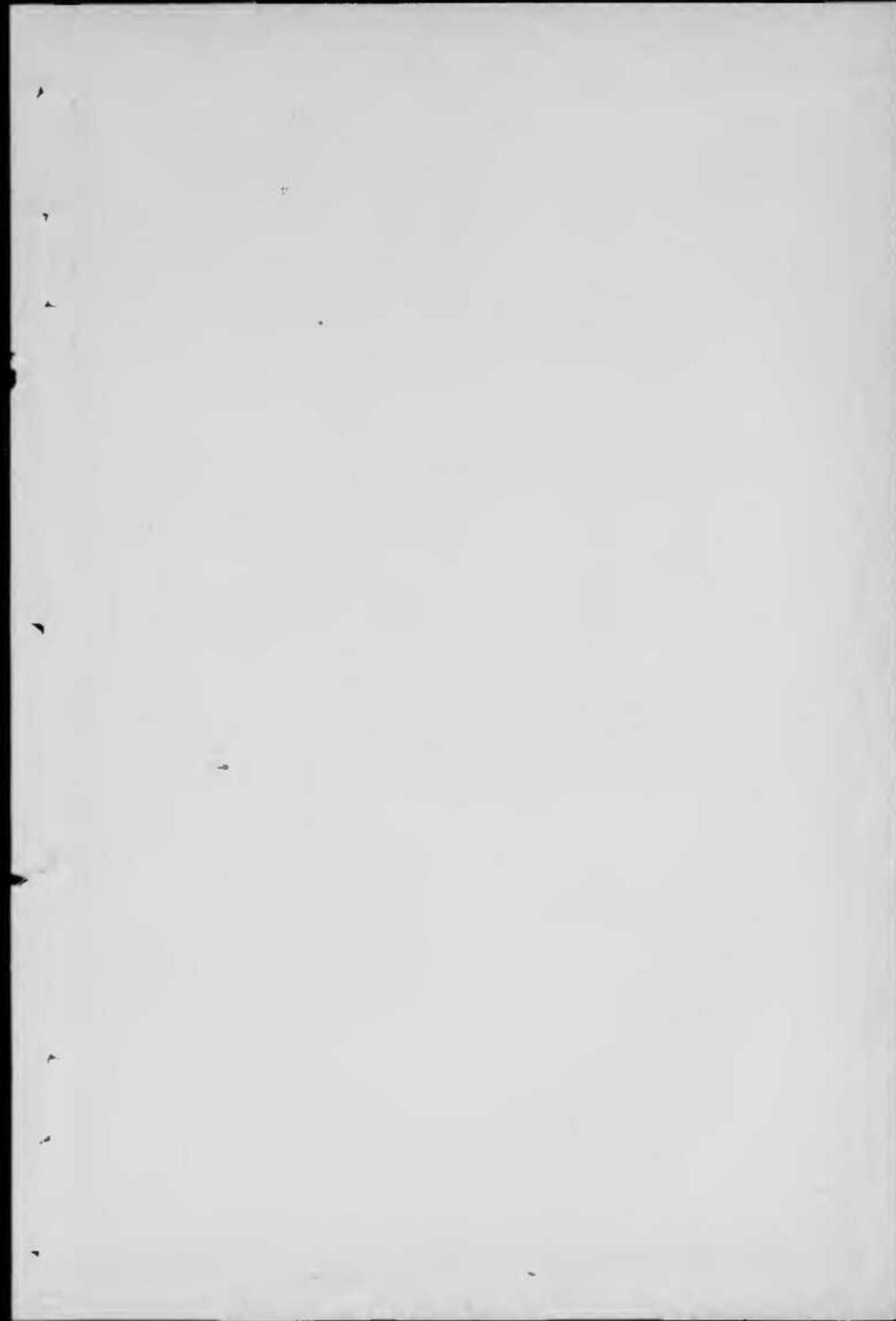
(注) 第7表の行政投資には土地取得費が含まれているが、本表の行政投資には国民経済計算上移転的支出とみなされる土地取得費を含んでいない。



資本減耗引当および法人留保のような企業貯蓄の比率が、基準年次の約 $24\%$ から $27\%$ 強に増大するが、これは企業の自己資本充足への努力に期待するところである。これに対し個人貯蓄のウエイトは少し落ちてくるが、依然 $33\%$ 程度とその重要性を保っている。なお、個人貯蓄率が、今後の高成長に応じて低下する度合が大きい場合には、貯蓄不足の可能性があり、少なくとも個人可処分所得に対し貯蓄率は約 $15\%$ が必要であろう。他方、もしここ数年にみられたような個人貯蓄率の急上昇が続くなら貯蓄額そのものには不足を生じないとしても、そのため消費需要の相対的減退をもたらし、需給アンバランスの原因となりかねない。

つぎに財政収支バランスはおおむね第 $7$ 表の通りである。目標年次における財政の規模はほぼ $55$ 兆円となり、租税専売益金および税外収入の割合はほぼ $21\%$ と政府収入の大半を占めること

に変わりはない。支出面では行政投資の割合が、 $35$ 年度の約 $34\%$ から約 $37\%$ と増大し、経済全体の要請にこたえるように計画されている。振替支出（生活保護費等）もその必要性の増大にかんがみ現在の比率よりも大きくなっている。



め  
く  
れ  
ず

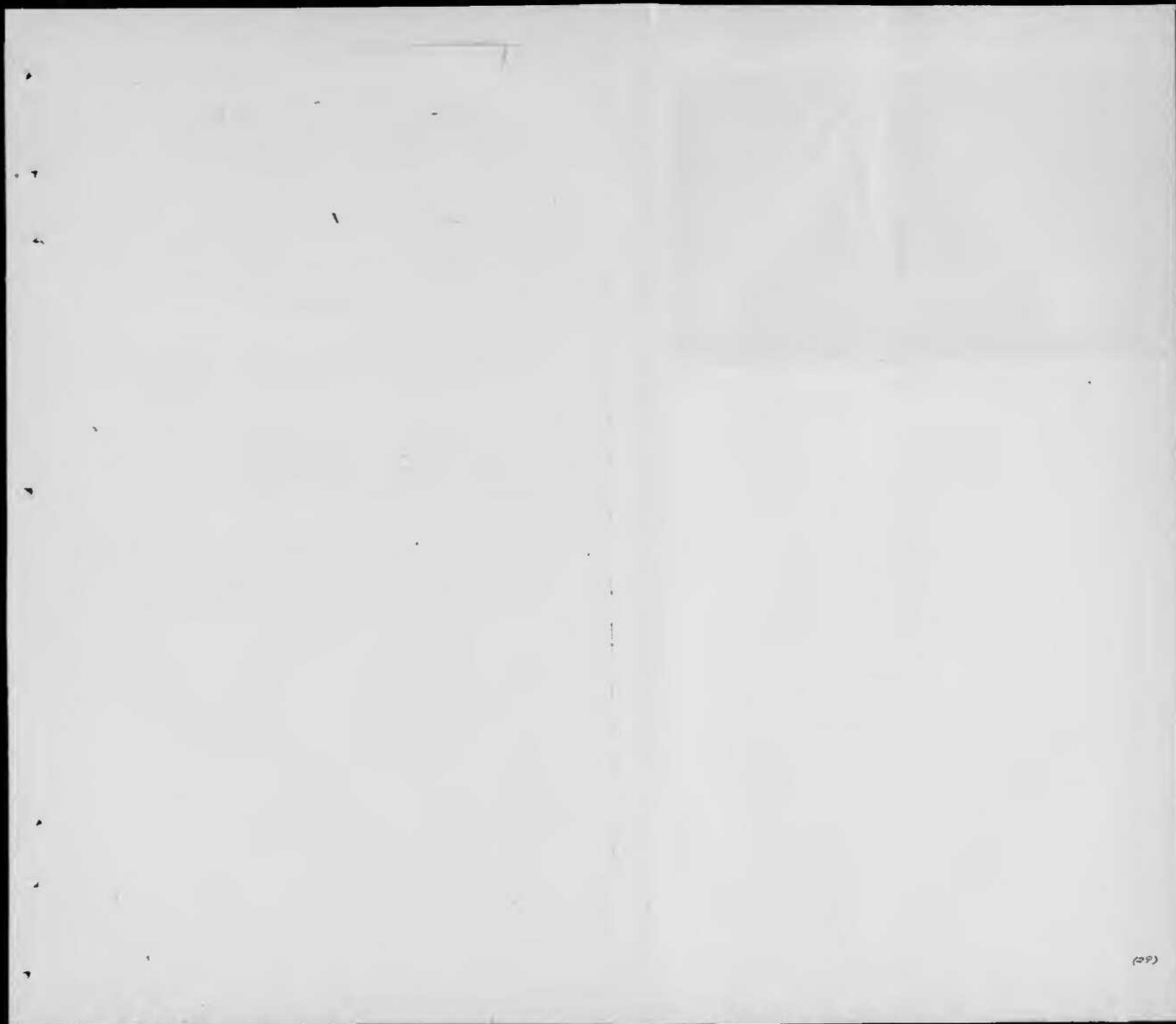
第 7 表 財 政 収 支

(35年度 価格単位：億円)

項 目	基 準 年 次		昭 和 35 年 度		目 標 年 次	
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)
( 収 入 )						
租税および専売益金	( 16.479 )	72.0	( 21.427 )	76.9	( 46.470 )	81.7
税 外 収 入	( 2.900 )	12.2	( 3.235 )	11.6	( 5.260 )	9.2
運用部資金民間資金借入等	( 1.526 )	6.7	( 2.449 )	8.8	( 5.194 )	9.1
前年度剰余金	( 2.074 )	9.1	( 2.58 )	2.7	—	—
計	( 22.979 )	100.0	( 27.869 )	100.0	( 56.934 )	100.0
( 支 出 )						
財 政 消 費	( 9.455 )	47.4	( 12.470 )	44.9	( 24.530 )	43.1
行 政 投 資	( 5.614 )	27.0	( 9.370 )	33.8	( 22.190 )	39.0
移 転 的 支 出	( 5.320 )	25.6	( 5.899 )	21.3	( 10.214 )	17.9
内 振 替 支 出	( 2.073 )	10.0	( 3.045 )	11.0	( 6.900 )	12.1
計	( 20.709 )	100.0	( 27.739 )	100.0	( 56.934 )	100.0
歳 計 剰 余 金	( 2.099 )		( 130 )		—	—

(注) 1. 昭和35年度は予算数字

2. ( )内は昭和33年度価格

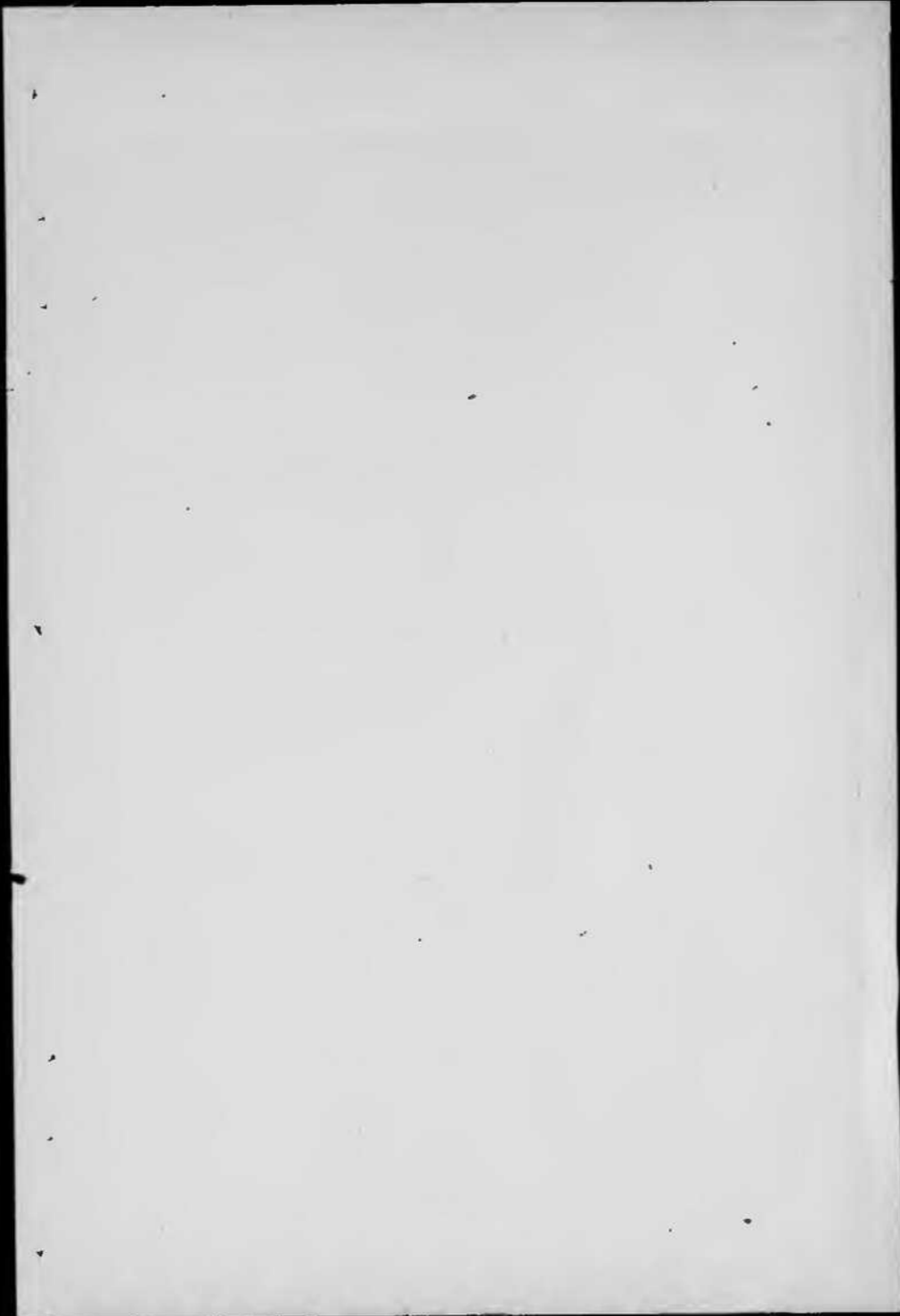


(29)

め  
く  
れ  
ず

国際収支バランスは、目標年次2億ドルの黒字を生ずるように計画されているが、そのためには貿易収支の黒字8億ドルを必要とする。このような目標を達成するには、貿易構成の高度化および絶えざる企業の体質改善、生産性の向上、輸出振興等を背景に輸出 88.9億ドル（為替ベース）（通関ベースで93.2億ドル）の確保が必要とされる。その輸出が達成されれば、産業構造高度化に要する原材料、設備等の輸入 80.8億ドル（為替ベース）（通関ベースで98.9億ドル）を可能にしよう。（第8表）

個人バランスは、個人可処分所得総額 1兆円程度が見込まれるが、対国民総生産比率としては基準年次とほぼ同じ割合である。このことは、個人所得総額の増加率はほぼ経済規模の成長率と並行することを示すものである。消費支出の割合は、現状の推移を強く反映した場合に可処分所得の約80%と見積られるが、これは考えうる最低の消費率であって、おそらく85%程度の消費率が可



めくれず

第8表 国際収支（為替ベース） (単位：億円)

項 目		昭和33年度	昭和34年度	目標年次
経 常 取 引	貿易収支			
	輸 出	28.5	34.3	34.9
	輸 入	24.8	32.7	30.8
	貿易収支	+ 3.7	+ 1.6	+ 4.1
	貿易外収支			
	受 取	6.1	6.5	13.1
	支 払	4.8	6.1	15.4
	貿易外収支	+ 1.3	+ 0.4	△ 2.3
	経 常 収 支	+ 5.0	+ 2.0	+ 1.8
	資 本 取 引	長期資本収支		
受 取		1.5	1.3	5.4
支 払		0.6	1.6	5.9
長期資本収支		+ 0.9	△ 0.6	△ 0.5
短期資本収支		△ 1.3	+ 1.8	+ 0.7
資 本 収 支	△ 0.4	+ 1.5	+ 0.2	
総 合 収 支		+ 4.7	+ 3.5	+ 2.0

(注) 実績はいずれも名目数値である。

能であろう。その結果個人貯蓄率はほぼ15%程度となり、投資、貯蓄バランス、需給バランスとも均衡的に維持されうると考えられる。

目標年次における物的生産量の姿はつぎのようになる。まず、鉱工業生産は、32年度の3.16倍となる。そのうち鉱業は1.32倍、製造工業は3.3倍とみられる。製造工業内では、重化学工業品の割合が、32年度の41%から73%へと大幅に増大する。農業生産は基準年次の1.45倍となるが、そのうち畜産が3.16倍と著しい増加を示す。それに対し耕種、養蚕等はほぼ現状の横ばい程度と考えられる。このような産業構造の変動を反映し、かつ促進させることによって輸出構造でも工業製品の輸出は基準年次の3.7倍となり、とくに重化学工業品の全輸出中にしめる比率は、53.5%に達する。他方輸入額は基準年次に対し約3.2倍となり、内容としては食料と原材料の輸入の比率が減少し、鉱物性燃料、完成品の比率は増加する。輸入構造にも産業構造の高度化に見合

う変化があらわれることになろう。

### 3. 成長の経路と問題点

計画の目標に到達する年平均の成長率は35年度から複利率で見るとほぼ7.2%であるが、現実には内外の経済条件の変化によって年々の変動が考えられる。成長の型もまた計画期間中に漸次変化していくであろう。

まず、今後数年間の経済成長は、過去数年の高度成長の影響を強くうけるものと予想される。在庫の調整等によって、成長率の一時的鈍化はあるにしても、基調としては当面かなり高い成長がつづく可能性が強い。その要因としては、わが国の経済体質が、経済高度化を行なう可能性を十分につくりあげていること、さらにおう盛な設備投資に対応する労働の供給がききにふれたように(第1表参照)とくに計画の前半期において潤沢であることである。さらに先進国との技術水準の格差は、これまでの成長過程で相当せばめられたとはいえ依然として残されており、今後の産業構造高度化



の過程においても、なお相当に先進技術を吸収しうる余地をもっている。

もちろん、このような高度成長維持の可能性については全く問題がないわけではない。その一つは、さきにふれた社会資本の充足が成長に適合していけるかどうか、ということである。この点からこの計画では、行政投資の伸び率を 35 年度以降 7% と計画の平均成長率より高く維持するよう計画することとし、さらにその使用については従来よりいっそうの能率的重点主義を要請している。第二の問題は、ここ数年來経済全般の伸び率より立ち遅れてきている消費の増加についてである。消費の相対的立ち遅れは、設備投資がおう盛であったことの反面であるとも考えられるが、この状態が持続されると供給過剰、設備過剰という形で経済成長の鈍化をもたらす可能性がでてこよう。したがって消費需要の適度な利げきについての配慮が必要となる場合がある。いま一つの問題は海外景気の動向である。これまでの期間では世界貿

易が順調に伸び、また交易条件もわが国に有利に働いてきたが、これらの点が将来どう推移するかは未知に属することが多い。しかしどのような場合でも、わが国経済の国際競争力が強化されればされるほどよいわけで、各産業の生産性向上が行なわれることを大きく期待している。

今後の経済発展の条件において、一つの明らかな変化がおこるのは、さきにふれたように計画の前半期から後半期にかけて生ずる労働力供給の変化である。新規労働力の供給は 38 年度から 42 年にかけて高く、その後は相当落ちることになると予想される。このような点からみれば、計画の前半期においては、高い成長のもとで、ある程度不完全就業の改善と農村労働力の第 2 次、第 3 次産業部門への流出が行なわれるであろう。後半期においても、農村人口の流出は進められるであろうが、成長にともなう労働市場はいっそうひう迫の度を加えることになる。その結果、需要面において消費需要が堅調となり、労働コストの強

調をもたらすとともに、供給力の面、とくに労働力の質的量的供給の面で、成長の制約要因が生ずる可能性がある。そして、このような過程を通じて、今日存在する格差構造の底辺部における低賃金雇用の解消が進められることになるであろう。

他方において、このような傾向は、労働力にかえて資本の装備率を高めることによって、労働生産性を引き上げ、労働力の不足に対抗する必要を、とくに中小企業で生じさせるであろう。このことはまた高賃金、高水準雇用経済への移行を示唆するものである。また、これまでの大企業におけるほう大な資本需要と中小企業における低賃金雇用吸収という両極併存のパターンに変化を及ぼし、中小企業においても資本需要が大きくなるという方向をとることになるであろう。このような計画期間における基本的な経済基調の変化は、この計画の実施に当たってつねに配慮されなければならないところである。

この面の影響は、国際貿易の面においても生ず

る。すなわち、前半期には、経済構造の変化を含みながらも、依然中小企業を中心とする労働集約的商品の輸出が重要な役割をもつが、後半期には世界貿易構造の高度化や後進国の工業化進展という事情も加わり、わが国の貿易構造のよりいっそうの高度化が要請される。その際、輸出市場を確保するよう労働生産性を高めうる企業の体制と労働生産性の上昇がコスト引き下げに反映される条件をつくる必要がある。

以上のように計画期間中の基調変化に対応しつつ、前述の産業構造の変化が進められることになるが、この間における産業別の成果と雇用および生産性の関係を示せば第7表の通りである。

すなわち、全体としては、成長は労働力の増加による部分より生産性の上昇による部分が大きくなる。成長率としては第2次産業が最も大きく、その雇用増加率も高い。これに反し、第1次産業は成長が低く、また近代化も進められるため雇用も大きく減少し、その減少分が第2次および第3

次産業に吸収されるということになる。この結果としての産業別生産性は、ほぼ同程度の伸びを示すことになり、相対生産性の比率は、第1次産業についてみると若干改善されるであろう。すなわち、計画期間中、わが国経済では農業革命と工業高度化とが結合した形での構造変革が進められることになるわけである。

第9表 労働生産性・就業者増加率・成長率

—基準年次からの年率—

(単位：%)

産業別	成長率	就業者増加率	1人当り労働生産性増加率
第1次産業	2.8	-2.8	5.6
第2次産業	9.0	3.5	5.5
第3次産業	8.2	2.7	5.5
運輸・通信 公益事業	8.8	3.2	5.6
全産業	7.8	1.2	6.6

(注) 全産業欄の各率は産業別のウェイトを考慮して算出したものである。

(20)

#### 4. 計画期間における物価問題

この計画の目標は、実買価格で国民経済規模の倍増を図ることであって、この期間中に、もし物価水準の上昇があれば名目的には倍増以上の目標を達成することを意味する。

この計画では、計画価格として昭和33年度価格を採用し、計画期間中総合物価の変動は想定せず、前節に述べた総供給と総需要が最終的に均衡して、長期的には物価水準が安定的に維持されるものと考えている。物価の安定を維持することはこの計画全体の円滑な達成に不可欠の条件である。ただし、成長の過程において景気変動が全くなくなるわけではなく、とくにわが国は海外景気に左右されるところが大きく、短期の物価変動を完全に除去することは困難である。また、成長の過程に応じて経済構造が変化し、資本、労力の供給関係等にも変化が生ずるので、個別の財貨やサービスには異なった動きがあることは当然考えられよう。

価格を形成する諸要素のうち、労力コストは長期的な労力需給事情からみて上昇圧力が強まるものと思わ

(21)

れる。このことは、わが国多年の懸案になっていた低賃金と二重構造が解消していくことを意味している。

したがって、今後は産業、とくにコスト中労務費の割合の高い部門においては、資本技術率を高め、生産性を向上することによって価格の上昇の要因を吸収することが必要となってくる。

しかし、競争代替関係にあるものがなく、生産性向上にも限度のあるサービス関係などについては価格が上昇することもありえよう。また、現行の公共料金は、資源の適正配分あるいは経済の正常な循環をゆがめている面もあるので、企業経営の格段の合理化を前提として長期的観点から是正も必要となろう。

このように価格上昇の傾向にあるものがある反面、生産性向上の余地が大きく、これから量産体制にはいる生産財や耐久消費財においては価格はむしろ低下する可能性がある。また、配給、流通機構の合理化、効率化が進められる結果、消費者物価の上昇が抑制されることもあり、さらに貿易自由化への移行にともなう海外から安価な商品が輸入されて価格が下がるもの

も生じよう。このように、計画期間を通じて、漸次サービス料金等が比較的高い先進国型の物価体系に移行しつつ、あるものは上昇、あるものは低下すると予想されるが、全体としての物価水準はできるだけ上がらないよう努力する必要がある。

物価の安定を維持することはこの計画達成のために不可欠の要件であることはいうまでもないので、たえずその動きに留意し適時適切な物価対策をとる必要がある。たとえば、独占的な行為によって不当に価格を上げられるような場合には消費者の利益をまもる立場から行政手段による対策の必要性も考えられる。

なお、短期の景気変動にともなう物価の変化については、主として適切な財政金融政策によって、なるべく変動の期間と振幅を小さくする必要があるだろう。

## 第2部 政府公共部門の計画

### 第1章 計画における政府の役割

#### 1. 経済成長と政府の役割

倍増計画の対象は、政府が直接、政策の実現手段を有する政府公共部門に中心がおかれる。従来の計画は民間分野についてもかなりの関与を前提としていたが、それらに比べるとこの計画では政府の直接関与する範囲はせばめられたことになるが、せばめられた範囲では従来以上に責任をもつものである。

政府はつねにわが国経済がもつ潜在的な成長力を正しく評価しながら、成長要因を積極的に培養し、成長阻害要因を排除する任務をもっている。さらに財政金融政策の適正な運用による通貨価値の安定と成長資金の確保および景気変動幅の縮少という任務をもっている。すべてこれらの任務は、後段民間部門においても述べるように、一面においては民間における創造を十分発揮しうる条件をつくるためのものである。このような観点から、この計画において

(45)

政府が果すべき役割はつぎの諸点である。

オ一は、社会資本の充足である。それは経済基盤の強化と、民生の安定をもたらし、また国土の保全と有効利用を可能ならしめる。さらに、これらの部門に対する行政投資の弾力的運用によって景気の重要な調整機能を果すこともできる。

オ二は、教育、訓練等による人間能力の向上および科学技術の振興である。それは民間の活動と相まって、新しい時代の要求する人間を形成することによって経済成長を積極的に促進するものである。

オ三は、社会保障の充実と社会福祉の向上である。福祉国家の建設は近代国家としての責任でもあるし、またやり方によっては経済成長を促進することもできよう。

オ四は、民間産業の誘導である。政府は直接に民間企業活動の内部に立ち入ることなく、企業活動の環境を整備しつつ、それを好ましい方向に誘導する立場に立つことである。この場合、構造政策を積極的に推進する面と、公正競争の確保、大衆消費者の

(46)

保護という価格対策ないし消費者行政などの監視的側面がある。

## 2. 政策実現のための手段

この計画に示された経済政策を実現するためには、できるだけ民間企業や個人の創意と工夫に期待し、直接的統制手段をとることは極力これをさけることがのぞましい。さらに、直接個々の企業を対象にしたような保護政策はできるだけ避けながら、十分に経済性を発揮させる政策をとることが必要である。

したがって、従来のような物的統制や為替管理政策は後退し、主として財政金融政策による間接的手段と民間部門に対する適切な誘導政策によって計画目標を実現する。

政策の実行に当たっては、総合性をもたせることはいうまでもないが、この計画ではできるだけ実行の順位や順序を明らかにすることに努めた。

政策実行はまた機動的、弾力的でなければならない。前述の通りこの計画では予測的性格をもつ部門が相当多く、また国際経済の動きなど計画実行の段

(47)

208

階で予期しえない変化がおこりえよう。その場合、計画を硬直的に考えることは不必要な摩擦を生じ、かえって健全な成長を阻害することになる。計画作成に当たってはそのような事態に処しうる措置を考慮する必要がある。

さらに、この計画の目標達成に關して強調されなければならないのは制度の改正である。これまで経済成長に対して諸制度が果たしてきた役割はあまり重視されなかった。しかし、計画期間におけるように、戦後の復興段階から新たな発展段階をむかえ、かつ産業構造の変化が急激に行なわれようとする時期には、成長を阻害しつつある諸制度を成長を促進する性格のものに改正していく必要がある。社会資本の充足、教育の普及、社会福祉の向上その他あらゆる政策面でこのような制度への考慮が必要である。

また、行政機構の簡素化と行政の近代化に努め、政策の推進に当たっては、いたずらに新規の政府機関を濫設することは厳にさける必要がある。

## 第2章 社会資本の充足

### 1. 社会資本充足の必要性と基本方向

生産活動と国民生活の基盤をなす社会資本の劣弱性はすでにかなり早くから向題にされ、その要請にこたえるための公共投資は近年急激に増強されてきた。しかし、これらの努力をもつてしても、また国民経済の成長と発展に必要にして十分な施策が円滑に進行しているとみることはできない。したがって、この際、公共投資の量ならびに質の両方の面について根本的な検討を加え、より効果的に今後の社会資本の充実に軌道にのせる必要が痛感される。

計画期間における社会資本充実にのめる方向としては、産業基盤強化のための社会資本をまず必要最小限確保することが緊要である。なぜならば、この面における施設の劣弱が経済成長のあい路となる可能性が相当強いと考えられるからである。したがって、産業の基盤をなす社会資本の拡充のために種々の努力を傾けることこそが、この計画がめざす高度成長を実現していくための基本的課題でなければな

らない。

このような観点から今後道路、港湾、鉄道、空港等の輸送施設、電信電話等の通信施設、さらには工業用地、用水等産業の立地条件の格段の整備を図る必要がある。この場合、既成工業地帯の行きづまり、大都市問題の激化、地域間所得格差の拡大等、現在国民経済全体の大きな構造変革の必要性が強まりつつあるので、長期的総合的な観点から今後のあるべき産業立地の姿を想定し、それに即応した方向において基盤の整備に努めなければならない。

さらに、農林水産業の近代化に関する投資は、その遅れた社会的経済的構造の解消を目的とするとともに、今後予想される産業間労働移動、食糧需要構造の変化等に対処するものでなければならない。

経済の急速な成長によって道路を中心とした交通施設の遅れと、工業用水の不足はますます拡大しつつあるので、その整備拡充に大きな重点をおく必要がある。また交通施設については経済活動、国民生活の高度化に対応して、その内部構造そのものも近

代化の必要にせまられており、その整備に当たっては、産業の適正配置の観点からの要請とともに、交通施設相互の役割を明確にし、近代的な総合交通体系の確立を指向する。

その方向としては、住宅および生活環境施設等の生活基盤の拡充、とくにこれらを通じての都市問題の緩和を図る必要がある。この面における着しい立ち遅れを考えると、住宅、上下水道、病院、厚生福祉施設、文教施設等の社会的諸施設の整備と拡充にできる限り多くの努力を注ぐことが、政策の重要な方向とならなければならない。

大都市問題は、経済の発展につれてますますその解決の重要性をましてきているが、さしあたり現在までの大都市集中の結果醸成されている各種の摩擦を緩和するために、広域的な都市計画にもとづいて、大都市における住宅、交通、上下水道、公園等の環境整備に重点をおく必要がある。さらに、都市再開発に要する巨額な費用を考えると、地域格差の是正、そのための産業立地政策のあり方とも関連して、長



期的な視野に立つ抜本策が漸次実施されていく必要がある。

社会資本充実のオミの方向として、国土保全施設の強化が図られなければならない。年々の天災等によって保全施設が受けた損傷はすべて復旧されているにもかかわらず大災害が頻発する現状からみれば、従来実施されていた保全の程度そのものが不十分で、今後かなり抜本的な保全施設の増強を行なうとともに、通信連絡や警報の面を強化すること等によって、災害をできる限り防除する必要がある。

なお、水の問題は、治水による国土の保全のほか、上水、工業用水、農業用水等の確保と総合調整の面からも今後重要となるので、治水利水の総合的な観点から、事業の計画および実施が推進されなければならない。

このような基本的な方向にそって計画期間における社会資本の充実を図らなければならないが、これらの実施に当たっては、国民経済全体の運営との有機的関連が常に配慮されなければならない。わが国

における社会資本の劣弱は、基本的にはその後進性にもとづく構造的な不均衡であり、その完全な是正のためには計画期間よりさらに長期にわたって努力が続けられなければならない。社会資本の充実を急ぐあまり、確保すべき民間の設備投資に支障をきたしたり、財政に破たんをもたらしたり、あるいはインフレーションをひき起すのでは経済成長そのものが阻害される結果になる。したがって、この計画においては、他の諸要素との関連を考慮し、国民経済の均衡ある発展の見地からみた最大限の規模として、社会資本充実のための行政投資の企業設備投資に対する比率を、現在の1:3より、目標年次には1:2程度に拡大し、この計画期間中に合計16.13兆円(35年度価格)を投下することとした。

これは、社会資本の充足の必要額からすれば、なお不十分であることはいうまでもないが、国民経済的にみればかなりの比重をもち、またその源が主として国民の負担する租税であることを考えれば、その使用についてはとくに厳正でなければならない。ま

た、今後その投資の効率的な実施のための対策を強く推進することによって、限られた資金により最大限の効果をあげるよう努める必要がある。このためには、まず従来の公共投資に対してしばしばなされていた脆花性、事業施行の非能率等を是正し、官庁間のセクショナリズムや、種々の利害関係からくるわい曲から脱却し、技術的経済的に最適の配分、実施を図ることが必要である。またこのような体制を確立するためには、公共投資の計画あるいは実施についての機構を整備し、関連事業をできる限り統一的視野のもとに行ない、あるいは計画調査費用を拡充して経済合理性にもとづく実施計画を確定する等に努めるとともに、建設事業の機械化と近代化を強力に推進することにより、事業の施行そのものを能率化し、これらによって事業費の節約、その効率的な使用に格段の努力を払う必要がある。さらに建設された資産の維持管理は、いわば消極的な投資として新增設に劣らない重要性をもつものであり、このための費用の増強や機構の合理化にも大いに留意する。

なお、用地の取得や補償の問題が、今後の社会資本充実のうえですます大きな障害となる可能性があり、投資の効率を高め事業の進捗をよくを図るため上地その他物件の公共施設への転用、利用について不当利得あるいはいさすぎた権利の主張を併し、早期円滑な解決に努める必要がある。

このため統一的補償基準の策定、評価鑑定制度の確立、あるいは買収完結前においても、できるだけすみやかに事業に着手できるような方法を早急に検討し、補償の適正化と事業の促進を図るための抜本的解決策を講じなければならない。

以上の考え方にもとづき、この計画における社会資本充実のための各事業への必要行政投資額としてはアノ表の規模が確保される必要がある。もちろん、これは期間中の景気変動を考慮していないから年々の投資額決定に当たっては、公共投資の景気調整手段としての役割も考慮しつつ、大きく弾力性を持たせて運用すべきものである。

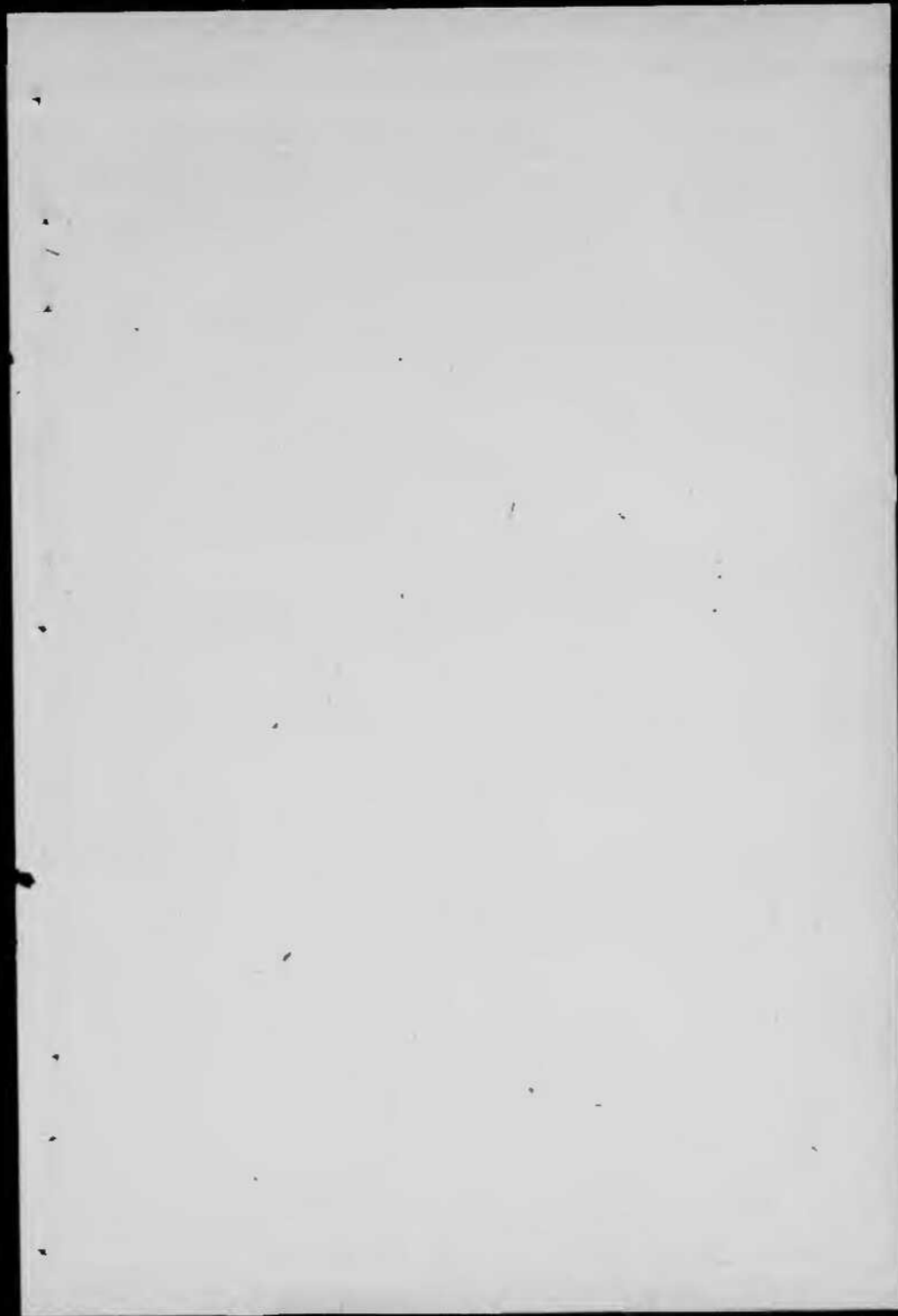
また、各事業のおおよその方向としては、産業基

盤強化のための投資は計画の前半期に、かなり重点的に投資することがのでましいと考える。しかし、道路、港湾等、これらの産業基盤施設が全般的にみて今後の経済成長の基本的な路となっており、その拡充が必要であるとはいえ、行政投資総額の制限と他の分野との均衡上、その理想的な解決はこの10年間に到底達成不可能であると考えられる。一方民生安定のための投資は、産業発展の基盤として必要なものをのぞき、むしろ後半期に高く、国土保全のための投資は長期的、計画的に実施し、緊急を要するものについては、計画前半期より重点的に実施する必要があると考えられる。

その他の分については期間中一律に増加していくことを想定している。

なお、今後長期的観点に立つてわが国産業の適正な配量と地域的経済発展の不均衡の可及的すみやかな是正が図られなければならないが、これらは、わが国の経済発展のうえで、画期的な事業であり、その実施に当たっては各種公共事業の計画性と適合性

がいつそう強く保持されなければならない。このような産業立地政策の進展にともなう道路、港湾、用水、勤労者住宅等の先行投資的な新規発生所要額をまかない、また計画期間の後半期に重点をおいて、新たに、北海道 東北 關日本等の後進地域における大規模工業地帯の育成に着手し、さらに新首都造成に際する可否について検討する等のために、各事業にまたがる産業立地調整費金を5,000億円確保し、これらの画期的事業の初果的完成を図るものとする。



めくれず

第10表 行政投資実績および計画期間中の投資額

(単位：億円)

事業別	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	計画期間中の投資額
道路		564	571	609	795	1,147	1,401	1,720	2,276	49,000
港湾		121	97	92	110	142	169	240	272	5,300
森林木産業		469	434	422	464	536	599	647	824	10,000
小計		1,154	1,102	1,123	1,369	1,825	2,169	2,607	3,373	64,300
産業立地調整										5,000
住宅		260	271	312	338	416	502	494	534	13,000
環境衛生		30	56	50	65	115	122	190	248	5,700
厚生福祉		271	229	219	202	219	201	231	246	4,000
小計		561	556	581	605	750	825	915	1,028	22,700
治山治水		468	486	468	440	500	517	639	789	11,200
災害復旧		409	236	401	533	491	573	825	733	5,300
小計		1,377	1,222	1,069	973	991	1,091	1,464	1,522	16,500
計		3,092	2,880	2,773	2,947	3,566	4,085	4,986	5,923	108,500
その他 (文教施設)		1,542	1,568	1,435	1,665	2,135	2,629	2,925	3,447	52,800 (11,000)
合計		4,635	4,448	4,208	4,612	5,701	6,714	7,911	9,370	161,300

(注) 計画期間中の投資所要額は35年度価格である。

方準公営企業の投資額を括れている。

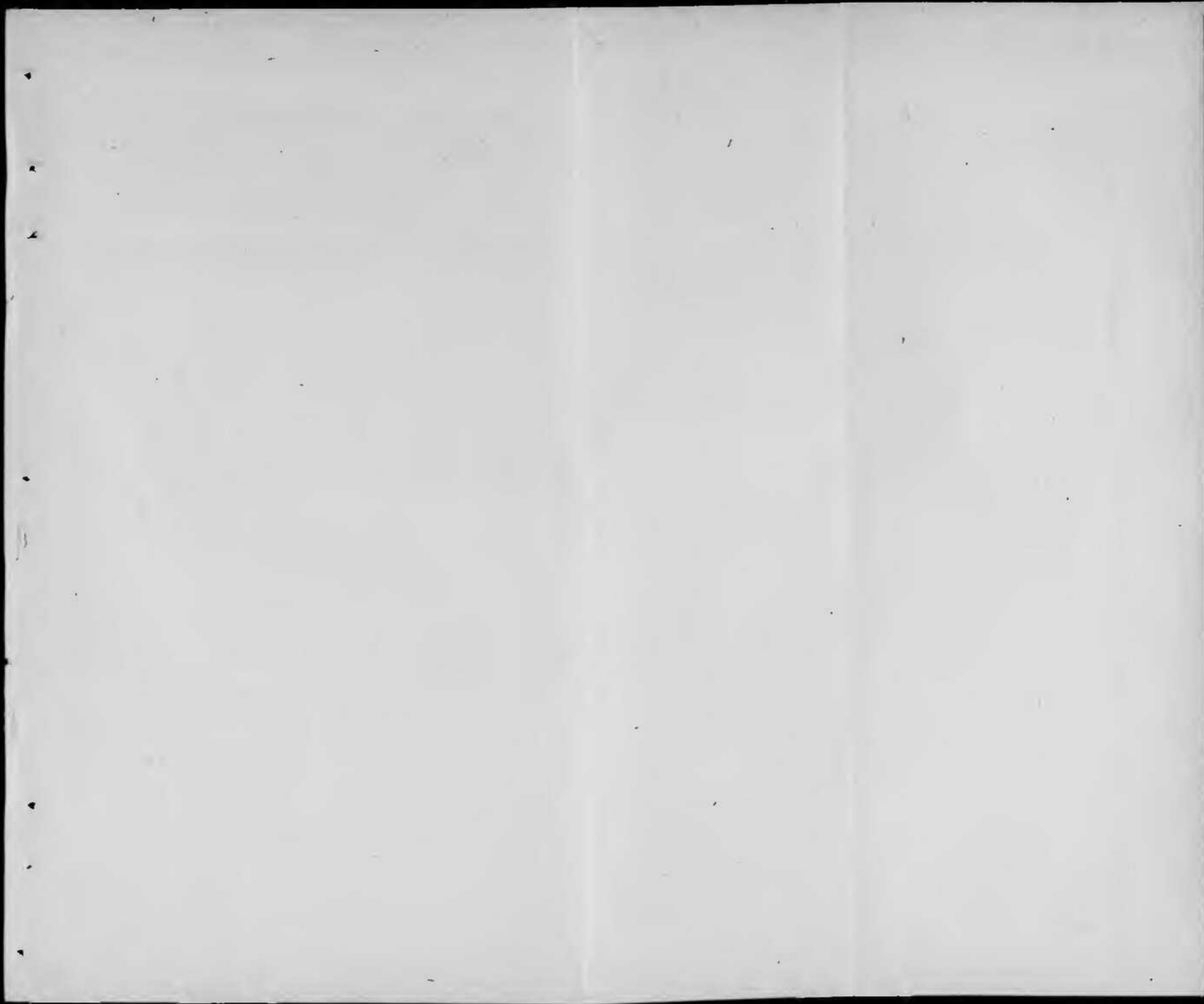
(備考) 1. 行政投資とは、民間企業投資および政府の企業投資以外の、いわば政府固有の役割を果たすための投資であり、中央・地方の一般会計および普通会計並びに非企業特別会計の投資額、道路、首都高速、農用用水、森林用電、機械用電、住宅の各公園、原子力研究所の投資額および此

2. 各事業の範囲は下記の通りである。

- (1) 道路 道路、街路、特快、橋、堤防、災害、離島、冷害の公共事業、道路公園、首都高速、地方単独(区画整理の一般取壊分、奄美および補助率差額を除く)
- (2) 港湾 公共事業、奄美、地方単独

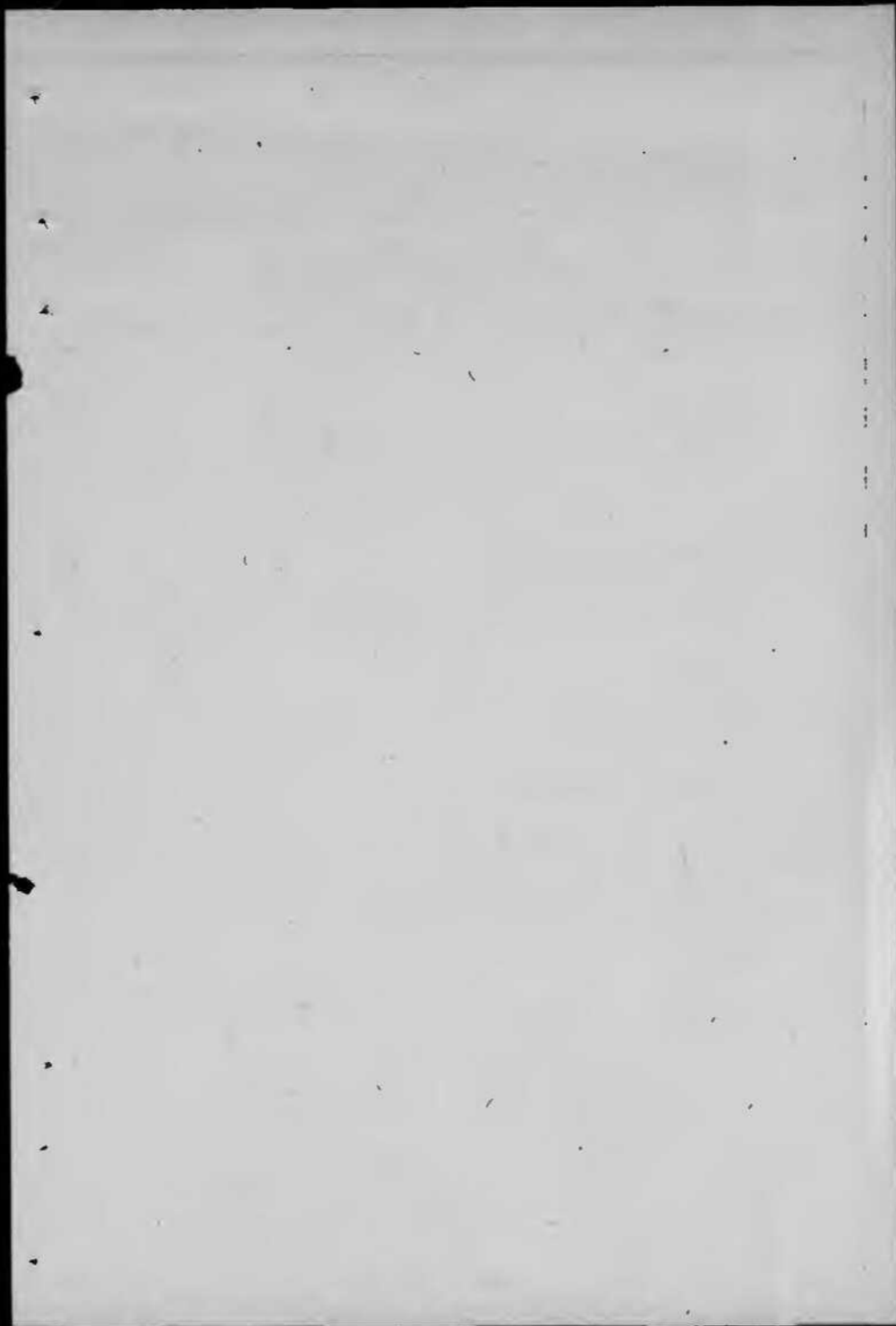
(58)

(59)



めくれず

- (3) 農林水産業 — 農業基礎、畜養、災民、愛知公園、機械公園、草地改良、林道、造林、漁港および漁港地方単独（農業共同施設をのぞく）
- (4) 産業立地調整 — 産業立地計画の進展にともなう事業の初歩的遂行のための調整資金（調整費、事業費）
- (5) 住 宅 — 住宅公園建設、公営住宅および地方単独（用地費を含む）
- (6) 環境衛生 — 下水道管さし（都市下水道を含む）終末処理、簡易水道、清掃施設および地方単独
- (7) 厚生福祉 — 病院（保健所を含む）保健衛生（保健所、清掃施設、終末処理、簡易水道をのぞく）国立公園、社会福祉、児童母子福祉、非企業特別会計福祉施設（病院をのぞく）および地方単独
- (8) 治山治水 — 河川、ダム、砂防、放牧、民有林治山および地方単独（海岸をのぞく）
- (9) 災害復旧 — 公共事業、伊勢湾および地方単独
- (10) 「その他」 — 文教施設、防衛施設、官庁警備、区港、海岸保全等を含んでいる。



めくれず



## 2. 産業の適正配置の推進

この計画の実施にともなつて、今後の産業配置の重要性は増大する。計画の中心時役割をになうものは工業であるが、工業生産は34年度から目標年次に約3.3倍になるとして、それに必要な用地、用水、道路、港灣等の整備が大きな問題であり、産業をいかなる地帯に立地させるのが適當であるかということが今後の経済発展の重要な条件となっている。

産業立地政策を考えるに当たってはつきが諸要因が問題となる。すなわち (1) 企業における経済的合理性の尊重 (2) 所得格差、地域格差の是正、(3) 過大都市発生の防止などである。本来立地は企業が決定するものであり、この計画とも企業の経済的合理性にもとづく選択は原則として尊重するが、野放しの自由放任は、過大都市、地域間所得格差の問題をいっそう深刻化し、国民経済そのものを非効率化してゆくであろう。したがつて、産業の配置に当たっては、地域格差の是正、過大都市の防止も十分考慮しなければならぬ。しかし、他方その点の

(61)

考慮にあまり重点をおくと、無計画、恣意的な工業分散化に陥り易く、その結果、経済成長の効率をそこなうおそれなしとしない。したがって、みだりに工業の分散を図るべきではなく、分散化自体にも計画性が必要である。このことは産業立地に関する行政投資あるいは社会資本の配分面からも重要である。社会資本は最大の立地誘導手段であるが、資金の枠には限度があり、重点的に集中投下するのでなければその効果は確保されない。

なお、本来地域間所得格差はわが国の二重構造の問題であり、立地政策だけでは十分解決されるので、その他の政策、たとえば農業近代化政策、中小企業対策、社会保障政策等もあわせて推進しなければならない。

以上の諸点を考慮した上で計画期間の産業立地のあり方をのぎのように考える。

(1) 四大既成工業地帯（京浜、中京、阪神、北九州）を連ねるベルト状の地域は大消費地に接近し、産業関連施設の整備もすでに相当行なわれており、

(62)

また、関連産業、下請企業が互いに存続し、用地、用水もかなりの余裕を持っているなど、他地域にくらべてすぐれた立地条件を持っている。したがって社会資本の効率も高いので、この地域は計画期間における工業立地の重要な役割を果たすことになる。このため、ベルト地域の中間地点に中規模の新工業地帯を造成整備する。これにより、生産単位の巨大化、企業のコンビナート化の傾向に対応させる。

(2) ベルト地域のうち、四大工業地帯の収束部への新たな工業集中は原則として禁止又は制限する。その代り工業用水道、道路交通、住宅、下水道等の諸施設に対して追加投資を行ない、再開発によって生産の効率化と隘路の打開に努める。

(3) 四大工業地帯の中心部よりできるだけ距離をおいた近接および周辺地域への工場分散を促進し、交通網の整備により、その外延の拡大を図る。

(4) 北海道、東北、真日本（中部）は期間中において現に行なわれている既定の計画を実施するが、

(63)

317

これらの地域は、倍增計画につづくつぎの期間に  
いっそう重要な役割を果たすものと考えられるので、  
計画期間の後半期に重点を置いて、慎重な配慮で  
選定された地点につき大規模な中心的工業地帯と  
なるのにふさわしい外部条件の整備を図る。これ  
等工業地帯を中核として、工業化を促進する。

また、後進性の強い地域については、地域間所  
得格差を是正する等の観点より、適当な規模の  
工業地帯の育成や農村地帯に適した工業の分散が  
のぞましく、そのためには、各地域の特殊な立地  
条件を生かすとともに内陸交通等の整備による各  
地域の有機的結びつきを強化し、経済圏の機能的  
拡大を図ることが必要である。

このような産業立地条件の方向に対応して地域  
格差は既成工業地帯以外の所得水準が相対的に高  
まるので現状よりかなり緩和されよう。またこの  
ほか10年間の工業用地の新規必要量は約5.5万  
ヘクタール(1.65億坪)と試算され、目標年次  
の工業用水使用量は1日当り約7,000~8,500万

トンになると見込まれる。したがって工業用地造  
成および工業用水道建設事業は計画期間において  
社会資本充足における重点事業となる。

産業立地の基本方向を円滑に推進するためには、  
つぎのような諸問題について適正な政策ないしは  
制度的改善が図られなければならない。

(1) 工業地帯の造成整備に当たって用地、用水、  
労力等の諸点を、農業との立地調整を円滑に  
行なう。

(2) 行政投資による再開発を行っても東京都の  
過大都市化の傾向は容易に改められないと考え  
られるので、政府機関、大学等の公共機関を他  
の適地に移転して、新首都を造成することの可  
否を検討する。

(3) 既成四大工業地帯の中心部に対する工場新增  
設の原則としての禁止または制限、工業の地方  
分散のための融資指導に必要な立法その他の措  
置をすみやかに具体化する。

(4) 産業および人口の配置に関する問題は将来

すますこの重要性が増大し、しかも問題は単に工業立地にとどまらず、地域間格差、地域間労働移動、用地、用水問題にかんする資源策との調整等多方面に及ぶので、この際産業立地政策を統一的に行なう行政機関の設置ないし、これら諸問題に関する計画を作成し、その対策の方向を明らかにする審議会、もしくは調査会の設置を考慮する。

### 3 総合的な交通体系の確立

今後経済の高成長を實現していくためには、差し当り輸送需要の急増に対処して輸送隘路の解決を図りつつ各種において近代的合理的交通体系を創出することが最も重要な課題である。このため今後の国土交通政策を考へるに當つては次のような基本的な考え方が重要である。すなわち、

- (1) 各交通機関の輸送力の増大と最大限に技術革新をいれた近代化によつて合理的交通分業関係を創出すべきである。
- (2) 各交通機関は需要者がそれぞれのサービスと運賃を考慮して任意に選択利用できる状態におかれるべきである。
- (3) 交通企業は自立採算制を尊重し、乗価主義によつて決定された適正運賃を原則とすべきであり、これにより各交通機関の分野の適正化を図るとともに、企業経営基盤を強化すべきである。
- (4) 可動施設の能力増加と固定施設の建設整備は均衡を保たなければならない。このために固定施設

は一定計画にもとづく先行投資を行ない、可動施設は能力増加とあわせて近代化を行なうことが要求される。

今後の旅客貨物輸送需要は、経済規模の拡大あるいは産業構造、地域構造の変化や各交通機関の運賃等によって変化していく。これらの要因にもとづいて目標年次の輸送量を推計するとオノ表

オノ表 国内貨物輸送

(単位:億トン)

項目	昭和33年度 (A)	昭和34年度	目標年次 (B)	(B/A) (%)	
				増加率	年率
貨物輸送量	(100) 975	1,164	(100) 2,173	223	6.9
国鉄	(46.5) 453	499	(37.5) 815	180	5.0
トラック	(13.3) 130	152	(22.9) 498	382	11.8
航空海運	(40.2) 392	513	(39.6) 860	219	6.8
民鉄	* 7	* 8	* 9	-	-

(注) 1. ( )内は構成比を示す。  
2. \*は外数を示す

(69)

オノ表の通りとなる。

輸送構造には貨客とも自動車の分野が拡大し、伸び率では航空機、乗用車がとくに著しい。鉄道

第12表 国内旅客輸送

(単位:億人キロ)

項目	昭和33年度 (A)	昭和34年度	目標年次 (B)	(B/A) (%)	
				増加率	年率
旅客輸送量	(100) 2,109	2,283	(100) 5,082	241	7.6
国鉄	(50.4) 1,062	1,142	(40.1) 2,039	192	5.5
民鉄	(25.3) 534	556	(19.3) 981	183	5.1
バス	(20.7) 437	503	(28.4) 1,445	331	10.5
乗用車	(2.0) 63	65	(3.9) 504	800	19.0
航空機	(0.2) 4	5	(2.1) 103	2507	30.8
旅客船	(0.4) 8	9	(0.2) 10	-	-

(注) ( )内は構成比を示す

(69)

220

の輸送量はなお増加するが、その全体に占める割合は漸次減退するであろう。また輸送量全体としては、貨物輸送量が2.2倍、旅客輸送量が2.4倍に増大することが見込まれる。したがって、このような輸送需要に応ずるためには、計画期間にかなり大幅な投資の増大、それによる交通施設の拡充が必要である。今後の交通投資を行なうに当たっては交通部門全体にわたり総合的計画を策定し、投資効率の向上を図るとともに、国民経済全体としてみた産業立地のあり方にとくに留意して、重点主義を強化すべきである。とくに長期の懐妊期間を要し、隘路発生を防止する投資については制度的改善も考慮して最優先の扱いとする必要がある。

つぎに各部門についての政策の方向として、第一に道路については、自動車輸送需要の飛躍的發展に対応して投資規模を大幅に拡大するとともに、将来の産業発達、地域構造等を十分に考慮して輸送需要に即応する最速道路体系を重点的に確立していかねばならない。とくに大都市間交通の拡充のため

の大動脈的幹線道路、都市交通緩和のための街路および都市高速自動車道、大工業地帯とその周辺地帯を結ぶ道路網の整備拡充が図られなければならない。

このための投資所要額は経済の規模と可能な行政投資の総額をかん案して2.5兆円と算定した。また道路交通の安全と効率向上のための管理方式の改善、有料道路制度の活用、国、都道府県、市町村間の道路事業に対する役割の合理的配分等、制度面においても十分その改革が検討されなければならない。

鉄道輸送については漸次その比重は減少するが、今後も重要な役割を果し、とくに将来の経済規模の拡大、産業立地と関連して重要幹線の複線化、複々線化等の重点的増強は、その懐妊期間が長いことを考慮すれば、とくに計画前半期に推進する必要がある。しかし鉄道については今後自主的に経営の合理化、輸送方式の近代化、生産性の向上を促進する一方、ローカル線については例外をのぞいて今後の建設を中止し、現在の線路も国民経済的に非合理的ものは撤去するなど、体質改善と経営基盤の安定化の

ための根本的対策が必要である。

現在これをはばむ種々の経営規制があるが、そのうちとくに非合理的な運賃体系については原価主義を確立し、また公共性を維持する範囲で企業的振動性を与える等、経済の実態に即応する有効な施策を確立する必要がある。

今後の輸送需要に占めるべき国鉄の比重から、10年間の投資額を巨視的に算定すれば、2/3兆円と推計されるが、国鉄経営基盤の強化を上記の根本的対策との関連において考慮すれば、1.4～1.6兆円でもかなりの成果をあげることが可能と考えられる。

都市交通とくに大都市圏の交通難は世界最悪と評されている。したがって都市交通の隘路打開のために鉄道、地下鉄、都市高速自動車道を増強し、各交通機関相互にもっと能率的に連絡する体系をつくらなければならない。しかし都市交通はそれだけで解決されるものではなく、交通対策を織り込んだ都市再開発、広域都市計画を強力におし進めることによ

(22)

って真の解決が見出されなければならない。

内航海運は経済活動の消長により貨物の著しい増減があるが、計画期間中には陸上輸送力の頭打ち傾向および鉄道運賃の適正化の影響もあって、きわめて重要な役割を果たすことが予想される。したがって、運賃体系の合理化、港湾の整備と相まって、内航船の船質の改善、輸送の能率化等の近代化の努力が強く要求される。

港湾については、外国貿易の伸張、現在の窮乏の度合等から考えて、貨物取扱量が巨大な重要港湾を重点的に整備することが必要である。また、わが国の特殊性からみて、新規工業地帯における港湾の重要性はきわめて高いと思われるので、長期的な産業立地の方向からみて、今後発展していくと考えられる地域で中核的な港湾のある程度先行的な整備が考えられなければならない。このための投資所要額は5,300億円と算定したが、原単位方式による巨視的計算によればなおかなりの巨額を要する試算もあるので、投資の合理性追求のために、格別の努力が

(23)

期待される。なお、港湾経営の確立、とくに財政的  
基盤強化のための受益者負担制度、港湾利用料率の  
適正化等の新しい方向の導入、さらには地方港湾の  
うち投資の必要性の比較的に小さいものへの国庫補助  
の減少等が考慮される必要がある。

「現代都市とは空港を持つ都市である」といわれ  
るほど空港が国際交通だけでなく、国内交通につい  
ても重要となりつつある。したがって国際空港をは  
じめ幹線空港その他ローカル空港の整備拡充および  
航空保安施設の近代化を促進するとともに能率的航  
空機の導入によって全国的な航空輸送体系を確立す  
ることが必要である。

なお、電話を中心とする近代的な通信施設の急要  
な拡充は、国民生活および産業の近代化のための重  
要な前提である。しかし、わが国の電話普及率は  
100人当たり467台で世界的にみてきわめて低  
位にあり、しかも多年にわたる投資不足の累積によ  
って戦後電話の需給関係は程度にひびきかけている。  
また昭和45年度末の電話需要数は約1,500万が見

(64)

込まれ、53年度末の約2倍と見られてきついで伸び  
が予想される。したがって今後需給均衡をできる限  
り早期に実現し、自動化、即時化を含めた能率化、  
近代化を促進して、古い体質からの脱皮を図る必要  
がある。として普及率としては15～19台(3.3  
～3.7倍)程度が目標となる。また、加入  
電信の拡充、I.D.P方式(資料集中処理方式)の開  
発等、産業の近代化に即応した電信網の整備が必要  
である。このための投資所要額は、需要充足率を  
85～95%に好転させるとした巨視的推計によ  
れば、3.3～3.6兆円が必要と算定されるが、財  
政融資による資金調達額を現状の伸び率程度とみ  
れば、2.5～2.7兆円程度となる。しかし一方、  
これらの施設投資に当たっては、財政融資に依存  
するまえに、新技術の導入、経営の合理化を図って  
自己資本の拡充に努力することが肝要である。

また、郵便事業においては経営の合理化と、サー  
ビスの質の向上を図るため局内外施設の機械化や集  
配施設の自動化を促進する必要がある。

(65)



#### ダ、住宅および生活環境の整備

最近めざましい向上を示している生産水準あるいは個人の消費生活に対して、国民生活の基本的な一側面をなす住宅、およびそれをとりまく上下水道その他の生活環境施設の立ち遅れは著しいものがあり、このままでは、その不均衡がますます深刻化してゆくおそれがある。しかも、これらの生活環境施設は、個人の意志や所得上昇のみで改善しうるものではなく、公共投資の拡大によってはじめて可能となるものであり、住宅も程度の差はあれ、これと共通した性格をもつものである。そして、これらの整備は、直接国民生活水準の向上をもたらすだけでなく、健全な労働力の確保と再生産、社会的緊張の緩和、有効需要の拡大等の効果をもたらす、経済成長に貢献するものである。

このような住宅および生活環境の整備に当たっては、その基礎と都市計画的配慮が貫徹されなければならない。すなわち、人口と産業の合理的な地域配分計画に即応して、総合的、有機的な都市計画のマ

スタープランを確立し、これにしたがって効率的、合理的にあらゆる都市施設を整備してゆくことが必要である。その際とくに、いわゆる広域都市計画の観点が重視されなければならない。また、オノ表に示した通り、人口の都市集中はかなり激しく、既成市街地内の人口は現在よりさらに約400万人も増加すると予想されるので、街路その他の公共施設の整備、第2、第3次産業用地需要の増大に対応しつつ、住環境の改善を達成するためには、市街地の最も効率的、合理的利用が実現されなければならない。

住宅については、全般的にみれば応急対策の時期にはすでに過ぎ去り、「健康で文化的」な生活を営むに足る住宅をすべての世帯に与えることを目標とすべき段階に達している。このため、今後の住宅対策においては、住宅の質的向上、都市住宅の不燃高層化、所得水準に応じた賃貸住宅の供給拡大などを基本的方向とすべきである。また、住宅建設に対する援助の制度方式は、常に経済情勢、社会情勢に応じ

第13表 市街地面積と人口

項 目		昭和30年度	昭和35年度	目標年次
総人口(万人)		8,928	9,390	10,222
市街地人口(万人)		3,833	4,543	5,936
非市街地人口(万人)		5,094	4,847	4,286
既存市街地	面積(1,000ha)	304	341	341
	人口(万人)	3,833	4,543	4,947
	密度(人/ha)	126	133	145
新市街地	面積(1,000ha)	-	-	99
	人口(万人)	-	-	989
	密度(人/ha)	-	-	100

(注) 既存市街地とは、昭和35年度における市街地である。

(18)

て再検討されるべきであり、同時に、住宅行政が総合的見地から一元的かつ強力に実施されることが必要である。

世帯数の増加と社会的移動および減耗住宅の補充のための建設に計画期間内に8,800億〜9,700億円(33年度単価格、用地費を含まない。)の住宅投資が行われなければならない。このうち、公営住宅および住宅公園の賃貸住宅に対しては、用地費を含めて13兆円の行政投資が見込まれるが、都市の近代化、低所得層の住生活安定、労働力の可動性向上などの国家的要請を充足しつつ居住水準を向上させるためには、行政投資と並んで公的な長期低利融資などの施策を積極化することが必要である。同時に民間における住宅投資の促進とのおどましい方向への誘導が強力に推進されなければならない。

住宅および公共施設の充実にとって、宅地問題は深刻化の度を加えつつあるが、それは根本的には宅地需給のアンバランスに起因する。そのため、宅地対策としては、都市機能を分散して、異常な宅地需

(19)

要圧力を緩和するとともに、適正規模の借家を大量に供給することによって不合理な持家建設のための宅地需要を減退させる努力も必要である。また、既成市街地の再開発等により既存宅地の利用率を向上し、土地利用の合理化を図るとともに、宅地の造成を積極的に推進すべきである。この宅地造成に際しては、長期的、総合的見地からできるだけ計画的に公明機関が実施の任に当たることかゝるべきである。なお計画期間における宅地の新規需要は、住宅用地が約68万ヘクタールであり、商工業用地、公共用地を含めて約17万ヘクタールと見込まれる。

このような住宅対策、宅地対策と並んで、生活環境施設整備の対策も強力に推進しなければならない。まず、上水道は、日常生活における重要性的消費量の増大傾向からみて、施設の強化拡充に一致の努力を払わなければならないが、今後の大きな障害は、大都市における水源開発の問題であり、総合的に治水、利水事業、産業立地の動向等と有機的に関連させつつ克服されなければならない。

(60)

わが国において殊に立ち遅れの著しい下水道は、生活環境施設のうちでも、とくに重点的に整備に努め、この計画期間に公共下水道については12~14万ヘクタールの排水面積の拡大が、大都市に力点を置きつつ進められなければならない。この整備に当たっては、行政面での総合的、合理的運営が実現されるべきであり、道路整備との関連などにも留意する必要がある。また、都市における公園面積は、少くとも現在より0.9万ヘクタール増加させて、2.4万ヘクタール程度に拡大することかゝるべきである。さらに、国立公園その他の自然公園、清掃施設をはじめ、保健所、母子施設等の厚生福祉施設、体育施設、図書館等の社会教育施設などの生活環境施設の整備は、いずれもかなり立ち遅れた状態にあるため、今後積極的に充実を図るべきである。

これらのうち、計画期間中に確保すべき行政投資は、下水道、清掃施設および簡易水道に対して、5700億円、国公立病院、国立公園、社会福祉施設等の厚生福祉施設に対して4000億円と見込ま

(61)

れる。

なお、騒音、臭気、建物の密集高層化にともなう見おろし、しゃべい等の弊害をはじめ、産業の発展にともなう大気の大汚染、水質の大汚染、地盤沈下などの各種の公害は、今後ますます増大してくると予想される。これらに対する防除策として、法的な規制が実施されるべきことはいうまでもないが、より根本的には、工業用水道の拡充、廃水処理施設、下水道、堤防等の公害防止のための諸施設の整備、用途地域制の励行、工場配置の適正化などの措置を促進することが必要であり、同時に公害道徳として企業道徳の向上が求められる。

#### 5. 国土保全と有効利用の方向

わが国はこれまでひん繁に風水害に見舞われており、戦後の年平均災害額ははく大な額に達している。これは現在の治水治水施設が外的条件に対し劣弱で、それを強化することが急務であることを示している。

水害対策はオーに治水治水事業の強化にあるが、同時にその他被害の発生を最小限に食い止める施策

(82)

が要求される。他方このような水資源を有効に利用し、経済成長および産業構造や経済力の地域配置に対応させる必要があり、治水と利水が相互に矛盾なく補完的に発展することが望ましい。

治水および治水事業で、とくに重点的に強化しなければならぬのは多目的ダム分野である。それは治水と利水の両目的を合理的に達成し、河川の最も有効な開発に資するものである。また、計画的な貯水池の設置や治水砂防等の事業の施行により水系を一貫して整備することが重要である。これらの治水治水のための投資所要額は、1/2兆円と考えられる。

つぎに、改修を要する延長12,000~15,000kmといわれる海岸事業については、計画期間中はとりあえず重要地区を中心に行なうが、とくに産業立地の重点地域における事業を中心とすべきであると考えられる。

またこのような治水、治水以外の水害対策としては、人命救助および救援対策、予報、警報の適確化

(83)

と組織化、産雑施設の強化、氾濫可能地域内の围蓄の耐水化などいずれも重要な意味をもち、この方向に沿って現行の制度や機構を改善することに努める。

つぎに、利水に関して注目されるのは需要増加の著しい上水道、工業用水の需給で、10年後には前者は簡易水道をのぞき2,000~2,200万ト/日、工業用水は約7,000~8,300万ト/日の需要に達するものと推計され、用水の積極的確保を図るヒトにも、工業用水の回収率を向上する等利用の合理化に対する要請が高まっている。

利水需要の増大に対する供給は、野水による流況の平準化と利用率の向上によるべきである。この際不特定需要者に供給できるよう建設事業を先行させる制度の改善が必要であり、また農業用水とその他用水のような利水相互間の調整は技術的な改善や将来の産業構造に即して合理的に行なわれるべきで、既得権を固定的に保護することは必ずしも賢明ではない。治水と利水がつねに有機的連けいを保つことはきわめて重要である。

(24)

以上の治水利水事業の実施に当たっては、事業の重点化と用地問題の解決に格段の努力を必要とするほか、つぎの点に施策の重点を指向する。

第一に治水利水の相互補完的な発展を期待するためには、これらの分野を総合的に企画調整する機能の強化が不可欠のものと考えられる。このような機能は合理的に調査研究と理論的な根拠の上に立つて行なわれるべきものと考えられ、経済効果測定や計画技術の面で今後の努力が必要である。次に、各種採金、開発の施設に対する維持管理の強化である。従来は災害復旧が維持管理の代用をつとめていたといつても過言でないが、このような状態は責任体制の確立によって改善されなければならない。次に治水利水のための支出に当たっては、当該地域に対する経済効果、雇用効果を考えた弾力的なものでなければならない。とくに後進地域については、民生安定と所得格差の是正という観点から、その地域の経済安定に役立つような投資態度でのぞむ必要がある。

(25)

## 六三章 人的能力の向上と科学技術の振興

### ノ、経済成長と人的能力

従来、日本経済において、労働力が経済成長の阻害要因となることはなかった。それは、わが国が豊富なしかも安価な労働力にめぐまれていたからである。しかし、長期的にみれば労働力増加率の鈍化が予想され、しかも将来における科学技術の進歩、産業構造の高度化は、労働力の質的向上を強く要請することになる。

この場合しく現代社会経済の大きな特徴は、高い経済成長の持続と急速な科学技術の発展に支えられた技術革新時代ということである。この科学技術を十分に理解し利用し、社会と産業の要請に即応し、進んで将来の社会経済の高度発展を維持しつづけていくには、経済政策の一環として、人的能力の向上を図る必要がある。

人的能力の向上は、国民全体の教育水準を高め、それによつて、広い知識、明確な判断力、適正な価値観と実践力を身につけることによつてもたらされ

る。これは国民経済の高い成長に対応した近代社会を形成する主体的な条件をのくり出すことを意味する。もちろん、教育水準を高めることは一瞬一瞬にはむずかしいことであるから、長期的な観点に立つて漸進的に推進されるべきものである。この際わが国における長期的課題は中等教育の完成である。しかし、この計画期間中最も重要なことは、科学技術者および技能者の量的確保とその質的向上である。従来わが国においては技術進歩の多くが外国技術の導入によつてもたらされていたが、将来においては外国技術の消化吸収にとどまることなく、国産技術のいつそうの開発が必要となるので、科学技術者の養成が計画期間内において経済成長の阻害要因とならないよう緊急にその対策を考慮しなくてはならない。

以上のような認識にもとづいて、中等教育の普及向上、科学技術教育の充実、職業訓練の拡充を図らなければならない。

なお、人的能力の開発活用については、将来より

ますその重要性は増大し、しかも問題が単に教育、訓練だけではなく、経済、技術、社会生活の多方面に及び、この際、審議会等の機関によつて、経済成長との関連で人間能力の開発活用に関する各種の問題を検討し、その対策の方向を明らかにする。

## 2. 科学技術の振興

科学技術は国民経済の発展と国民の生活水準の向上に役立つものでなくてはならない。この計画の達成に当たっては、科学技術水準の飛躍的な向上を図ること、とくに国内において新技術を開発しうる科学技術の基礎を確立することが必要である。そのためには、従来のような各産業間の技術的不均衡を是正し、基礎研究から応用研究、開発研究にいたる各段階の均衡のとれた研究水準の向上を速やかに図る必要がある。さらに教育、研究、生産の有機的な連けいを強化しなければならない。

科学技術振興に当たって基本的な問題は、科学技術教育を中心とする人材の養成、研究開発の推進および工業化対策の改善である。人材の養成の必要性

は今後ますます増大しよう。それは、最近の新技術の開発や研究活動の増大にともなつて研究者の需要が増大したこと、およびオートメーションの普及にともなつて計測制御、生産管理、設備保全等の新しい型の専門技術者の需要がふえているためである。さらに、経営管理部門、販売部門等においても技術者の需要が増加し、また、一般管理者、職員等についても技術的素養の必要性が認識されてきている。したがつて、このような科学技術者需要の増大を考えると、倍增計画期間内においておよそ17万人の科学技術者の不足が見込まれるので、理工学系大学の定員について早急に具体的な増加計画を確立するものとする。したがつて、経済成長に即応し、既存大学における学部、学科の構成に再検討を加えるとともに、理工学系施設の拡充とその効率的利用を促進しつつ、定員増加を図る。それと同時に産業立地政策および教育分散に対応して適正な地域に工業大学を設置し、この新工業大学においては、従来の教育方法にとらわれることなく、新しい効率的な教育

方法を行なうべきであろう。

このほか、科学技術の廣的な面を改善するために設備基準の引き上げ、老朽設備等の更新を図るとともに民間および大学における諸設備の相互利用、学生の民間企業への実習、民間からの大学諸設備への援助等によって、効率的な科学技術教育を推進することが期待される。また、理工学系学生の増加に対応して教員の増員が見込まれるので、大学院における教員の養成を図るとともに、この確保に当たっては産業界との人的交流を図る等、産学協同がとくに重視される。

わが国は、技術水準の後進性ゆえに、技術進歩の多くを外国技術に依存してきた。しかしながら今後長期にわたる高度の経済成長を可能とするためには、外国技術の導入もさることながら、国内における革新的研究および開発の推進がとどまれる。研究投資の総額は、国民所得との相関からさう勢的にみれば目標年次には約2,000億円と試算される。これは33年度の約4倍に当たり、国民所得に占める割合

(90)

は33年度の0.9%から1.3%に上昇することになる。しかしながらわが国の今後における科学技術の水準向上の要請からすれば、研究開発のために先進諸国における研究投資の割合2%（×1,000億円）まで高めることがのぞましい。

研究投資の拡充とならんで研究体制の整備、すなわち、優秀な研究者がその能力を十分に発揮できるような環境の整備と、研究者の養成機関としての大学院の強化を図って、その主体的な条件を整備するとともに、各研究段階の深化とその連けいを強め、研究規模の大規模化にもつなぐ共同体制の確立がいつそう必要とされよう。このほか、科学技術の情報活動や国際的交流が科学技術の進展のために推進される必要がある。

基礎研究から開発研究までを一貫して企業活動の一部として行なう方向はより推進されなければならない。とくに工業化試験に関しては、民間企業の積極的な活動がとどまれる。また、基礎研究、政府固有の事業にとどまらぬ研究、民間においてなしえない

(91)

221



研究ならびに、研究開発能力に乏しい中小企業等のための研究や技術指導等については、大学および国の研究機関の役割が今後いっそう高められるべきであろう。

なお、工業化を促進するためには、技術交流の活性化、共同体制の確立、資金の集中的活用等がその中心になるべきであろう。また、政府としては企業の工業化意欲を増大させる方向に誘導するため、特許制度の改善や試験研究等に關する税制の改善および中小企業に対する技術開発援助を促す必要があり、さらに技術の高度化、量産化の促進にしたがって合理的な規格の設定を促す必要がある。

### 3 教育および職業訓練制度の確立

今後における就業構造の近代化に対応して技術者、技能者の需要が増大する。これにともない目標年次における工業高校程度の技術者の不足は44万人と見込まれるので、計画期間中に工業高校の定員は相当数の増加を促す必要がある。さらに技能者については、新たに技能訓練によつて約160万人の充足が

必要と見込まれるほか、再訓練すべき人員は、約180万人と見込まれる。

工業高校程度の技術者の養成にあつては、工業高校の増設を必要とするが、この場合産業および人口配置の適正化に資するよう考慮しなければならない。また、教育内容については、基礎的科學、基礎的専門知識を修得し、応用能力を養うことに努め、施設設備については順次改善を促す必要がある。さらにこれら補充に必要な教員の養成と再教育についてはとくに緊急措置を必要とする。

学校教育とならんで職業訓練の重要性と緊急性は増大している。しかし、職業訓練は国民の理解が不十分な点を考慮して、これを社会的慣行として確立する必要がある。産業の高度化につれて既存労働者に対する専門的な技能、知識を与えるための再訓練とともに、新規労働者に対する養成訓練の補充強化を促さなければならない。このことは生産性の低い部分からの労働移動を円滑に進めるためにも必要である。したがつて、公共職業訓練機関の施設設備の

拡充を図るとともに職業転換訓練期間中の所得保障の措置等の強化を検討する必要がある。また技能訓練は企業内における職業訓練の実施を強力に促進することが必要であるが、その困難な中小企業の技能訓練のために指導援助等を直める必要がある。として、技能者の社会的評価を向上するために技能検定の普及もどまれる。

教育訓練について、こうに今後重要となることは産学協同であって、教員、指導員の充足のためには民間技術者、熟練技能者との協力体制ならびに学校教育と職業訓練との連携の促進を図ることが必要である。

他方、青少年の就職に当たっては、自己に適した職業を選択し、自己の能力を十分発揮できるように職業指導を普及強化することが、人間能力の活用にとって重要な手段であることを忘れてはならない。

技術者、技能者の養成とならんで、一般国民の素質の向上を図るための施策は高度の経済社会を維持発展させるためにも不可欠の要件である。すなわち

(64)

経済規模の拡大、国民生活の向上、民主主義思想の普及につれて、教育訓練は人間能力の開発向上、近代生活にふさわしい人間の形成という両面から重要性を増大している。このため、「すべての者に中等教育を」という原則の遂行が世界的課題として提起されていることにかんがみ、15才～18才の年齢期の青少年がほんのりの形態で教育訓練を修得できるようにしなければならない。

わが国における高校進学率は昭和35年現在52.8%に達している。計画期間中に予想される国民所得の増大、産業構造の近代化、技術の進歩等の諸条件をかん案すると、一人当たり国民所得との相関関係を基礎とした高校進学率は目標年次に70%に達するものと推定される。この間、昭和39～40年は高校進学急増期に当たるので、高校の増設を必要とするが、その際工業高校等の増設が中心に考えられなければならない。

その結果、目標年次における25才以上人口の学歴構成は、中等教育が24.4%を占め、昭和30年

(65)

の12.6%に比較するとその比率は倍加し、一般国民の教育水準は一段と向上する。(オノメ表)

この際、中等教育の完成は高校教育によるのみ達成されるべきものではない。将来は職業訓練、各種学校等の青少年に対する各種の教育訓練を中等教育の一環とすることに資する政策を確立することが必要である。

第14表 25才以上人口学歴構成推計

区分	25才以上人口	%	無就学者	就学者計	義務教育	中等教育	高等教育
昭和5年度	5,285,400	100.0	31.0	69.0	65.0	2.3	1.7
昭和30年度	4,245,000	100.0	6.0	94.0	78.3	12.6	3.1
目標年度	5,904,000	100.0	1.5	98.5	68.1	24.4	6.0

(注) 1. 無就学者には就学免除者をも含む。  
2. 義務教育には高等小学校をも含む。

## 第4章 社会保障の充實と社会福祉の向上

### 1. 経済成長と社会保障

戦後、わが国の成長は、その成長率として見る限り目ざましいものがあつた。しかし、高度の成長にもかかわらず産業の二重構造と賃金格差は、必ずしも解消の道をとどめてきたとはいえない。近年における高い成長は、逆にその格差を強めてきた面もみられる。このことは、各産業の発展に著しい開きがあつたこと、そしてそれに応じて労働力の移動が十分円滑に行ないえない条件があつたからにほかならない。とくにわが国に残る終身雇用制、特殊な退職手当制度、年功序列型賃金制度等の諸要素が労働力の移動を困難にしているという事情はこの際とくに強調しておく必要がある。したがつて、今後高度の経済成長の過程において労働力に不足の傾向が生ずるとしても所得格差の拡大をとらざる可能性が皆無とはいえないので社会的緊張を緩和するための配慮が必要である。

そのため、この計画期間中に現行最低賃金制度を

強化拡充するこゝをほじわ、国民所得分配のオノ次段階において、所得の格差を現状以上に拡大させない政策の確立が必要である。もちろん、自由経済を前提とする計画である以上、統制的な措置が度を過ぎずならば、企業意欲や勤労意欲を隔つけ、経済成長そのものを妨げる結果をとたらずし、また、この種の措置を急激に行なうために生ずる経済全体への影響を十分考慮しなければならない。

このような種々の条件を考えれば、所得格差の拡大を防止する面において社会保障の役割は、ますます重くなるをえない。また、有効需要の喚起、景気変動の調整、各種年金制度の発展にととらうはう大な資金蓄積等の点から考えて社会保障のこの経済効果は看過できない。なお、今後この計画にととらなつて生ずる大幅な労働力の産業間流動、とりわけ農家人口の大規模な移動を促進し、農工商の所得不均衡を是正するうえにおいて社会保障の果す構造改善的役割を忘れてはならない。

以上のような状況をかん察して、計画における社

会保障の充実については、国民所得に対する振替所得の割合を基準年次の4.8%から目標年次に6.1%までの上昇を見込んだ。(オノ表参照) これは55年度から年率8.9%の伸びとなっている。これをもつても社会保障の規模は先進諸国のそれに及ばないが、計画期間中相当な改善が予想される。社会

第15表 振替所得収支表

(33年換価格、単位：億円)

項目	基準年次	目標年次	国民所得に対する割合(%)	
			基準年次	目標年次
(収入)				
振替支出	2,070	6,660	2.6	9.1
社会保険負担等	2,560	9,160	3.2	13
計	4,636	15,820	5.8	24
(支出)				
振替所得	3,804	12,994	4.8	6.1
社会保険積立金増	832	2,826	1.0	1.4
計	4,636	15,820	5.8	7.4

保障の目標は一定水準以下にある者をできる限り少なくすること、救済なくいわゆる防貧にある。この防貧組織としての社会保険はすでに規模においては全国民的になろうとしている。今後はその内容を全国民的視野に立つ公平と均衡の基礎の上に発展させなければならない。しかしながら保険組織による防貧制度には、おのずから限度がある。したがってこれを補完するものとして、母子、身体障害者、精神薄弱者、要保護児童その他経済的弱者に対する社会福祉の分野においてもいつその拡充がのぞまれる。

とくに、この際経済成長と関連して最低生活水準の考え方について一言しておく必要がある。

最低生活水準とは国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する水準を意味するものであり、それは生活保護基準はとにより各種の社会保険給付や最低賃金等の水準を算定する際の最低基準となるべき概念である。したがって、社会保障政策の遂行に当たって重要な鍵をなす概念である。従来、ややもす

れは最低生活費は絶対的なものとしてとられがちであった。たとえば、従来の保護基準は肉体的生存に必要な不可欠の家計支出金額を各費目について積算し、これを中心として算定された。しかしながら、社会保障における最低生活は、国民が相互に一定限度の生活を保障し合うという社会連帯の国民感情や一定の地域、一定の時点における生活習慣等をも考慮に入れて定められるべきであり、一般社会生活の発展に対応してゆく相対的なものである。今後の社会保障の推進は、この意味における弾力的な最低生活水準を基礎として展開されなければならない。

## 2. 社会保障政策の方向

高度の成長にもかかわらずわが国では貧困と疾病の悪循環が依然として残されており、生活扶助基準の引き上げと医療の機会均等を推進することが急務である。国民皆保険制度は35年度末をもって一応その目標に到達するが、この計画期間における労働事情からみて医療保険のうち、とくに国民健康保険や日雇労働者健康保険については改善を要する点が

少なくない。とくに国民健康保険については低所得者層が利用できるように給付水準の引き上げの措置が必要である。また健康保険に加入させることのできない零細企業労働者に対しては傷病手当制度の新設とか保険料の事業主負担を考慮しなければならない。さらに、たとえば結核、精神病のように多額の治療費を長期に必要とするものに対する公費負担制度について格別の措置をとらなければならない。そのほか、無医地区、無病床地区の解消等についても十分考慮しなければならない。

老後の生活の安定、不具疾病の場合の生活保障、一家の生計のない手の死亡や廃疾の場合などにおける遺家族等の生活の安定が確保されないと人々は安心して生産活動に従事しえないであろう。とくに失業の場合の生活保障については産業界の激しい労働力の移動を予想するこの計画において重要な役割を果たすことになる。この意味で、失業保険の適用範囲の拡大、失業期間における医療保険の適用、低賃金労働者についてその最低給付金額の引き上げ等を

考慮する必要がある。

公約年金制度については全般にわたって、体系的に整備し、その給付金額の引き上げ、給付条件の検討を行なう必要がある。また、年功序列型賃金制度の是正を促進し、これによつて労働生産性を高めるためには、すべての世帯に一律に児童手当を支給する制度の確立を検討する必要がある。

生活保護制度は、さきに述べたように生活保護基準の算定方法を再検討し、これを相当に引き上げなければならない。そしてそれにとともに現行の勤労控除制の改訂をはじめ、各種加算制度の検討も必要である。また、医療扶助、住宅扶助、教育扶助その他についても改訂を要すべき点が少ない。とくに医療扶助については、できる限り国民健康保険の充実や公費負担制度の強化によつて、その金額の減少を図る必要がある。

社会保障の中心課題が防貧にあるとすれば、福祉対策の推進はととより当然のことである。これについては、まず一般低所得者層、とくにそのうちで比

較的多数を占める老人、身体障害者、精神薄弱者などの福祉対策の強化を図らなければならない。つきには、将来の労働力入口である幼少年層や母子世帯に対する各種の福祉対策の充実が必要となる。このため、低所得者層に対する貸付金制度の強化、授産事業の振興、副業制度の近代化、身体障害者に対する雇用の促進等を図る必要がある。さらに、今後の大きな問題として、成人精神薄弱者に対する援護の施策を計画的に拡充する必要がある。

将来、老令人口の増大にかんがみ、高齢者に対する総合的施策を実施する必要がある。また、児童については、その人口の減少が見込まれる。今後の経済の高成長には、この限られた人口の素質および能力の向上が前提となるので、その栄養、健康管理、母性保健対策、非行対策、教育等総合的な対策をいっそう徹底させる必要がある。

## オ5章 財政金融の適正な運営

### 1. 財政金融政策の基本的方向

この計画における財政金融政策の基本的な課題は、通貨価値の安定を確保し、景気変動の振幅をできるだけ小さくするよう配慮しながら、経済成長に必要な資金を円滑かつ適正に供給することにある。

まず、オーに通貨価値の安定であるが、経済成長は通貨価値の安定に裏づけられてはじめて健全な成長といえる。このため財政の健全性を保持するとともに、財政金融的手段によって通貨量を経済成長の速変と経済構造の変化に見合った妥当な水準に維持することが肝要である。

景気変動の調整については、財政的手段と金融的手段による調整がある。前者においては、まず予算を経済動向の慎重な見通しを前提に、経済を安定的基調で誘導するよう配慮しつつ編成することが必要である。そして概に増収に依りて財政支出の削減繰延べ、支払の促進ならびに余裕財源の留保およびその活用などを図る必要がある。将来もし公債の

発行が許される場合にはその発行による調整作用を  
考えられる。ただ現行の財政は予算制度上、運用が  
比較的硬直的で年の途中で景気の変動に即応する機  
能が小さく敏感でないので、今後財政の弾力性を高  
める措置について検討することがのぞましい。

一方、金融的手段による調整はその効果の及ぶと  
ころが大きく、また弾力性にとむので今後いつそ  
う重要な役割をもつべきであらう。

これまでは現金通貨の供給は金外貨の買入れのほ  
かに主として中央銀行の貸出しを通じて行なわれて  
きたので、通貨量の調整は金利政策等により行なわ  
れるところが大きであった。今後は公開市場操作、支  
払準備率操作等の発動とあわせて考慮するとともに、  
金融政策の活用にあつては、それらは景気変動に  
先立って、前向き機動的に運営されなければならない。

このように財政と金融は各経済における独自の役  
割をもちながら、相互に補完的機能を十分発揮し  
ていくことが強く要請される。この意味で、財政収

支の季節変動や大幅な引揚超過が金融面に及ぼす影  
響が大きいので、民間資金がそのため圧迫されるこ  
とがないような配慮が必要である。また、金融に対  
する補助的調整手段として財政投融資のもつ役割も  
これまで同様重視されるべきである。

財政金融政策におけるオニの課題は、経済成長の  
ための所要資金の確保とその適正な配分である。そ  
の場合、政府資金と民間資金とは相互に補完し合う  
関係をとちながら、前者は主として経済基盤の強化  
に資すべき公共投資や、政策的配慮を要する一部産  
業や、社会福祉や教育など民間資金の流入しにくい  
分野に配分され、一方後者は民間企業に配分される  
のが原則である。

ここにいう成長のための資金とは、ただたんに生  
産設備や社会資本の拡充のみでなく、その近代化と  
合理化のための資金や輸出振興のための長期金融を  
含むものである。なお今後増大を予想される消  
費者金融については情勢に応じて適切な調整の政策  
を講じうるよう配慮することが必要である。



これらに対応する資金の調達において、まず政府のそれは主として強制的な租税の形でなされるので、その限界については国民負担と民間資本蓄積とバランスを考慮することが必要であろう。

民間の資金調達は民間の蓄積に買うところが大きい。そのうち個人貯蓄は、消費水準がある程度上昇するとはいえ資本蓄積に占める割合は依然大きく、引き続き重要な役割をなすことが期待される。また、企業の資本減耗引当と法人留保については、企業の減価償却制度の適正化、法人税負担の軽減など税制面の適正な配慮を行なって一層の充実を図ることが必要であろう。なお、資本市場を健全な方向に育成し直接金融方式による資金調達の道を拡大して企業の資本構成の是正をおし進める必要がある。

つぎに、財政の運営についてのおべておく必要がある。とくに、この計画期間中には、社会資本の拡充を中心とする行政投資の需要が小えており、民生安定に関する振替支出需要も強い。しかも他方では消費的支出の節減圧迫にもおのずから限界がある。こ

のような点からみて、財政支出の膨張圧力は根強いものであり、そのうえ収入面では国民負担を軽減しなければならぬという要請もあつて、収支をいかに適切に調整していくかということが重要な課題となつてゐる。このような理由で、つぎの三点に比くに留意する必要がある。その一つは、財政の健全性の保持である。この場合、とくに問題として長期的にみた財政規模と減税額のいかんによつては公債発行が問題になるであろうが、一般会計の赤字補填に当てる公債は回避しなければならない。それにこゝ当分は高い成長に見合つて自然増収もあり、また支出節減による財源もあるので、必要支出をまかなうにたりると考えられる。しかも現在のところ公債発行の基礎条件も熟していないので発行すべきでない。しかし、将来資本市場の環境が整備された場合、経済の実態に慎重な配慮を加えながら償還財源のつくとのに限つて、市中公募の形で発行することは考えられよう。

その二は、財政規模の適正化である。財政支出は

需要効果をもつものであるから、その規模の決定やその支出は景気に対してできる限り弾力的に行なわれるべきであるが、つねにその規模が国民の税負担にかかっていることを考えなければならぬ。

わが国の租税負担率は35年度において20.5%（中央・地方を合せての対国民所得比）と終戦後から次第に減少しているが、戦前に比べてなお高い。また、先進諸国に比べると率の上で低いが、これらの国に比べわが国は所得水準も低く、また国民に還元してくる振替支出の割合と少ないので、実質的に負担は高く感じられている。したがって、今後国民所得の増大に伴い年々相当の自然増収が考えられることとあり、減税は公共投資や社会保障などの不可欠の支出要求とともに優先的に考える必要がある。

以上のような点からみると租税負担率は計画期間を通じて現状とあまり変わらないことが適切だと思われる。しかし、計画の後半期に所得が上昇し個人の租税負担感が緩和される時期には、社会保障費の

充実という点などから租税負担率を再検討する必要がでてこよう。

その三は、中央・地方を通ずる財政支出の効率化と重点化である。財政は国民の負担によつてまかなわれるものであり、かつ支出を必要とする項目も非常に多いので、支出の合理化と重点化がとくに必要である。この点からみれば現在の機構や制度は必ずしも満足すべきものでない。したがって、過去の経緯にとらわれることなく思いきった措置が行政消費の面でも行政投資の面でもとられる必要がある。経済性を無視した傲慢な支出や実施機関の相反のセグメンタリズムを打破する必要がある。

## 2. 財政金融に関する重要施策

以上のたような財政金融の基本的方向と、それに際せられている課題から考えて、今後の財政金融に関する重要施策としてつぎの5点が考えられる。

オーは、社会資本の充実と社会保障の推進である。従来の産れをとりもどし、将来成長の隘路とならぬように産業立地、産業基盤の強化、民生福祉施設

の整備、国土保全等の社会資本に対する行政投資の増額が毎年図られてきたが、これからもいつそう強力に進める必要がある。それと並んで社会保障の充実と社会福祉の向上も、経済規模の拡大とともに積極的な配慮を要する重要な政策となつてきている。両者はともに計画全期を通じての最優先項目であるが、この計画ではどちらかといえば行政投資は前半期に振替支出は後半期にウエイトをおくものと考えた。

オニは租税制度の合理化である。国民生活の向上、勤労意欲の推進、産業の振興、企業の体質改善の見地から直接税と間接税の比重をかん案しながら国民負担の軽減と合理化を図る必要がある。また、中央および地方を連する税制を今後の経済成長と構造変化に即応できるように整備する必要がある。なお関税についても同様の考慮を必要としよう。

オ三は、財政投融资政策の適切な運営である。二、三数年来、財政投融资の中で産業部門に対する資金供給の比重は小さくなってきている。財政投融资の

重点は生産の回復とともに漸次道路、鉄道、住宅、上下水道等の社会的公共資本部門の拡充、農林漁業の近代化および中小企業の育成強化あるいは低成長地域の開発という点に移つてきている。当面産業構造高度化や輸出振興のための資金需要も留意しなければならないが、このような方向は、今後とも経済性と効率化を前提としておし進められるべきである。同時に、財政投融资は金融に対して大きい補正的役割をもつているので、景気変動の調整方策として適切な運用に期待するところが大きい。

オ四は金利機能の発揮と金利水準の引き下げである。変化する国際環境に即応し、経済の安定的成長をつづけるうえで、金利の調整的機能を高める必要はますます増大している。それを効果的にするためには、まず、長短金利体系のみずみきを是正し、次に金利の弾力性を回復することが必要である。

自由化移行とも関連して現在の比較的高い金利水準を引き下げることが産業界の強い要請になつてい

をつくりあげることが必要である。これに関連して金融機関の経営合理化の推進や、業務分野についての再検討がのぞましい。

オ五は、外資導入と海外投資の推進である。安定した長期の外資の導入は、成長促進にとって好ましいものである。とくに、計画期間の前半期では、国内資本の蓄積と十分でなく、また金利水準はここ当分の間国際水準に比べて高いと予想されるので、成長を促進するうえから政策として重点的にとりあげられなければならない。一方、国際経済協力の立場での海外投資も国力の発展に際し拡大を図る必要がある。

### 第3部 民間部門の予測と誘導政策

#### オノ章 民間部門の地位

##### 1. 経済成長と民間産業の課題

この計画においては、民間の経済主体が、自由企業と市場機構を通して経済合理性を追求しつつ、その創意と工夫により自主的活動を行なう立場を尊重する。したがって、民間部門についてのこの計画は展望的な性格をもつものであり、民間企業はここに植かれた国民経済の将来の動向と各種のインフレーションをともに企業自体の長期計画を立て、漸次に政府に依存する態度をやめて、自主的責任体制を確立することが期待される。

このような体制のもとに民間企業はつねに内包する潜在エネルギーを最大限に発揮し、経済の成長発展に貢献すべきである。それが結局は国民所得の増大と国民の生活水準の向上をもたらすものである。

##### 2. 政府の誘導政策のあり方

民間部門に対する政府の役割は、その活動が十分

に行なわれるような環境を整備し、市場機構を通じて自由な活動の成果が経済合理性をもたらすような基礎条件をつくりあげ、その間の障害を排除し、隘路を打開することにある。この間必要に依り、補充的立場において民間活動を刺激し、助長し、誘導して国民経済の高展の安定的成長を促進するものとする。

このような基本的考えのもとに、民間部門に対する政府の政策を進めるに当たっては、残存している産業に対する直接統制をできるだけすみやかに廃止し、個々の企業活動に対する直接規制的な行政を最小限度にとどめる。市場経済の機構に対する補正的意味である程度の介入を必要とする分野があるが、その際できるだけ経済合理性を貫く立場をとることとする。

オーに、電力、ガス、運輸、金融等の業種については、公益的見地またはその独占的性格にかんがみ政府の関与が必要であろう。現行の鉄道運賃や公益事業の料金政策については現在資源の適正配分ある

いは経済の循環をゆがめている面もあるので、企業経営の格段の合理化を前提として経済合理性の見地から、漸次これを是正するものとする。

オ二に、外国為替については自由化を積極的に進め、米については直接統制を廃止して間接統制にかきかえるものとする。これらの間接統制は、経済安定を維持するうえに基礎的問題を含んでいるため、自由機構の例外措置として、二んご相当の期間必要となるであろう。

今後の為替貿易の自由化と国際競争の激化は、企業間の競争を激しくし、産業構造の改変をおし進めるであろう。その際、政府としては、民間部門の円滑適正な活動と自由かつ公正な競争が行なわれるよう努むる。また、一般消費者およびオ三者の利益が侵されないよう配慮し、あわせて新規業者の合理的な進出を可能とするような体制をつくる必要がある。が、同時に正当競争に陥らせないよう努むる。このような立場に立つてはじめて経済の合理性が生かされ、かつ消費者の保護も可能となるのであるから不

正不当な競争や不当な行爲による独占化あるいは正当な理由のない価格協定等による価格引き上げ、あるいは消費者の利益を害するようなカルテル化は基本的に排除すべきである。しかしその反面、貿易自由化に対処して産業の国際競争力を培養し、工業高度化を達成するための新しい産業秩序の形成を忘れてはならない。

また、自由化に際しては関税政策が重要な意義をもつことになるが、諸外国との有機的合理的経済交流の拡大、今後の経済成長、構造変化に即応できるような関税を整備する必要がある。将来、比較生産性の立場からみて発展可能性のある幼稚産業に対して一定期間を限つてある程度の保護を与える必要はある。しかし、発展の可能性のない産業に対しては雇用政策に十分留意するが、たんなる救済的保護はとらない。このような措置は、さし当たっては産業や企業にかなりのきびしさをしめることになるが、このような過程を通じてこそわが国の国際競争力が強化され、経済成長をささえる源になるであろう。

(116)

## オ2章 貿易および経済協力の促進

### 1. 国際収支の改善

国際収支の限界が戦後におけるわが国経済の成長を制約してきたことは周知の通りである。今後、わが国経済の体質はひきつづき改善されてゆくであろうが、この計画期間を通じて国際収支、とくに輸出が依然重要な原因であることは否めない。

経済の円滑な発展のためには、原則として輸入を自由とし、それをまかなうのに十分な輸出を確保することが要請される。

このようにみると、輸出の消長はこの計画全体が達成されるか否かの重要な鍵であるということができよう。

世界貿易は過去10年年率6.2% (1950~59) という急速なテンポで拡大過程をたどつたが、今後戦後的要因の消滅とその規模の拡大にともなつて発展率が次第に鈍化することはまねがれないとしても、計画期間中平均年々4.5%程度の増加を想定することができよう。さらに今後の国際経済関係において先

(117)

345

進諸国の貿易自由化の推進 低開発国の国際収支難 東亜貿易の漸進的正常化等が考えられる。

このような諸前提のもとに国際収支については、計画の目標達成に必要なとされる輸入、その他の支払項目の規模を算定し、この支払をまかなうのに要する輸出をはじめとする受取項目の目標値を設定した。その結果、輸出は目標年次に93.2億ドル（通関ベース）とした。この規模は輸出品の国際競争力および供給力の増大、輸出振興策の強力な推進を前提としたものであり、基準年次に比べて3.5倍、年率10.0%の伸長となっている。この輸出目標値は、世界貿易において5.6%のシェアを占めることを意味し、昭和34年度の3.4%に比べると大巾な増大となるわけである。

輸入は計画期間を通じて経済規模の拡大に充てる増大要因のほか貿易自由化の影響を考慮して目標年次に98.9億ドル（通関ベース）に達するものと見込んだ。これは基準年次の3.2倍に当たり、年率9.3%の増加を意味する。その結果輸入依存度（通

関輸入額/国民所得)は貿易自由化の影響が強くあらわれる計画の前半期に上昇の幅が大きく、後期に比較的少ないとみて、基準年次の14.1%から16.7%へと増大することとなる。これらの輸入を為替ベースで見ると、輸出84.9億ドル、輸入80.8億ドルで貿易収支は4.1億ドルの黒字となる。このほか貿易外収支において受取13.1億ドル、支払15.4億ドル、長期資本取引で受取5.4億ドル、支払5.9億ドルを見込んでいる。また、必要な外貨準備高を維持するため、目標年次の国際収支は2億ドルの黒字と設定した。（オス表参照）

## 2. 貿易構造の変化とその対策

国際収支において貿易収支のバランスが最も重要な地位を占めることはいうまでもない。まず輸出拡大のためにはわが国商品の国際競争力の強化が欠くことのできない要件であるが、このことを基本的前提として目標年次の輸出について商品構造と市場構造の両面から検討を加えた。商品別輸出目標値は輸出商品構成比の長期的変化の動向を基礎として、将

来政策的に意図される国内産業構造の変化を加味し、あわせて予想される世界貿易の商品構造の変化を組み合わせで設定したものである。

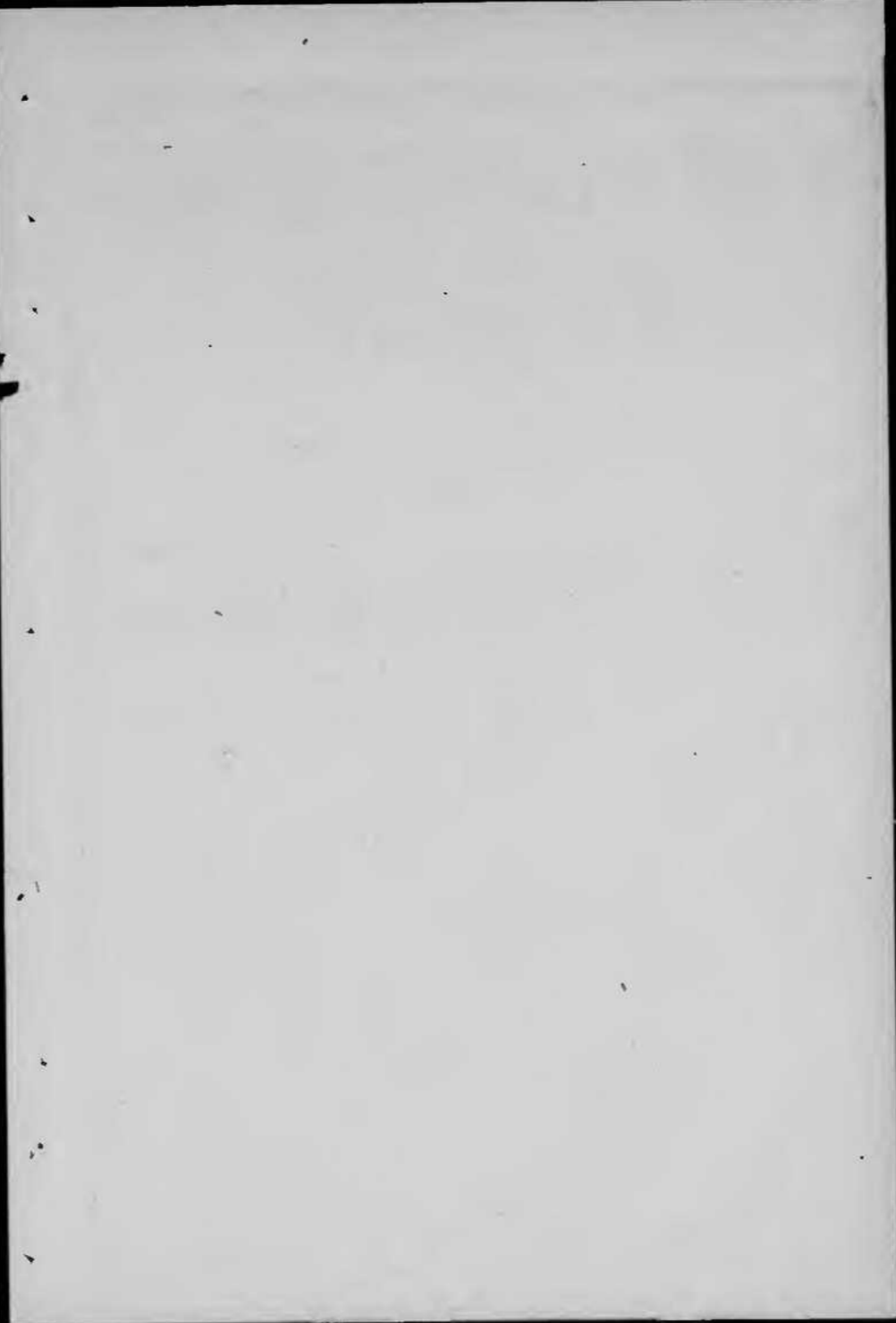
これによれば、輸出伸長に最も有力な要因と目されるものは機械類である。目標年次には軽機械を含んで39億ドル、基準年次の約5.8倍が想定され、輸出構成比でも24.5%から41.3%に増加することとなるが、この機械類の輸出にはかなりの努力が要請される。ついで雑製品が2.5億ドルから12.1億ドルへ、構成比で9.1%から17.6%へと増大することが見込まれている。これらに対して、従来輸出の大宗をなしてきた繊維品は市場条件の変化を反映して5.8億ドルから17.2億ドルへと2倍弱にとどまり、構成比は32.5%から18.5%へと比重の低下が著しく機械類を大幅に下回るものと想定される。このような商品構造の変化は二つの方向を示唆している。最も注目すべき傾向は、機械類、化学製品、金属および河製品の比重増加と繊維・木料の比重低下である。この結果、重化学工業品の構成比率

は37.6%から55.5%へ増大し、輸出構造は重化学工業品化の方向が一層と明確化することとなる。このような重化学工業品化は、今後予想される世界需要の動向に適合させるとともに、低開発国の工業化の進展を考慮して、将来外貨獲得の中心的役割を重化学工業品に期待したものである。つぎに、特徴的な傾向は雑製品の比重の増大であるが、雑製品は現在の段階で競争力をそつ商品であり、わが国労力の特性を生かす分野でもあるので輸出構造の高廉化の後においても、いぜん重要性を失わないであろう。

目標年次の市場構造における特徴的傾向は、北米、欧州等高所得地域に対して基準年次の4倍以上の規模を期待していることである。このうち、アメリカおよびカナダは繊維品、雑貨等のほか、機械類、化学製品等に重点をおいて31.4億ドルを目標とした。また、欧州には耐久消費財、食品、高級繊維品等を中心に11.3億ドルの輸出を見込んでいる。

これに対して、アジア、アフリカ等低所得地域に





め  
く  
れ  
ず

第16表 商品類別輸出額 (通用ベース)

(単位:100万ドル)

類 別	基準年次		昭和34年 <sup>(B)</sup> 年度		目標年次 <sup>(C)</sup>		増 加 率		
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	C/A (%)	C/B (%)	
重化学工業品	機械類および運搬用機器	603	22.4	855	25.6	3456	37.0	572 (14.3)	404 (13.5)
	金属および同製品	292	10.8	448	12.9	1040	11.2	356 (10.2)	232 (8.0)
	薬剤化学製品	120	4.4	167	4.7	473	5.3	411 (11.5)	292 (10.2)
	計	1015	37.6	1472	40.6	4983	53.5	491 (13.0)	339 (11.8)
軽工業品	繊維衣料	877	32.5	1068	29.5	1723	18.5	196 (5.3)	161 (4.4)
	食料飲料および煙草	206	7.6	252	6.9	547	5.9	266 (7.8)	217 (7.3)
	軽機械類	56	2.1	86	2.4	400	4.3	712 (16.3)	428 (15.1)
	その他	246	9.1	459	12.7	1206	12.7	490 (15.0)	263 (9.2)
	計	1387	51.3	1865	51.5	3876	41.6	280 (8.2)	208 (6.9)
工業製品計	2402	88.9	3337	92.1	8859	95.1	369 (16.5)	265 (9.5)	
その他	299	11.1	288	7.9	461	4.9	154 (5.4)	110 (4.4)	
合計	2701	100.0	3625	100.0	9320	100.0	415 (10.0)	257 (9.0)	

(注) 増加率 ( ) 内は年率を示す。

については、経済開発の過程における国際収支難は深刻なものがあると予想されるので、今後購買力の付与を目的とした経済協力の有効な実施を前提としても、目標年次までに大幅な輸出伸長は期待し難いようである。

その結果目標年次の市場構造は、先進国向け輸出が基準年次の35.6%から45.8%へと比重を高める反面、低開発国向け輸出の比重は61.4%から、49.0%へと低下することとなる。

また、共産圏諸国向け輸出は、貿易関係の正常化を想定したが、なお不確定要因が多いので、目標年次4.8億ドル、構成比5.2%を目途とする。

このように高水準の輸出を実現していくことは、決して容易なわけではない。目標達成のためには基本的方向として、国内産品の構造高度化に即して推進されるべきであるが、今後ますます国際競争の激化が予想されるだけに、つぎのような輸出振興政策を強打かつ継続的に推進しなければならない。

#### (1) 経済外交の推進

国際経済関係の円滑化を図り、輸出伸長に対する阻害要因を除去するため、今後経済外交を強化に推進しなければならない。海外における対日国 A T T 3ヶ条採用をはじめとする差別的輸入制限の解消、通商航海条約および租税協定の締結、あるいは共産圏諸国との経済関係の円滑化等について努力するとともに、在外公館の経済問題に関する機能の拡大強化を図る必要がある。また国際市場の場において、広い視野に立って多角的な経済外交を推進する必要がある。

(ロ) 輸出市場の維持拡大

輸出市場の維持拡大のためには、他にかかげる諸施策のほか、海外市場調査の拡充、輸出品宣伝の強化、片貿易の是正等を進めなければならない。

(ハ) 貿易体制の改善・整備

貿易体制の改善、整備のためには商社機能の強化はとにより必要とされるが、わが国輸出の適当競争を是正するため、輸出入取引法を中心とする法的措置とともに各種の行政措置をとる必要がある。

(127)

247

とくに、輸出売込み方法の不備のため、相手市場を混乱に陥れないよう、その流通機構の研究に努め、販路拡大に必要の措置を講ずるとともに、合理的価格によって売込むなどの努力が必要とされる。なお、中小企業製品については販元体制の強化、整備を要する点にかんがみ、輸出促進のための積極策を講じなければならぬ。

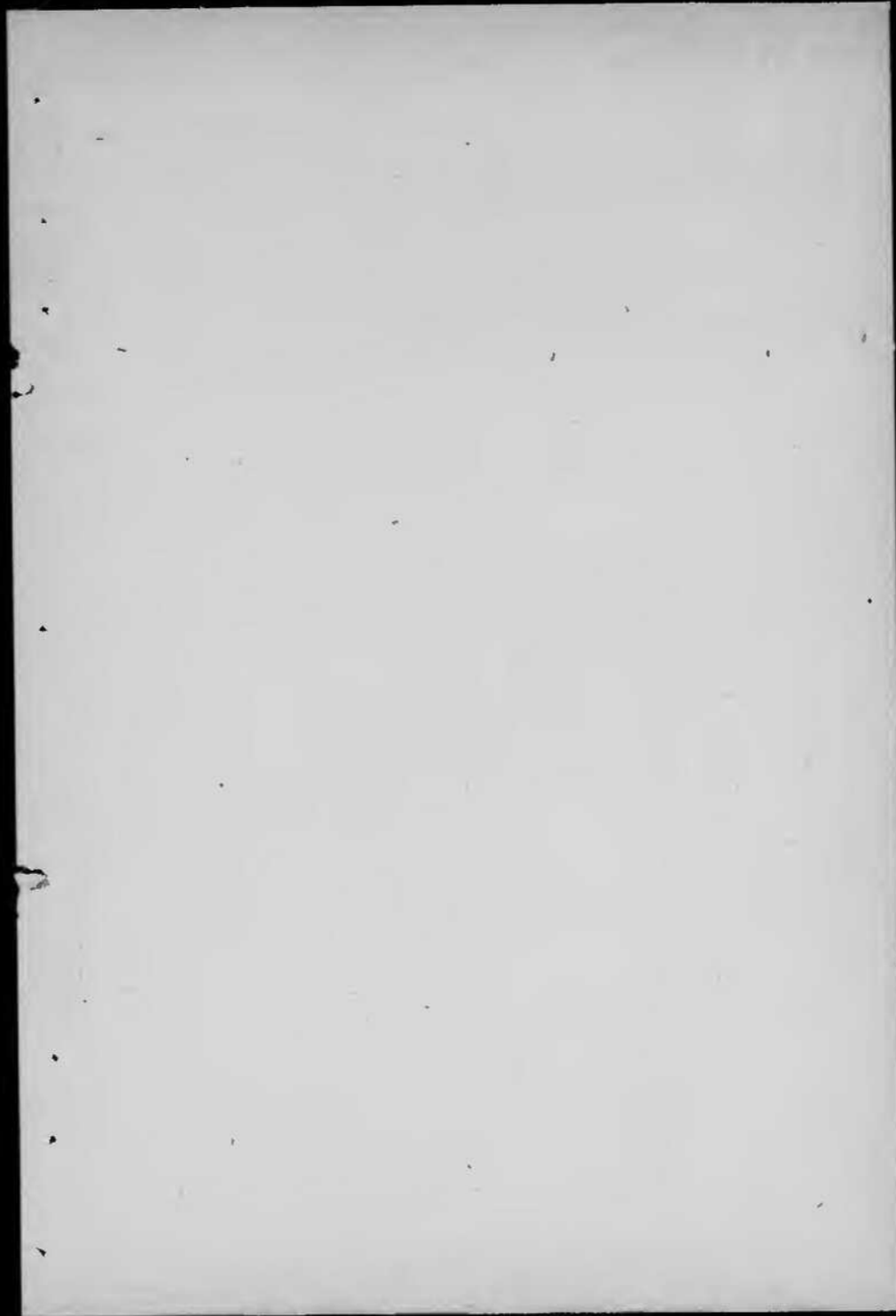
#### (二) 貿易金融等の輸出振興措置

輸出振興に貿易金融の果たす役割は大きい。とくに今後プラント類の並大輸出を伸ばすため、日本輸出入銀行等の資金源確保と機能の強化を重視する必要がある。その他、税制、輸出保険制度、輸出検査制度の諸制度ならびにその運用の改善を図らなければならない。

輸入を商品類別にみると、基準年次に対して構成比増加の最も著しいのは完成品である。貿易自由化にとむない、機械類、消費財がともに増大するものと考えられ、完成品全体の構成比は基準年

次の12.6%から23.6%へと大幅に上昇する。鉱物性燃料は石油需要の増大によつて構成比は15.2%から18.8%へ増加し、半製品も若干上昇する。これに対して原材料は鉄鋼用、非鉄、金属関係の輸入が大幅に増大するものの、繊維、森林関係の輸入増加が少ないため、原材料の輸入伸長率は輸入全体のそれを下回り、構成比も基準年次の46.0%から38.3%へと低下する。また食料についても米の自給度向上等によつて輸入の増加が僅少であるため、構成比は17.2%から8.1%へ後退する。(表17)

このような商品構造の変化と将来の供給条件の変化等を考慮すれば、北米は若干の比重の低下はあるが、いぜんとして最大の輸入市場であり、欧州、中近東の比重が増大する反面、東南アジアの比重は低下のすう勢を示すこととなる。しかし東南アジアに対しては、経済協力の見地からできる限り買付けの促進を図るよう格別の配慮を必要としよう。



め  
く  
れ  
ず

第17表 商品類別輸入額 (通関ベース) (単位: 100万ドル)

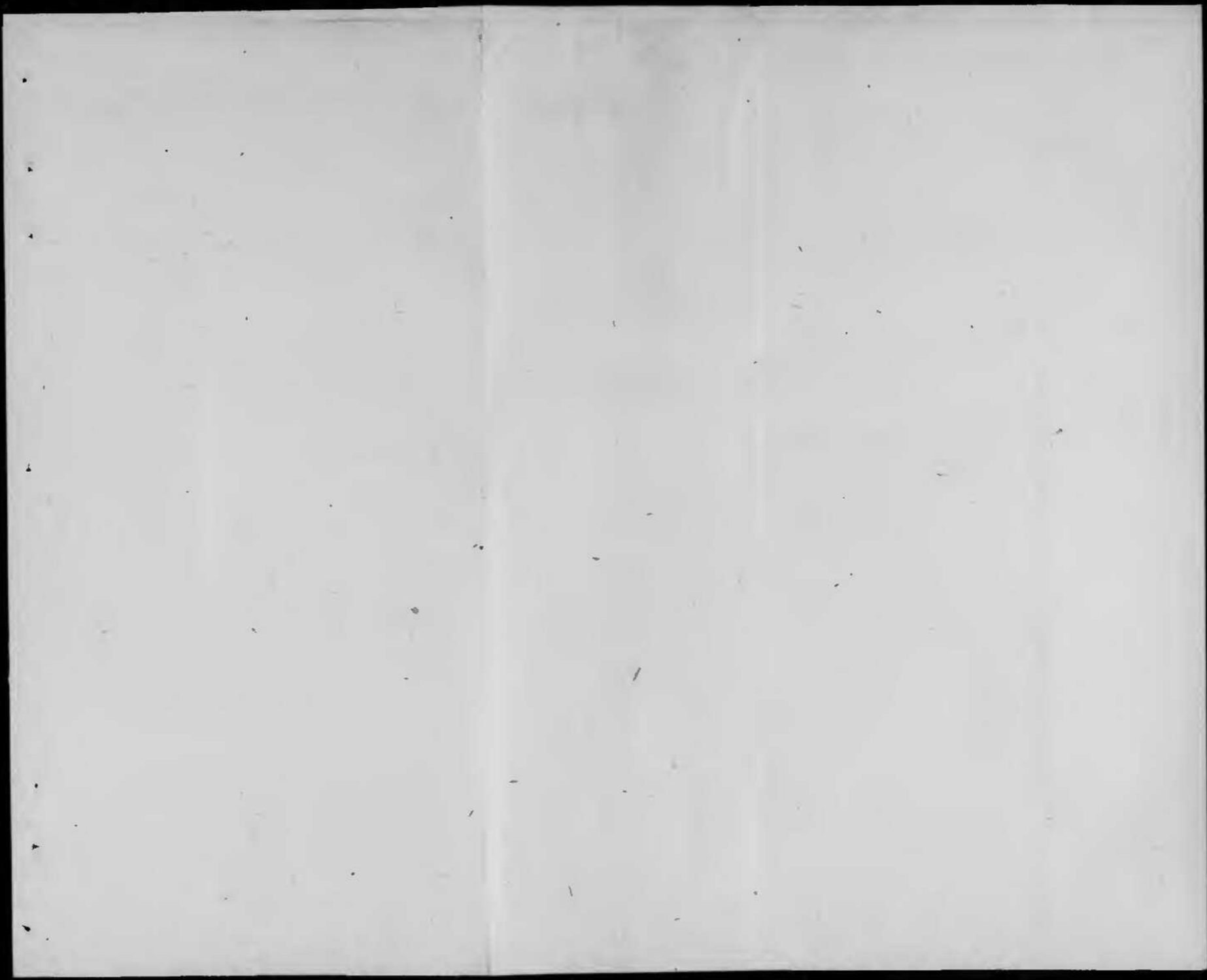
類 別	基準年次(A)		昭和34年度(B)		目標年次(C)		増 加 率	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	C/A (%)	C/B (%)
食 料	539	17.2	499	12.6	804	8.1	(3.1) 149	(4.4) 161
原 材 料	1,439	46.0	1,995	50.2	3,789	38.3	(7.7) 263	(6.0) 190
織 維 用	645	20.6	778	19.6	1,131	11.4	(4.4) 175	(3.4) 145
薬 材 化 学 用	73	2.3	81	2.0	94	1.0	(2.0) 127	(1.4) 116
鉄 鋼 用	238	7.6	390	9.8	901	9.1	(16.8) 37.9	(7.9) 231
非鉄金属関係	100	3.2	155	3.9	573	5.8	(14.4) 57.3	(12.8) 37.0
製 材 関 係	244	7.8	350	8.8	599	6.1	(7.1) 24.5	(5.0) 17.1
そ の 他	139	4.4	241	6.1	491	5.0	(10.2) 35.3	(6.7) 20.4
鉱 物 性 燃 料	476	15.2	693	17.4	1,863	18.8	(11.1) 39.1	(9.4) 26.9
半 製 品	276	8.8	312	7.8	1,093	11.1	(11.2) 39.6	(12.1) 35.0
完 成 品	393	12.6	471	11.8	2,330	23.6	(14.7) 59.3	(15.6) 49.5
機 械 類	304	9.7	366	9.2	1,735	17.5	(14.3) 57.1	(15.2) 47.4
そ の 他	89	2.9	105	2.6	595	6.0	(15.7) 66.9	(17.1) 56.7
そ の 他	4	0.1	6	0.2	12	0.1	(8.8) 30.0	(6.5) 20.0
通関輸入計	3,126	100.0	3,976	100.0	9,891	100.0	(9.3) 316	(8.6) 249
輸入依存度 %	14.1		-		16.7			

(注) 増加率欄 ( ) 内は年率を示す。

(30)

(31)

31



めくれず

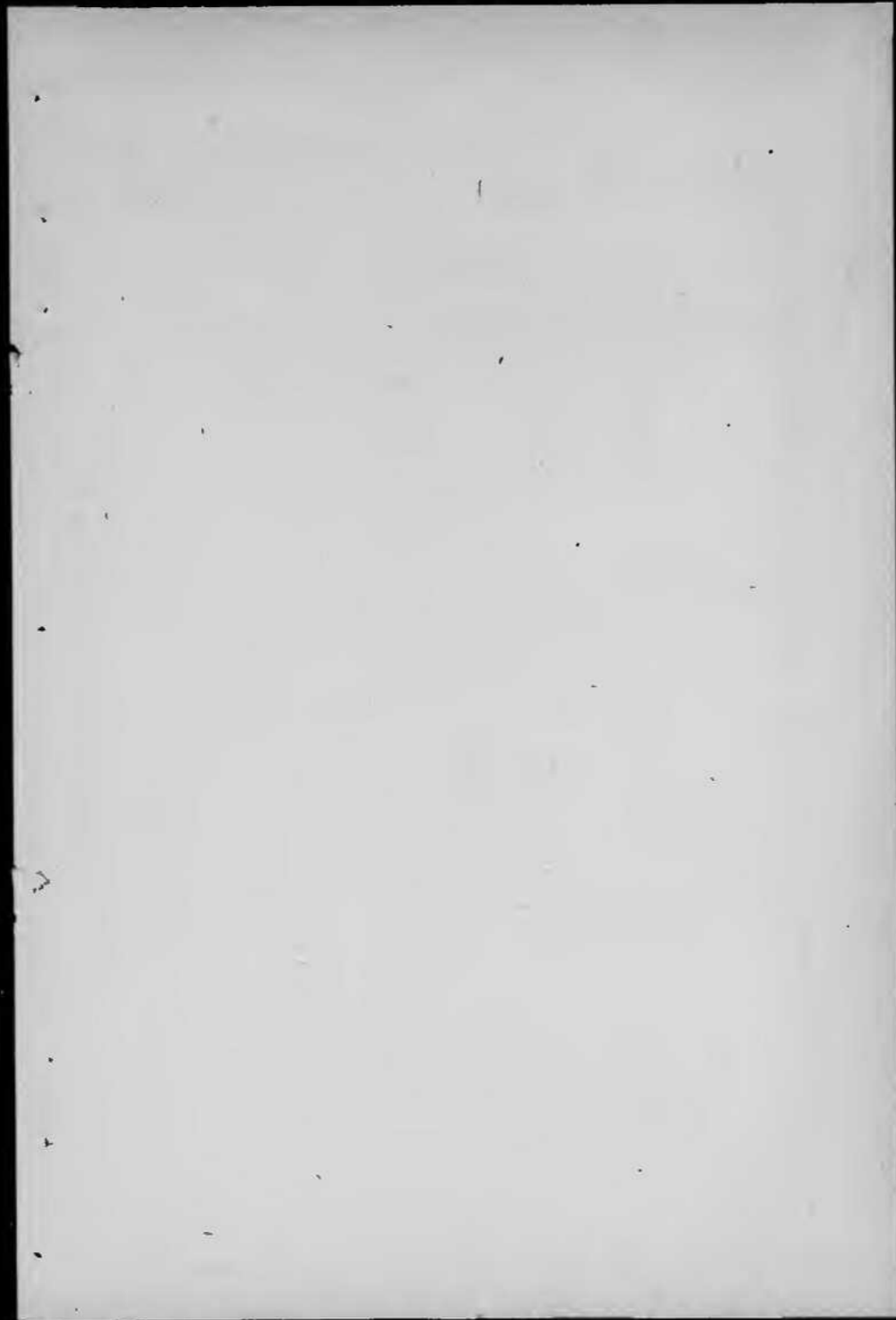


輸入に關する政策としては国内経済活動の内  
需な発展を因るため自由化計画を推進すべきであ  
り、また自由化にともなつて生ずる諸問題に対し  
て合理的弾力的な関税制度の確立等の施策を講ず  
ることが必要であらう。

貿易外収支も国際収支の一環としてできるだけ  
改善しなければならない。このうち最も比重の大  
きい運輸収支については外航船腹量の増大、邦船  
積取比率の上昇、三国間輸送の伸長、国際航空の  
強化により実質的に改善を見込んでいる。(オ18表)

海外旅行の収支も受入れ体制の整備を前提とし  
て大幅な改善を想定している。これに対して技術  
導入の対価支払額の増加、特許収入の減少など見  
込まれるため、貿易外収支は2.3億ドルの赤字を  
示すこととなる。

また長期資本収支において受取は積極的外資導  
入の方針を反映した規模を想定したが、支払面で  
今後予想される経済協力規模の拡大に見合う増加



めくれず

を戻込んで、5億ドルの支払超過を想定した。

### 3. 経済協力の促進

経済協力は経済開発の途上にある低開発国の要請にこたえるとともに、わが国の輸出増加と必要原材料確保のため、今後重要性がますます増大すると考えられる。したがってわが国は国力に応じた範囲で事業投資、借款供与、延払輸出等を積極的に推進する必要がある。

まず事業投資をみると、わが国の経済成長にもなつて増大する所要原材料、とくに鉱産物、燃料等の資源は海外からの供給に依存するところが大きいが、低開発国におけるこれら資源の開発に対する生産事業投資は、これら諸国の経済開発に要する資本を供給する重要な道である。その他企業進出等の観点からの生産事業投資および商業等投資を含めた事業投資全体は計画期間中に35.4億ドルを想定し、目標年次には6.3億ドルの投資が想定された。

つぎに借款供与をとり上げると、外貨不足に悩

(122)

む低開発国の資本財調達の要請とわが国の資本財輸出促進の要請を同時に充足するものとして長期信用供与は重要な意味と役割をもつといえよう。長期信用供与の諸型態のうち政府間の借款供与および民間企業による延払輸出の額を目標年次において15億ドルと見込んだ。このうち民間企業による延払輸出については日本輸出入銀行による資金的援助を必要としよう。

このようにして目標年次における事業投資、借款および延払輸出の規模は21.3億ドルと想定されたが、このほか、海外留学生・研修生の受入、わが国研究者・技術者の派遣、海外投資等の基礎調査、国際金融機関への出資等を考慮すると、わが国の経済協力は国民総生産の2.9%程度となる。

さて、これら経済協力は目標年次の規模は基準年次の20倍以上の拡大を意図している。したがって、その達成には計画期間を通じて、積極的な政策的努力が必要であろう。しかも、経済協力は相手国の経済開発計画にそくしてこれら諸国の経

済発展の促進に資するよう配慮し、長期的かつ計画的に進めなければならない。また経済協力を効果的に進めるために相手国の経済の基礎的調査研究の拡充は最も肝要であり、相手国政府との情報交換を緊密に行なわなければならない。

このような基本方針のもとに政府間資本協力および民間海外投資の促進、一次産品の買付促進、技術援助の拡大強化等の諸施策の推進が必要である。具体的にいえば経済協力基金の設定、借款の供与等を積極的に行ない、民間による経済協力に関して金融的援助を与えるとともに、租税協定の締結、そのほか税制面の合理化を図ることに努める必要がある。また今日低開発国の国際収支難の基本的要因である一次産品の輸出停滞を打開することによつて、わが国の輸出規模の拡大を図るため、一次産品の買付を促進する必要がある場合がある。したがって基礎調査、輸出入取引法による輸出入調整、あるいは民間に対する金融的措置をとらなければならない。技術援助の面では海外中小企業

の育成、技術者の交流、コンサルタント活動、アフターサービス等に対する諸施策の強化を図らなければならない。

#### 4. 国際交通の強化

わが国の国際収支において貿易外収支は貿易収支に次ぐ比重を占めるが、その主要項目である運輸および海外旅行についてはつぎのような施策を必要としよう。

外航海運については、貿易量の増大にともない増加する海上運賃をできる限り自国に還元するという観点およびわが国経済の順調な発展に必要な海外原料物資を円滑かつ安定的に供給する観点から、輸入の邦船積取比率を目標年次には一般貨物60%、石油類65%に高めることを目標とすれば、外航船腹の所要量は1,335万総トンと想定される。これに要する計画期間中の建造量は万総トン程度の解体量126万総トンを見込めば、970万総トン程度と考えられるが、海運企業の国際競争力強化のための償却前利益ベースによる建造量

と必要建造量との間には大きな懸隔がある。したがって計画の前半期にはある程度建造量を抑制して企業の成長力の培養に努め、後半期にこれを引き上げて両者の調整を図る必要がある。さらに目標達成のためには企業側の自主的経営努力を前提として、建造資金の確保、高金利の是正、三国間輸送の振興、優秀定期船および高能率船の整備等の施策を実施するものとする。

国際航空については、目標年次のわが国シェアを世界国際航空旅客の6%とすることを目標とした。この目標達成のためには航空機購入資金の確保、乗員養成の強化等規模の拡大と競争力強化のために適切な施策を推進する必要がある。

海外旅行については、各国における今後の所得水準の向上と余暇の増加は訪日外客の大幅な増大をもたらすものと考えられる。したがって目標年次の海外旅行受取額を34年の実績に対し、為替ベースで約7.2倍、2.6億ドル、外客消費額ベースで約6.5倍、6.1億ドルと想定したが、その

対策としては、長期融資によるホテルの整備を促進し、また国内交通機関の充実、宣伝、接遇の改善を図る必要がある。

第18表 外航海運

項目	34年度 (A)	目標5次 (B)	伸び率 <sup>(B)</sup> / <sub>(A)</sub>	
貿易	輸出 100万トン	9.6	22.6	8.0
	輸入	72.1	203.6	9.9
	一般貨物	46.5	119.6	9.0
石油類	25.6	84.0	11.2	
積取比率	輸出 %	56.1	62.5	/
	一般貨物	51.8	60.0	
	石油類	50.8	65.0	
船隻	貨物船 1,000総トン	3,633	9,850	9.5
	油槽船	1,152	3,500	10.6
	合計	4,785	13,350	9.8
運輸関係為収支 100万ドル				
受取	114.4	440		
支払	262.6	754		
バランス	△ 148.2	△ 314		
外貨手取	13	111		

(138)

### 第3章 産業構造の高度化と二重構造の緩和

#### 1. 産業の高度化と国際競争力の強化

##### (1) 産業高度化と多様化

これからの工業部門の生産と発展の方向は、戦後これまで進められてきた重化学工業を中心とした産業構造の再編成をさらに進めるとともに産業の健全な発展による規模の拡大と生産の多様化を推進することである。

その場合、世界市場に適合した輸出構造の確立を指向する高度加工産業に重点をおき、機械工業と化学工業を基軸として展開されなければならない。とくに機械工業は輸出産業としても、また労力吸収産業としても最も期待される産業である。いかえれば機械工業は経済の飛躍的発展と産業構造高度化をになう戦略的産業としての地位を占めるであろう。機械工業全体としては34年度水準の約4.5倍の伸びが期待され、そのうち一般機械は5.9倍で最も高く、電気機械関係は4.4倍でこれにつづいている。また輸送機械のなかで乗用

(139)

車は国民所得の増大と価格の値下りによつて、目標年次の採用台数は1,000人当たり22台となり、生産は輸出の40万台を含めて約100万台に達しよう。機械輸出は10年後に総輸出の4割に当たる39億ドル程度を期待している。

つぎに工業部門の持続的な発展を進めるために科学技術の振興と新しい製品の創造に努めなければならぬが、この点でとくに、石油化学を基盤とする高分子化学工業や電子工業、新金属工業に期待している。石油化学は目標年次の化学工業なかでの比重が約50%に高まる。なお、原子力利用の進展に対応して、原子力関連工業の育成を配慮する必要がある。

また、産業構造の高度化、多様化と他方における社会的公共施設の拡充に対応して、その背景となる鉄鋼などの金属工業とセメントを主体とする窯業などの基礎的産業の役割もひきつづき大きい。とくに鉄鋼業では目標年次の粗鋼生産が4,800万トンになり、この生産を行なうために10年間に日

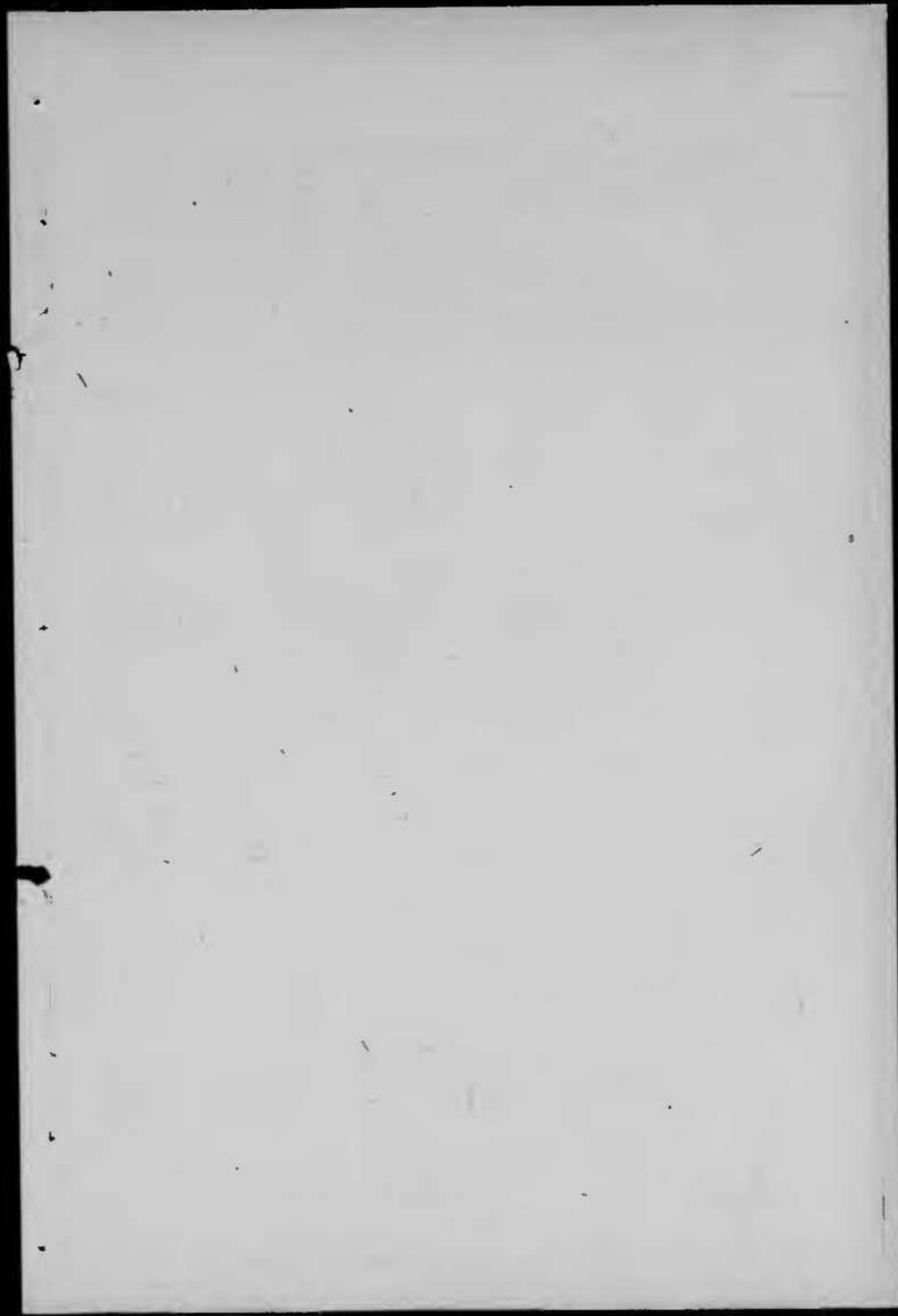
(140)

産2,000トン高炉で約30基の新設を必要としている。これら部門では、量的な拡充だけでなく、関連部門への低廉かつ安定した供給が必要になつてこよう。

一方、労働集約的性格の強い繊維、食品、雑貨などのいわゆる軽工業部門は、輸出面からも雇用面からも今後とも健全な発展がのぞまれるが、これらの産業では高次加工製品への移行と製品の多様化を図ることが期待される。とくに繊維部門では合成繊維の生産増加が著しいために、化学繊維の全体に占める比重は、ほぼなかばに達するものと予想される。

このような方向から考えて、10年後における工業生産は、34年度の約3.3倍の水準になるものと予想される。業種別には機械(4.5倍)、化学(3.4倍)、石油石炭製品(3.5倍)、鉄鋼(3.0倍)などの重化学工業の伸びが大きく、以下ゴム(3.0倍)、窯業(2.8倍)、非鉄(2.6倍)紙パルプ(2.4倍)、繊維(2.1倍)、食糧品

(141)



めくれず



第19表

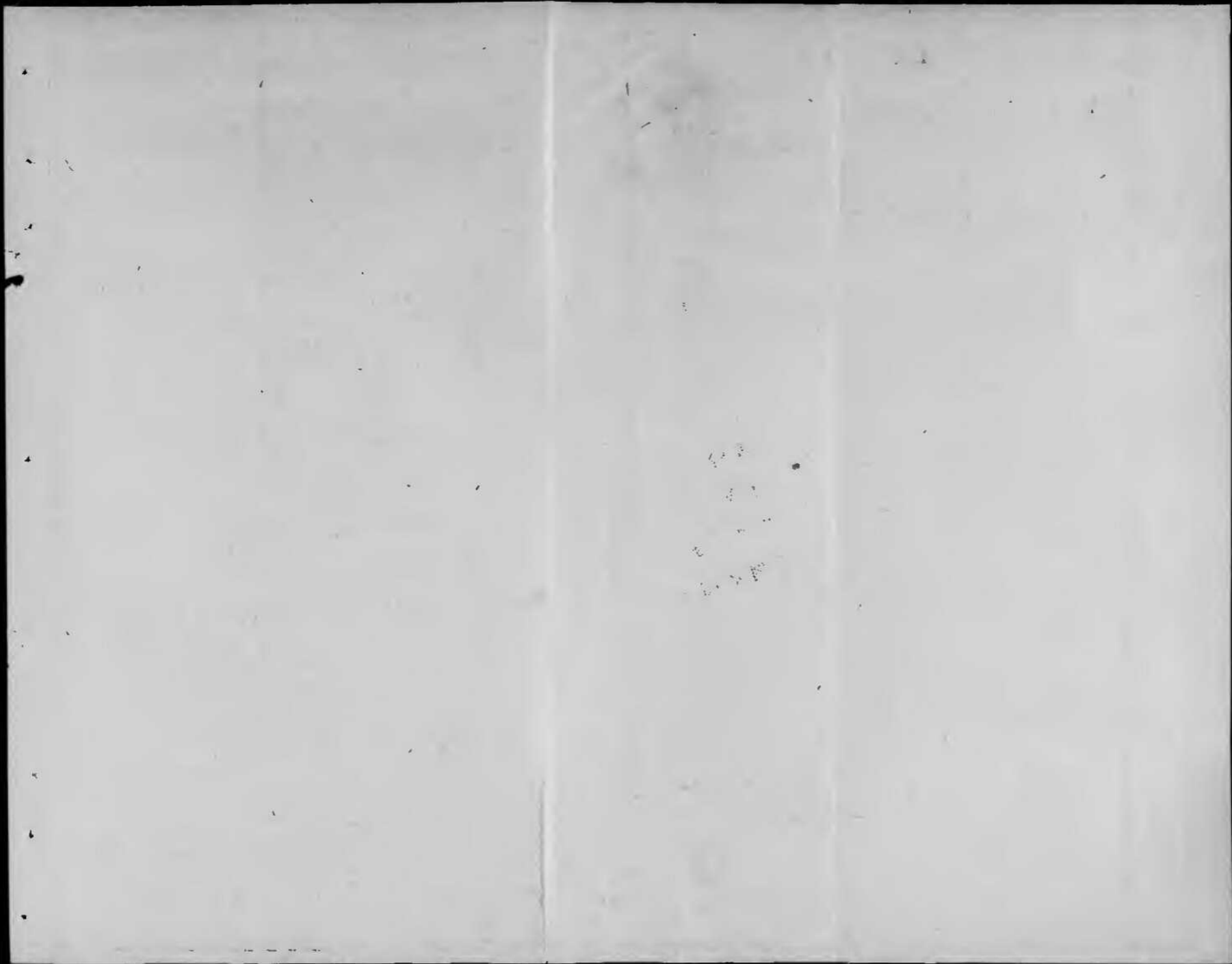
将来の鉱工業水準と産業構成

産業別	鉱工業生産指数 30年度=100			伸び率 (B/A)		産業構成 (%)	
	基準年次	34年度 (A)	目標年次 (B)	倍率	年率 (%)	34年度	目標年次
鉱工業	141.3	193.0	610	3.16	11.0	—	—
鉄業	117.8	119.4	160	1.34	2.7	—	—
製造工業	143.3	199.2	648	3.25	11.3	100.0	100.0
○鉄鋼	133.1	185.9	550	2.96	12.4	9.8	8.8
○非鉄	131.9	184.6	480	2.60	9.1	3.5	2.8
○機械	198.9	343.9	1,540	4.48	14.6	34.3	47.2
○化学	140.3	177.2	610	3.44	11.9	11.1	11.7
○石油石炭製品	153.3	223.3	770	3.45	11.9	2.5	2.6
窯業	136.0	169.6	480	2.83	9.9	4.4	4.2
丁△	143.8	208.0	620	2.98	10.4	2.1	1.9
皮革	117.0	125.0	220	1.76	5.3	1.3	0.2
紙パルプ	127.7	168.7	400	2.37	8.2	3.6	2.6
繊維	124.0	145.4	310	2.13	7.1	12.8	8.3
製材	115.6	124.1	180	1.45	3.4	2.3	1.1
食料品	113.2	127.4	240	1.88	5.9	8.8	5.0
タバコ	100.6	112.8	160	1.42	3.2	4.7	4.3
その他	171.5	268.6	880	3.28	11.4	3.3	3.3
重化学工業						61.2	73.1

注1 ○印は重化学工業

(42)

(42)

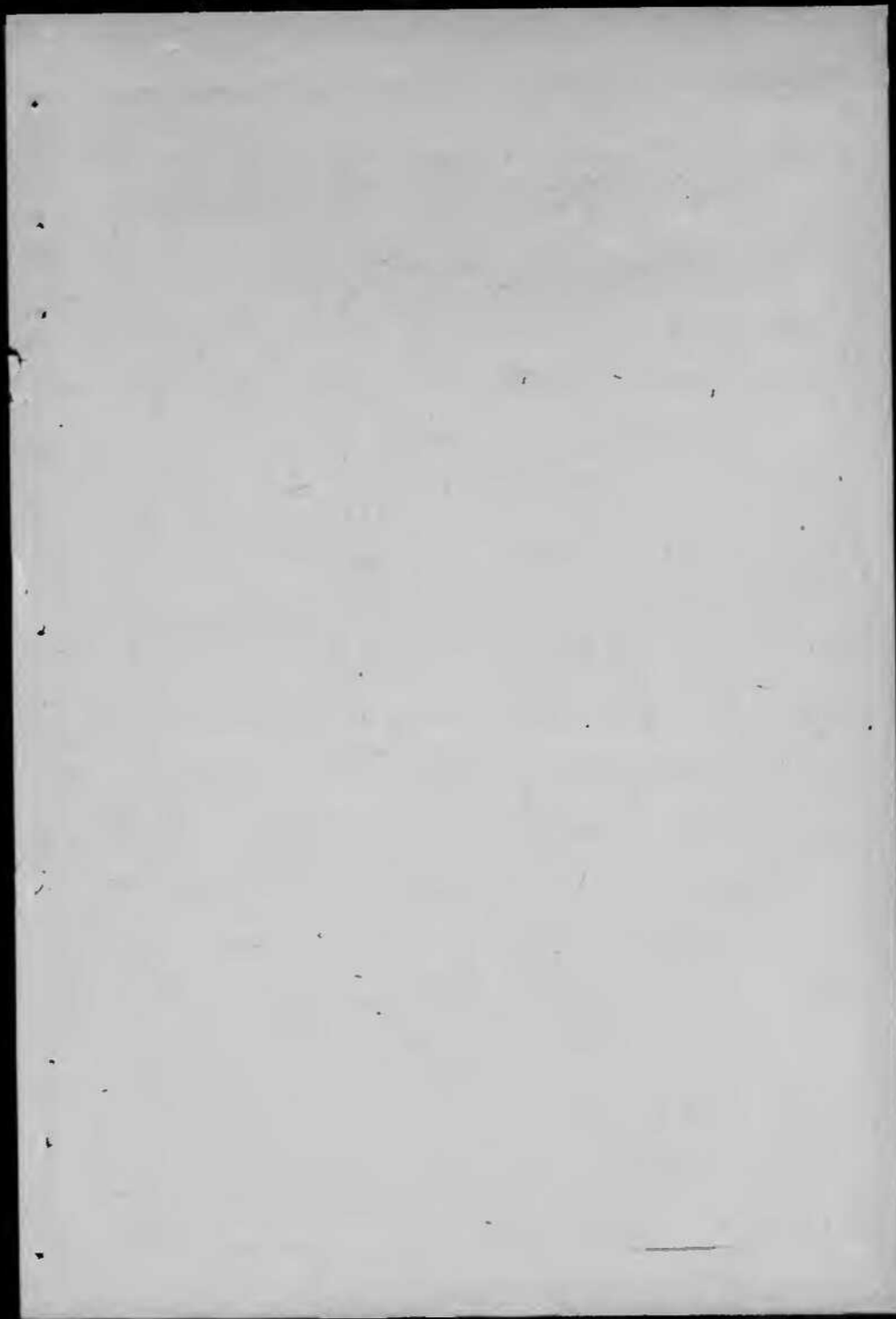


め  
く  
れ  
ず

(1.9倍)、皮革(1.8倍)、製材(1.5倍)などの順になる。また鉱業は約1.3倍の伸びにとどまるので、鉱工業全体としては34年度のふ2倍程度の水準に達しよう。

以上のような工業生産の増加と工業の多様化を進めるに当たっては多くの障害が予想され、これを克服する努力が必要である。とくに、単なる量的拡大ばかりでなく、自由体制への移行を契機とする産業構造高度化の要請に対応してつぎのような政策を進める必要がある。

オ一は、設備の近代化、量産体制の確立と専門化、商品の規格化、さらには産業のコンビナート化による国際競争力の強化である。オニは鉱工業部門で今後10年間に機械5.5兆円、鉄鋼3兆円、化学2.5兆円を含めて約16兆円に達すると見積もられる設備資金の確保とそのための自己資本の蓄積が必要である。オ三は、エネルギー・鉱産物、木材などの海外炭燃料の低廉かつ安定的な確保である。オ四は既存工業地帯の環境整備、地域格差



め  
く  
れ  
ず

の是正の更地に立つ産業の適正な配置と新規工業地帯の造成である。オ五是国立研究機関の充実、民間研究の助成、科学技術者の養成、工業化の助成を中心とする科学技術の振興と新産業の育成である。オ六是中小企業の近代化と大企業・中小企業間および中小企業相互間における社会的分業体制の確保である。最後に以上の諸政策を進めるに当たっては、政府は補完政策と誘導政策に万全を期する必要がある。

(ロ) 高度成長と自己資本の充実

貿易の自由化という画期的な段階をむかえたわが国の経済は、産業構造の高度化を図るとともに、企業自体の経営力を強化してゆくことが必要である。戦後、目覚ましい経済の発展にもかかわらず、企業経営にはむしろ弱化した面がみられる。すなわち、使用総資本に占める自己資本の比重が低下して借入金への依存度が強まり、資本構成は著しく悪化した。その原因の一半は、急速な経済成長のために、企業が自己資金の調達力をこえて拡張

(44)

をとげたことにある。したがって、今後とも高成長をつづける場合は、資本構成がますます悪化してゆくことが憂慮される。しかし、他の一半の原因は税制や金融など企業をめぐる諸環境が十分に即応できなかつたという点である。この点はつきのような対策の実施によつて今後漸次改めることができるであろう。

その一は、自己資本の充実を図るために増資を促進し、外部からの資金を自己資本としてとり入れるような諸対策を拡充強化することである。

その二は、減価償却制度の改善である。さき近における技術の急速な発展に即応し、機械装置などの償却年限を、経済的耐用年数に重点をおいて短縮すべきである。一般に償却年数の短縮は技術革新をささえ、投資需要を喚起する効果をもっている。したがって、この点では自己資本充実策が積極的な成長の支持要因ともなり得るであろう。

その三は、金利負担の軽減である。わが国では金利水準が高いうえに、企業の借入金額が多いとい

うことから支払金利の負担が二重の意味で高くなつてきている。今後金利水準を引き下げ、企業の内部蓄積力の強化に努める必要がある。

以上に述べた諸対策のほか、自己資本の充実と並行して安定した他人資本を確保する対策として、今後社債市場の育成強化にも努めるものとする。

#### い 新しい産業秩序の形成

工業の高度化と近代化のための重要な一側面として産業秩序の問題がとりあげられなければならない理由は、一にわが国経済には狭隘な市場に弱少な多数の企業が存在し、大量生産方式もきかず、多くの零細企業が低賃金基盤のうえに不安定な経営を余儀なくされているという事実がある。

二に一連の技術革新の進行が生産構造と消費構造に急激な変革を起こしめつつあることである。

さらに、三には、自由化体制への移行はその必要性にいつそう拍車をかけているという事情がある。とくに外国企業と直接競争にたたされるという事情は、国際競争力強化の一環としての新しい

産業秩序の形成を、経済成長のための不可欠の要件としている。この場合の秩序とは、たんなる現状維持的なものでなく、経済合理性に適した体制の確立である。

以上のような観点から、今後の産業秩序の長期的方向としてつぎの点が考えられるべきであろう。

ア一は、国際的な競争にごしてゆくための企業規模の拡大である。その方向として企業の集中、合併あるいは集団化と専門生産体制の確立等が考慮されなければならない。ア二は、不況対策の強化である。とくに弾力的な関税政策の運用と企業間の協調体制を進めることによつて景気循環の波を平準化することに努めなければならない。ア三は、大企業と中小企業の緊密な協調体制の確立である。ア四は、共同購入、共同開発等の拡充による海外原材料の秩序ある購入確保である。さらに、これと関連して海外市場での過当競争防除策を考慮する必要がある。

また、貿易自由化の過渡的段階においては秩序

(128)

対策がとくに重要な意義をもっているが、そのおもなものは、(i)過渡的混乱の防止、(ii)新規産業、成長期待産業の保護育成、(iii)構造的衰退産業の円滑な転換等である。

このような対策によつて、はじめて貿易自由化への移行や高度成長が円滑かつ確実に実現することになるだろう。

## 2 合理的エネルギー体制の確立

エネルギーは、経済活動全般に関連する重要な基礎物資であつて、できるだけ低廉な価格で安定的に需要者に供給することが、今後の日本経済の安定的高度成長をつづけるのに不可欠である。

今後のエネルギー需給を予測するに当たっては、最近における固体エネルギーから流体エネルギーへの移行およびエネルギー使用における選択が需要者の自由になつている世界的なすう勢を十分かん案すべきである。

このような傾向をもとに、エネルギー需要産業の技術進歩、1次エネルギーの直接消費から2次エネ

(129)

ルギーへの転換、競合エネルギーの代替等を考慮して、10年後のエネルギー需要をみると第20表の通りである。すなわち総需要は3億300万トン(7,000 kcal/kgの石炭換算)で、34年度実績の約2.3倍に達する。そのうち、電力需要の増加は目ざましく年平均97%の増加率で、目標年次は2,350億kWhで34年度の2.8倍に達する。これ

第20表 エネルギー需要

7,000 kcal/kg 石炭換算(単位:1,000トン)

項 目	34年度 (実績)(A)	目標年次 (B)	増 加 率
			(B) / (A)
総エネルギー	131,915	302,760	$\frac{(7.3)}{230}$
電 力	$\frac{(845)}{50,691}$	$\frac{(2,350)}{141,000}$	$\frac{(9.7)}{278}$
その他エネルギー	81,124	161,760	$\frac{(6.5)}{199}$

(注) 1. 電力( )内はkWh(単位:億kWh)である。

2. 増加率上段( )内は年平均を示す。

(50)

はオートメーション化の普及等産業需要の増加および家庭生活の近代化による電灯需要の増加等にもとづくものであり、全エネルギー需要に占める電力需要の割合は34年度の38%から47%に増大する。

需要部門別構成を34年度と目標年次を比べると鉱工業は69.6%から71.1%に、自動車用ガソリンの増大を中心とする運輸部門は、12.6%から13.5%に増大し、民生その他は15.4%から13.4%に農水産部門は2.4%から2%減少する。

これに対応するエネルギー供給計画については、将来実施が予想されるエネルギーの輸入および使用の自由化を考慮し、各種エネルギーの経済性を中心とした供給構成を基本とし、供給の安定的確保、雇用問題等の総合的な見地からの調整を加えて作成した。第21表の通り総供給量は2億9300万トンとなり、34年度と目標年次のエネルギー供給構成比率では水力は29%から20%に、石炭は39%から29%にそれぞれ減少し、石油は30%から50%に増加し、その中輸入エネルギーの比率は34%か

(51)



ら59%と過半を占めることとなる。エネルギー別供給量では電力は水力919億kWh、火力1,679億kWh(送電端)になり、発電設備は電気事業用で10%の供給予備力を含め水力2,200万kW、火力3,100万kW、計5,300万kW(45年度末)と、現在の約2.9倍に増大する。石油は輸入原油9,000万bbl、石油製品輸入700万bblに達し、原油処理能力は32.6万<sup>kl</sup>/日(205万バレル/日)が必要であって現在の規模の約3.2倍になる。国内炭は5,500万トン(精炭)を見込んだが、今後さらに積極的な合理化を進め、競合エネルギーに対する経済性を強化する必要がある。

なお46年度以降において経済ベースにのるものとして期待される原子力発電については、この開発を行なう準備段階として目標年次まで約100万kWの規模を上記火力に見込んでいる。

今後のエネルギー長期政策の基本的方向は、経済性を中心とする合理的なエネルギー供給構成の確立、輸入エネルギーの外貨負担の軽減、需要に必ずる供

(152)

給量の安定的確保におかれるべきである。この見地からつぎの諸政策を重点的に推進する必要がある。

第一は、エネルギー価格の引き下げと安定である。今後の自由化体制に順応し、わが国産業の国際競争力を強化するためには従来貿易および為替の制限下に形成されてきたゆがめられたエネルギー価格体系を是正し、エネルギー価格の低下とその長期安定化を講ずる必要がある。そのため、石炭については、生産面と流通面の合理化を進めるとともに適正な雇用対策の裏付けによって価格の引き下げを行ない、電力についても、合理化と適切な対策によって極力料金原価の上昇防止と安定を図るよう努める必要がある。石油については、自由化にともなう価格引き下げと油種別価格体系の是正を行ない、都市ガスについてもその普及率の向上のため料金原価の引き下げが期待される。

第二は、エネルギー供給設備の計画的増強に必要な設備資金の確保である。前述のような需給を前提とすると、目標年次までにエネルギー産業が必要と

(153)

第21表 一次エネルギー供給

(7,000 kcal/kg 石炭換算単位: 1,000トン)

エネルギー	年度 実数単位	34年度		目標年次		構成比率(%)	
		実数	換算	実数	換算	34年度	目標年次
水力(送電端)	億kWh	616	36,950	919	55,140	27.6	19.5
石炭	1,000トン	56,751	50,636	54,640	91,278	37.9	28.7
生産	"	47,986	42,666	55,000	50,914	31.9	19.0
輸入	"	5,694	6,252	25,640	28,204	4.7	10.0
亜炭	"	1,445	723	400	200	0.5	0.1
石油	1,000kl	27,522	39,356	98,335	140,618	29.5	49.6
国産原油	"	482	689	1,500	2,145	0.5	0.6
輸入原油	"	24,997	35,746	99,976	128,665	26.8	45.4
製油輸入	"	2,043	2,921	6,859	9,808	2.2	3.4
天然ガス	100m³	684	790	2,053	2,340	0.6	0.8
新炭		-	5,284		3,650	4.0	1.3
核燃料	トン	-	-	(226)	(2260)		
石炭換算合計	1,000トン		133,729		293,226	100.0	100.0
34年度=100			100.0		211.8		
輸入エネルギーの比率	%		33.6		58.8		

(注) 1. 石油製油輸入は原子力発電を考慮しない場合の計数である。  
 2. 核燃料については、取替分のみを計上し、その実数は天然ウランに換算してあるが、石炭換算合計に含まれていない。  
 (54)

する設備資金は電力約4.8兆円、石炭2,900億円、石油8,300億円、都市ガス2,500億円、原油および天然ガスで1,300億円、合計で6.3兆円に達するがエネルギー産業の設備投資はとくに長期にわたり計画的に行なう必要があり、民間金融機関による円滑な資金の供給、外資導入の促進、内部留保の増強、財政投融资の活用等、内外資金の円滑な調達確保が必要である。

第三は、輸入エネルギー対策である。目標年次の輸入エネルギー比率は59%に増大し、所要外貨は輸入総額の2割近くを占めることになろう。このため輸入エネルギー供給の安定的確保と外貨負担の軽減を図る必要があり、経済協力による海外エネルギー資源の積極的開発、タンカー船隊の拡充、石炭専用船の建造等による邦船積取比率の向上対策を積極的に進める必要がある。

第四は、エネルギー産業の立地条件の整備である。電力および石油部門の増加には新たに相当規模の工業用地、用水および港湾等関連施設が必要とされる

(55)

ので、その整備が必要である。

### 3. 農林漁業の近代化

農業、林業、漁業は、いわゆる第1次産業と総称される部門であるが、それぞれの経済構造や技術的性格は必ずしも同様でない。しかし、これらはわが国経済の構造的底辺をなしており、その近代化が強く要請されているという点で、いずれも共通の問題点をもっている。したがって、そのために必要な施策の方向を明らかにすることがこの際きわめて重要である。

#### (1) 農 業

農業部門は、戦後の農地改革期について新しい変革期をむかえつつある。今後の10年間に予想される農業変化の第一の契機は農業人口の減少であり、第二は食糧消費構成の変化である。農業人口は戦前固定化していたが、最近は経済成長の高水準を反映して新規学卒者の農業への就業は急速に減少しており、このさう勢が続けば、10年後

には農家は約550万戸、就業人口は、現在の4分の3程度の1,000ないし1,100万人に減少するものと見込まれる。食糧消費構成の変化は、今後国民の所得水準の上昇につれて澱粉質食糧の比重が低下し、畜産物、果実、油脂等の消費が飛躍的に増加することが見込まれる。その結果、国民の栄養水準は大幅に改善されるであろう。

このような条件変化に対応して、農業構造の近代化を図り、国民経済の二重構造の緩和に寄与するような新しい農業政策の確立が必要である。農業の近代化は、経営の企業的確立ということにつながる。そのためには、他産業部門の所得水準と均衡のとれた農業所得を確保できる自立家族経営の育成と低い生産性の零細家族経営の協業化とによって、能率の高い経営を育成することが必要となる。このため、技術進歩と就業人口の減少を考慮すると、計画期間において自立家族経営100万戸程度が育成されることとなる。この経営は平

均して耕地面積 2.5ヘクタール、労働力3人から  
なり、正常な技術的水準および経営能率を有し年  
間100万円以上の粗収益をあげうるものである。  
一方、目標年度においてもなお平均1ヘクタール  
程度の経過的非自立経営は上下に分解しつつなお  
相当数残存するものと思われるとともに、兼業の  
進行によつて0.5ヘクタール程度の主として兼業  
に依存する完全非自立経営もおおむね現状を維持  
するか、若干減少するものと見込まれる。しかし、  
これらは構造改善政策と他産業の雇用増加のいか  
んにかかるところが大きい。このうち、経過的非  
自立経営については自立化する政策を促進すると  
同時に協業化への誘導政策も必要である。完全非  
自立経営については、兼業機会の増大を通じてそ  
の完全離農を促進するとともに、協業化への道も  
進める必要がある。

協業は生産行程ならびに経営の部分的共同から  
全面的共同まで多くの段階があるが、将来の技術  
的可能性を考慮すれば、10年後にはつぎのような

(59)

姿を想定できよう。水田協業においては経営面積  
20～40ヘクタール程度、畑協業においては、  
40～60ヘクタール程度になり、いずれも20  
～40馬力の大型トラクターが導入されるであろ  
う。また畜産経営では最低乳牛で30～50頭程度、  
肉豚で150～250頭程度、果樹経営は10～  
15ヘクタール程度の近代的農業が行なわれうる  
経営単位となろう。

このような経営構造の変化に対応し、わが国の  
農業生産、農産物輸入、生産性および所得は以下  
のように見通される。目標年度の国内生産につい  
てみると、米は約1割増、麦は1割強の減、そば  
いは約2割増、果実およびてんさいは飛躍的に生  
産は拡大し、それぞれ約2倍、4倍になると見込  
まれる。また畜産物は今後の農業成長の主力をな  
すもので3倍以上の増産が見込まれる。とくに、  
牛乳は5.7倍という着しい伸び率を示すことになる。  
この結果、農業の成長率は年率29%となり、部  
門別構成は耕種部門が84%から69%に下がり、

(59)

畜産部門が14%から30%へと比重が高まり、日本農業の有畜化傾向は相当強まることになる。生産および需要構成の変化にともない輸入もその構成は変化する。従来食糧輸入の大宗を占めた米麦は減少し、それに代つてとうもろこし、大豆および砂糖等の輸入が増大しよう。

この計画における農業所得の成長率は2.7%で国民経済の成長率より著しく低い。就業人口が年率2.9%で減少することを見込まれるので、農業部門の生産性上昇率は年率5.8%に達し他産業の生産性の伸び率に劣らない高さを示すであろう。したがって、従来長期にわたつてみられた生産性、所得格差の拡大傾向は、阻止されることになる。

このような農業構造を目標年次までに円滑に達成するには、農業政策に大きく依存しなければならぬ。このため農業発展の阻害要因となつていゝる農地制度、相続制度等を再検討するとともに従来の米麦増産的農業政策の方向を反省して、畜産、果実等を含めた総合的な農業生産を急速に発展さ

せる政策に移る必要があり、そのため自立経営、樹木の育成に資するよう投資、試験研究、技術の普及指導制度、農業担当者への教育事業等諸施策の質的転換が必要である。今後の農業投資の方向は、圃場整備事業の拡大、大型機械、農業共同施設、家畜資源等に対する政策の強化に傾かれるものとする。また、農業投資の新しい方向として農村生活の向上等に資するような住宅、上下水道、道路等農村再開発事業への配慮が必要となる。なお、生産、流通、加工にわたつて農業協同組合の強化と活用、これには農林漁業を貫く協同組合組織について施策が必要である。

#### (四) 林業

経済の成長にともなう林産物の10年後における需要は木材2000万m<sup>3</sup>(2.5億石)、木炭100万トン、薪1200万層積m<sup>3</sup>(1.2億層積石)程度と見込まれ、この供給を確保するに必要な林業生産の伸びは年率2.3%である。将来における需要の増大と就業人口の減少を考慮しつ

生産拡大を図るためには技術の改善、経営の近代化等による生産性の向上が大橋に塗れなければならない。

このため、林道開設を強かに推進するとともに機械化、林地肥培、林木育種等の技術面の進歩と木材生産および造林事業の協業組織化を主とする構造的刷新強化を図り、あわせて森林経営の計画性を強める施策を講じ、また木材流通過程の合理化を図る等林業の近代化を一段と促進する必要がある。さらに山村民の所得向上のため、その経営規模拡大を図り家族的林業経営の育成に努めることが必要である。

また一方森林については国土保全、自然美の維持等社会的効果の側面を考慮する必要がある。

（イ） 漁 業

水産物の需要は、今後10年間に国内消費、輸出の拡大により大きく増加する。これに対し、目標年次の漁業生産は、総計740万トンとなり、

年率3.0%で増加するものと見込まれる。このう

(14)

り沿岸養殖漁業の生産は、とくに養殖生産の増大を図ることにより、大幅な増加を示すものと期待される。

一方就業人口は、他産業への労働移動を考慮して、75万人から目標年次には55万人前後へと（主業者ベースでは63万人から約50万人へと）減少するものと見込まれる。

将来の漁業構造はこのような見通しのもとで

オスス表 農林水産業生産指数（単位：%）

項目	年度	基準年次 (A)	34年度 (B)	目標年次 (C)	成長率	
					(C)/A	(C)/B
農林水産業総合		100.0	107.3	144.1	2.2	2.7
農 業		100.0	106.9	145.4	2.9	2.8
耕 種		100.0	107.4	121.9	1.5	1.2
畜 産		100.0	115.3	316.4	9.3	9.6
養 蚕		100.0	97.0	100.0	0.0	0.3
林 業		100.0	104.7	133.6	2.3	2.2
水 産 業		100.0	111.8	146.8	3.0	2.5

(注) 34年度農林の指数は、25〜27年度基準の農林省統計課「農林水産業生産指数」の32年度平均を100としたものである。

(15)

生産性と所得水準の向上をむたらしめるよう、その近代化を推進しなければならない。このため、沿岸養殖漁場の積極的造成整備と漁船装備の近代化を図るとともに漁獲物流通加工の改善や漁民共同組織の強化を促進し、あわせて漁港などの生産基盤と生活環境の整備を行なうことが必要である。

なお他産業の発展にともなう発生する埋立、水質汚濁などによる漁場荒廃に対しては、漁業計画と合理的な調整を図り、また漁業経営の合理化に十分適応できるように、漁業制度等の再検討を行なう必要がある。

#### 4. 中小企業の近代化

##### (1) 近代化の必要性

この計画で予測される産業構造の高度化と、発展速度を前提として、計画期間における中小企業の国民経済上の地位を考えると、つぎのことがいえよう。

オ一は、中小企業が生産、流通に占める地位に

(168)

は、大きな変化はおこらないということである。すなわち、機械部門や素材加工部門においては、大規模企業の生産増にともなう関連下請中小企業も増大する傾向をもっており、また建設資材部門や消費財部門および末端流通部門やサービス部門には依然として中小企業が多い。全体を遥けてみると零細層の比重が低下し、中堅企業層が増大する傾向が予測される。

オ二にこの計画期間中、輸出の有力な担当者としての中小企業は、現状と同様に重要な地位を保持するであろう。

このように、わが国経済における中小企業の占める比重は、今後ともさきわめて大きいにもかかわらず、その近代化が遅れており、大企業に比較して付加価値生産性や賃金の格差が大きいことは、欧米先進国には見られない特異な現象である。しかし今後進展する労働争情の変化を考慮すると、長期的にみれば低賃金依存の経営の存立は困難になると予想されるので、生産性向上を図るため中

(169)

小企業はその近代化を急ぐ必要がある。

## ロ) 目 標

中小企業の近代化は、その生産性の向上が主要内容であるが、中小企業対策を進めるに当たっては、企業格差の是正、規模の適正化、設備近代化と自己資本の充実、環境の是正、労働関係の近代化が基本的目標となろう。

現在企業格差が重要な中小企業問題となっているが、この解決には、構造的、社会的諸条件における障害を排除することが有効な手段であり、その施策を強力に推進することが肝要である。

中小企業がそれぞれの業種業態に応じて適正規模化してゆくことは、中小企業近代化への最も集約された方向といえよう。このため、各業種において、中堅企業の育成を図り、また、小規模ないし零細企業層も組織化等によりかなり適正規模化の成果をあげることができるので、適切な助成政策と誘導政策によつてこのような方向を中小企業対策の一環として促進する必要がある。

なお、このような手順と配慮をもつてもなお経済的合理性にそうこのできない分野が存在することが予想されるが、それらは社会保障政策の援護のもとに生産性の高い産業分野に転換するよう誘導することが必要となろう。

設備の近代化は生産性向上の技術的条件であり、積極的な政策をとらなければならない。もちろんこの点についても基本的には、中小企業自体が設備投資を行ないうるだけの資本蓄積ができる条件が整備されなければならない。しかし中小企業の設備投資意欲が旺盛であるにもかかわらず、資金調達難により合理化投資が遅れている実情からみて、中小企業向け近代化資金の質的改善と、量的拡大がのぞましく、これとともに中小企業において自己資本の蓄積が促進されるような税制面からの適正な検討を行なう必要がある。

中小企業問題の発生は国民経済循環の過程で中小企業が不利な環境におかれていることに起因している。中小企業の健全な発展を図るためには、



まずこのような環境を是正し、企業規模の大小による質的な相違をなくすことが先決問題であると思われる。

とくに中小企業においては、労働面の近代化が遅れているので、労使関係の近代化、労働条件の向上、技術水準の向上、労働福祉の増進等については、政府民間一致して、これを推進しなければならない。

### (3) 重点対策

このような中小企業近代化のための目標を達成するには、それぞれの特徴に対応する業種別、地域別の振興対策が必要があるが、そのうち重点的にとり上げる施策はつぎの通りである。(イ)資金調達面の対策としては中小企業向け民間貸出および財政投融資の増額、金利引き下げと信用補完制度の拡充強化、中小企業向け金融の安定性の保持、近代化の助成を行なう必要がある。(ロ)業種別振興対策の推進、経営技術および労務管理

指導の強化と新技術の企業化促進、税負担の合理化、職業訓練制度の強化ならびに広域職業紹介制度の確立、中小企業地帯の立地条件等の整備を図る。(ハ)中小企業が主体となり政府の指導援助のもとに関係大企業が協力して行なうべき施策として合理的業務分野の調整と公正取引関係の確立、組織化の促進、輸出市場の開拓、専門化による生産体制の確立を促進する必要がある。(ニ)これら諸施策の対象となり難い小規模企業については別の見地から各般の施策を強力に推進する必要がある。

#### 5. 労働力の産業間移動の促進と低所得層の解消

将来における産業構造の高度化、工業生産の規模の拡大に応じて、労働力の産業間移動を計画期間に大幅に行なう必要がある。すなわち、モノ次産業以外の雇用者の需要を満たすためには、オユ3表に示すように新規学校卒業生以外にかなりの数の転用労働力を必要とする。この転用労働力は、同一産業内部における低い生産性部門から高い生産性部門への移動というかたちでもおこるであろう。元来労働力の移動性は低いゆえ、とくに、わが国の場合、終身雇用制、年功序列型賃金制度等の諸要素が労働力の流動性をより著しく阻害している。したがって、将来労働力の流動性を高めろためには、各種の政策を強力に推進してゆかねばならない。

そのため、まずオ一に広範囲にわたって生ずる労働需要を把握し、迅速正確に労働供給者に情報を提供する広域職業紹介の機能をもつ職業安定機構の確立を図り、横断的な労働市場を形成していかなければならない。

(190)

オ二に、労働力の可能性の障害となっている住宅問題の改善が急がれる。従来、一部の大企業においては従業員に対する社宅の提供を行なっていたが、大部分の労働者とくに中小企業の労働者にはそのような便宜は与えられていなかった。労働者が独力で住宅をうることは現在の賃金水準のもとでは困難であり、民間の賃貸住宅の賃貸料の負担も容易ではない。したがって、政府施策による勤労者用住宅の充実に努めることが緊要となる。この場合、産業配置に適合し、都市計画にも調和した住宅政策を考慮する。

これら労働力移動を促進する政策を意義あらしめるためにも、わが国における労務管理体制の近代化をいっそう促進しなければならぬ。これはとくに生涯雇用的慣行とそれにもとづく年功序列型賃金体系を技術革新の進展に適合して職業能力に応じて人事待遇制度へ改善してゆくことが必要である。

(191)

表23 就業者バランス(昭和35~45年度の11年間)  
(単位:万人)

供給		需要	
非/次産業雇用者			
新規学校卒業者	1,557	死亡および引退	590
既学校卒業者	146	純増加	1,079
非/次産業就業者	243		
非/次産業個人業主および家族従業者	23		
計	1,969	計	1,969
非/次産業就業者			
新規学校卒業者	158	死亡および引退	380
純増加	465	非/次産業雇用化	243
計	623	計	623
非/次産業個人業主および家族従業者			
既学校卒業者	104	死亡および引退	153
純減少	72	非/次産業雇用化	23
計	176	計	176
計			
新規学校卒業者	1,715	死亡および引退	1,423
既学校卒業者	250	純増加	542
計	1,965	計	1,965
新規労働可能人口	2,120		

(注) 1. 既学校卒業者とは、卒業後数年して就職するものである。  
2. 新規労働可能人口とは進学者を除いた新規学校卒業者である。

(92)

他方、産業構造の移動、技術革新の進展などによって、一時的、部分的にはかなりまとまった数の失業者が発生するおそれがある。この場合中・高専令層労働力の再就職の困難性が増大しよう。したがって、中・高専令層の再就職、あるいは求むる職種の技能化等のための職業訓練制度の充実を図るとともに失業保険制度の適用の拡大、給付内容の改善や失業対策事業の廣く整備等も必要となる。

これらの労働力の流動性を高める政策とあわせて、現状における低所得者層を積極的に解消してゆくことが重要である。もちろん、これらの低所得者層は漸進的問題であるため、短期間において容易に解消しえないのである。しかし、若者の成長にともない徐々にその解消の条件は醸成されよう。したがって、つぎのような政策方向をこの計画では確立しねばならない。すなわち、(1) 最低賃金制度については全雇用労働者を地域別産業別の集団にわかれ、その集団ごと一律の最低賃金を決定するような方式を確立する。家庭労働者に対しては工費、安全、衛

(93)

生などの規制を確立する。(2) 労働基準法などに規定されている最低労働基準による労働条件を全国的に維持する。(3) 社会保障制度の充実と併せて中小企業労働者の購買、レクリエーション施設等の福祉施設の充実をはかるよう配慮する。

## 第4部 国民生活の将来

### 第1章 雇用の近代化

完全雇用の達成と豊かな生活の保障とは、近代国家に課せられた終局的な政策目標である。とくにわが国では、これまで労働力の過剰あるいは不完全就業者が多数存在し、そのような至急の後進性の克服が解決すべき重要な課題とされてきた。この計画の目的も最終的には、これらの課題を円滑に解決していくことにある。

この計画にかかげられた政策が効果的に行われ、目標が達成された場合、近代的な雇用者の大巾な増加が見込まれる。また、その雇用者の小文房も、所得の低い小規模部門では小さく、所得の高い大規模部門で大きくなるのであろう。臨時工と丸日雇いといった形式のどましくない雇用形態が計画期間中に全くなくなってしまうことは困難であろうが、わが国の雇用条件や形態がこの期間中に着しく近代化される方向にあることは間違いない。

このような就業構造の変化は、産業構造の変化と相

まって所得の分配構造にも大きく影響してくる。

産業構造の高度化が賃金に影響をおよぼす過程はつぎのようなものである。すなわち、産業構造において第1次産業に対する第2次産業の相対的に大きき伸びが第2次産業における製造業、その中での重化学工業の伸びは生産性水準の高い産業がそれだけ伸びることを意味しており、そうした産業はそれだけ高賃金でありうる条件をもっている。このようにして産業構造の变化をとらなう経済成長は、高賃金雇用の基礎を提供するものである。

雇用需要は経済成長とともに増大するが、成長は生産性の増加をとらなうので、雇用の増加率は経済規模の成長率より小さく、その所得弾性値は小さくはなっていく傾向をもっている。このような1人当たりの生産性の増加がまた賃金を上昇させる基礎となりうるのであって生産性に見合う賃金の上昇は経済成長にとって好ましいことである。

将来の分配構造の試算については問題が多いが、以上のような産業構造の高度化、生産性の上昇と労働需

給の増大、低所得層の減少などを前提として、大要以下のように考えられる。すなわち、第2次、第3次産業の伸びを反映して勤労所得と法人所得の全所得に占める割合が75%ほどに高まる(33年度63%)また、第1次産業における勤労所得の分配率(法人所得と勤労所得の合計に対する割合の比率)は若干増加すると見られ、勤労所得は基準年次の約3.3倍となる。これを1人当たりの賃金としてみれば、目標年次には基準年次の1.94倍になる。

このような過程を通じて賃金格差も急速に縮小の方向に向かうであろう。製造業についての試算によると、500人以上規模の賃金を100とした場合の1~4人規模の賃金は32年で30%強であるが、10年後には45%ぐらいに達し、平均2万円をこえる程度にまで高めうる条件は十分にでてくるものと予想される。このように、単に新規労働力に雇用をつくりだすといふことだけでなく、低所得層を段階的に解消していくことがこの計画の重要な課題である。

以上のような産業状態改善の進展は、経済の高度化

と相まって取場における種々の環境を近代化していくことになろう。

まず、賃金水準の上昇は、国際的にみても労務時間短縮の条件を与えらるることになるであろう。労務時間の短縮は、労務生産性向上の成果の適正な配分、余暇利用の増大、健康保持などの点からしめざましいことである。さらに技術革新にともしない、特定取組の労務力に適正な休養を与えるための労務時間の短縮も必要となるであろう。

労務管理制度も耳功序列的な制度から取組に依じた労務管理制度へと進化していくであろう。それは耳功序列制度がやむを得ず若くして能力のある者の不満足を生むとともに、大抵はく企業に勤めれば俸給も上昇していくことから創意に欠ける労務力を生み出す面があるが、技術革新時代の経済発展を促す基幹的労務力として総合的判断力に富む労務力が要求されるようになるからである。企業がこのような労務管理制度の近代化は、学校取組や取組訓練の充実による高質労務力の供給を十分活用しうる条件となるであろう。労務管

(178)

理体制の変化は、賃金、雇用の企業別封鎖性をこえて同一労務同一賃金原則の浸透、労務移動の円滑化をもたらし、労務組合の組織も産業別あるいは地域別のものである一つの条件が生まれつつあるであろう。

以上述べてきたように、ある側面は萌芽的であるにしても、総じて先進諸国にみられるような近代的な取組の環境が実現していくことにならうであろう。

(179)

## 第二章 消費水準の上昇と高度化

国民生活は、基本的には所得が増加することによって健全な向上が図られる。生活向上の基本ともなるべき目標年次の所得についてみると、勤労者世帯は1人当たり19.7万円と2.4倍に増加し、その他の世帯についても16.3万円と2.3倍の増加が予想される。

このような収入はオマケ表のような形で支出されると見られる。1人当たりの消費支出額は勤労世帯で17.9万円、その他の世帯で12.5万円といずれも2倍程度の水準に達しよう。これを費目別にみると、食料費は勤労世帯、一般世帯、農家世帯がそれぞれ54%、55%、47%上昇するが、エンゲル係数(消費支出総額中に占める食料費の割合)は、かなり低下する。各世帯とも致類に対する支出は停滞的であるのに対し、肉、乳、卵などの消費は著しく増大し、食生活の高度化が大巾に進展しよう。住居費は各世帯とも着しい伸びを示し、とくに耐久消費財を中心とする家具什器費は勤労世帯3倍、一般世帯5倍、農家世帯3倍と大巾に増加しよう。また光熱費は都市、農村を通じて

(1970)

1.5倍程度伸びるが、このうち電灯ガスは家庭電化等の進展に応じて3倍ないし4倍程度の増加が見込まれている。

被服費については、現在のわが国の消費水準はほぼ国際水準に達しているが、それでも勤労世帯で2.5倍、一般世帯2.0倍、農家で2.7倍程度と堅実な増加をみるであろう。雑費は勤労世帯で2.7倍、一般世帯で2.4倍、農家で3.6倍と各世帯ともかなり大きな増加を示し、家計費中に占める比率も大巾に増大する。そのうちとくに交通通信費、教養娯楽費等の伸びが大きい。これは、将来所得の伸びや余暇の増大にともない、レクリエーションをはじめ文化面の支出が着しく増大するからである。

このように消費水準の上昇とともに消費内容もかなり高度化するものと予想されるが、それは産業構造高度化を促進し、また需要面から直接成長をささえる要因となる。

国民生活の向上が基本的には所得の増加によるものである以上、その対策はまず個人の所得向上に努め

(1971)

第24表 世帯類型別の

費目	勤労世帯						一	
	/人当り実質支出額				(B)/ (A)	/人当り		
	基準年次(A)		目標年次(B)			基準年次(A)		
	金額	構成比	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	
食料費	円 30.659	% 41.66	円 56.685	% 31.61	倍 1.8489	円 31.593	% 48.95	
住居費	6.094	8.28	27.195	15.50	4.5610	4.189	6.49	
光熱費	3.474	4.72	5.505	3.07	1.5846	3.660	5.67	
衣服費	8.853	12.03	22.487	12.54	2.5400	6.841	10.60	
雑費	24.574	33.31	66.853	37.28	2.7271	18.259	28.29	
消費支出	73.593	100	199.325	100	2.7067	64.542	100	

(注) 目標年次の推計値は主として従来の傾向を延長

(82)

/人当り消費水準および構造

(33年度価格)

一般世帯			農家世帯				
実質支出額		(B)/ (A)	/人当り実質支出額				
目標年次(B)			基準年次(A)		目標年次(B)		
金額	構成比	伸び率	金額	構成比	金額	構成比	伸び率
円 57.872	% 41.23	倍 1.5849	円 25.855	% 46.56	円 38.621	% 31.02	倍 1.4938
11.600	9.32	2.7692	6.325	11.39	13.023	10.46	2.0590
5.850	4.10	1.5984	2.549	4.59	3.860	3.10	1.5143
13.430	10.79	1.9632	5.864	11.56	15.613	12.54	2.6625
43.573	34.96	2.3831	14.938	28.90	53.387	42.88	3.5739
124.465	100	1.9284	55.531	100	124.504	100	2.2421

して求めらるゝのである。

(83)



ければならないが、それどもなお個人の自由選択では解決の困難な分野が存在する。すなわち住宅、生活環境施設の面々、その改善、拡充は重要な施策である。

また、今後の国民生活向上の行向にとってとくに注目されなければならないのはつぎの点である。オ一は経済の発展にともなう所得の増加、勤労時間の短縮等によりもたらされる余暇時間の増大とその対策である。健康で文化的な生活向上を図るためには、その基礎となる余暇が有効かつ積極的に活用され、教養、文化、厚生面の生活が充実されなければならない。オ二は消費構造の高度化に対応して健全な消費生活が維持されていくよう消費者の立場に立った対策、すなわち、消費者福祉の安定、各種の消費者保護対策から、進んで消費知識の普及指導まで含めた対策が必要である。

### 第3章 国民生活の将来

国民の創意工夫と政府の適切な政策によって、わが国の潜在的な成長力が十分に発揮され、今後10年、あるいはそれよりも早い機会に、国民所得の倍増が実現されるならばわれわれの国民生活は著しく充実されるであろう。

わが国の一人当たりの国民所得は10年後には20.5万円(現行レートで換算して579ドル)と、現在のほぼ2倍の水準になる。

このような所得の増加によって、消費水準が向上しその内容も著しく改善されるであろう。まず、食生活についてみると、穀類などの主食の規制は間接的なものになって現在以上に国民の好みに応じて購入できるようになる。しかし、その消費量はあまり変わらず、代って肉、乳、卵や加工食品などの消費がふえ、食生活の高度化と近代化が進むであろう。この結果、国民の栄養水準もつぎのように大巾な改善が期待される。

表25 国民栄養水準(消費量)の見通し  
(1人/日あたり)

項目		年度	基準年次	目標年次
穀 量 (単位:カロリー)	主 食	米	1,065 (100)	1,027 (96)
		麦類	362 (100)	237 (65)
		小計	1,433 (100)	1,266 (88)
	非 主 食	804 (100)	1,300 (162)	
	合計	2,237 (100)	2,566 (115)	
蛋白質 (単位:グラム)	動物性	14.2 (100)	33.0 (234)	
	植物性	49.8 (100)	49.6 (100)	
	合計	66.0 (100)	82.6 (125)	
脂 質 (単位:グラム)			24.1 (100)	53.7 (223)

(注) ( ) は指数を示す。

物的生活面でも表26表にみるようにわれわれの生活はかなり豊かになるだろう。生産の上昇とともに鉄鋼消費やエネルギー消費などは当然かえるが、もっと身近な面をとらえると、自動車などの耐久消費財がくえるとともに家庭の電化も進み、電話の普及率など

(28)

表26 物的消費の推移

項目	保有または年間総消費			普及率または1人当り消費		
	単位	34年度	目標年次	単位	34年度	目標年次
総人口	万人	9,294	10,222			
世帯数	万世帯	2,192	2,604			
鉄消費	万トン	1,493	4,500	kg/人	161	440
乗用車	1,000台	300	2,240	台/1,000人	3.25	21.9
テレビ	万台	450	2,250	世帯%	20.5	86.4
電気洗濯機	万台	420	1,850	"	19.3	71.0
電気冷蔵庫	万台	60	1,320	"	2.7	50.7
繊維(材料用)	1,000トン	582	1,108	kg/人	6.28	10.83
エネルギー	7,000cal 石炭換算 100万トン	133	283	トン/人	1.42	2.8
都市ガス	100万m <sup>3</sup>	2,056	4,937	世帯%	22.4	30.2
電灯	100万kw	11,360	32,510	kw/人	122.2	318.1
電話	1,000台	4,865	18,900	台/100人	5.5	18.0

(29)

281

も高まる。その結果、家事労働も著しく軽減されることとなるが、このことは、雇用の近代化によってもたけられた労働時間の短縮と相まって生活に余裕をもたせることとなる。

つぎに住宅についてみると、総戸数は500～600万戸から2,300～2,400万戸となり、同居などの不自然な居住形態がなくなり、世帯ノ住宅が実現するのも困難でない。現在の最低基準からみた約200万戸の住宅不足は解消し、住宅そのものの質的内容も目標水準には現在より75%以上よくなり、政府施策による耐火アパートなども、1戸3室あるいはそれ以上の標準的なものとなる。

また、大都市周辺の衛星都市や新工業地帯の育成と並んで、既成市街地では土地の有効利用という点から建築物の不燃高層化が行われ、中・高層住宅やいわゆるけぼらばきアパートの建設が積極的に進み、大規模住宅団地あるいは新都市も多数出現するものとみられる。現在みつ迫している宅地需給もこのような既存宅地の高層利用、新たな宅地造成等によりかなり改善、

(188)

安定化されるであろう。

つぎに生活環境施設では、上水道の総人口に対する普及率が現在の50%から80%近くは、都市ガスの普及率は現在の22%から30%は、下水道も市街地面積に対する現在の普及率15%が40%以上、とくに大都市では70%近くはまで向上することと予想される。また、いこいの場である都市公園の整備も行われ、公園面積も現在より5割以上増大することになる。

つぎに、教育の面においては、現在のわが国では文盲者がほとんどなく教育水準がかなり高いが、10年以内には15%から18%の義務教育終了者の高校進学率は現在の約60%から70%に増加するほど一挙に充実されよう。このほか、職業訓練、高等学級、各種学校などの普及充実が行われ、さらに、技術革新と対応して理工学系教育の比重が高まることと期待される。

社会保障については、この計画期間中にいっそう充実され、疾病、老令、失業等の事故に対する備えはよ

(189)

282

り強化され、国民が安心して助ける環境がますます整えられるであろう。とくにわが国では食糧と疾病の悪循環が根深くとして残されているが、今後は一般の生活水準の向上に見合った生活扶助基準の引き上げと医療の機会均等が推進されることにはなり、健康で文化的な最低生活がいつでも充實したかたちで保障されよう。老後の生活についても、必要に応じて約々〇〇〇に達する公的な養老施設や老人ホームが設置され、また児童母子、身体障害者等のための施設も充實されよう。さらに今日の無医地区や無療床地区は解消されることな期待される。

雇用面でも、成長を通じて雇用の近代化が促進されるであろう。一般的所得水準の上昇とともに従って低所得者世帯における多就業が緩和され、少就業高所得形態に近づくものと思われる。最低賃金制度も充實され「食乞と失業」の不安が解消することにはなり、耳来の悲願である完全雇用と豊かな生活水準に接近することなできよう。

戦争から戦後にかけてのあのみじのな状態からみれば、

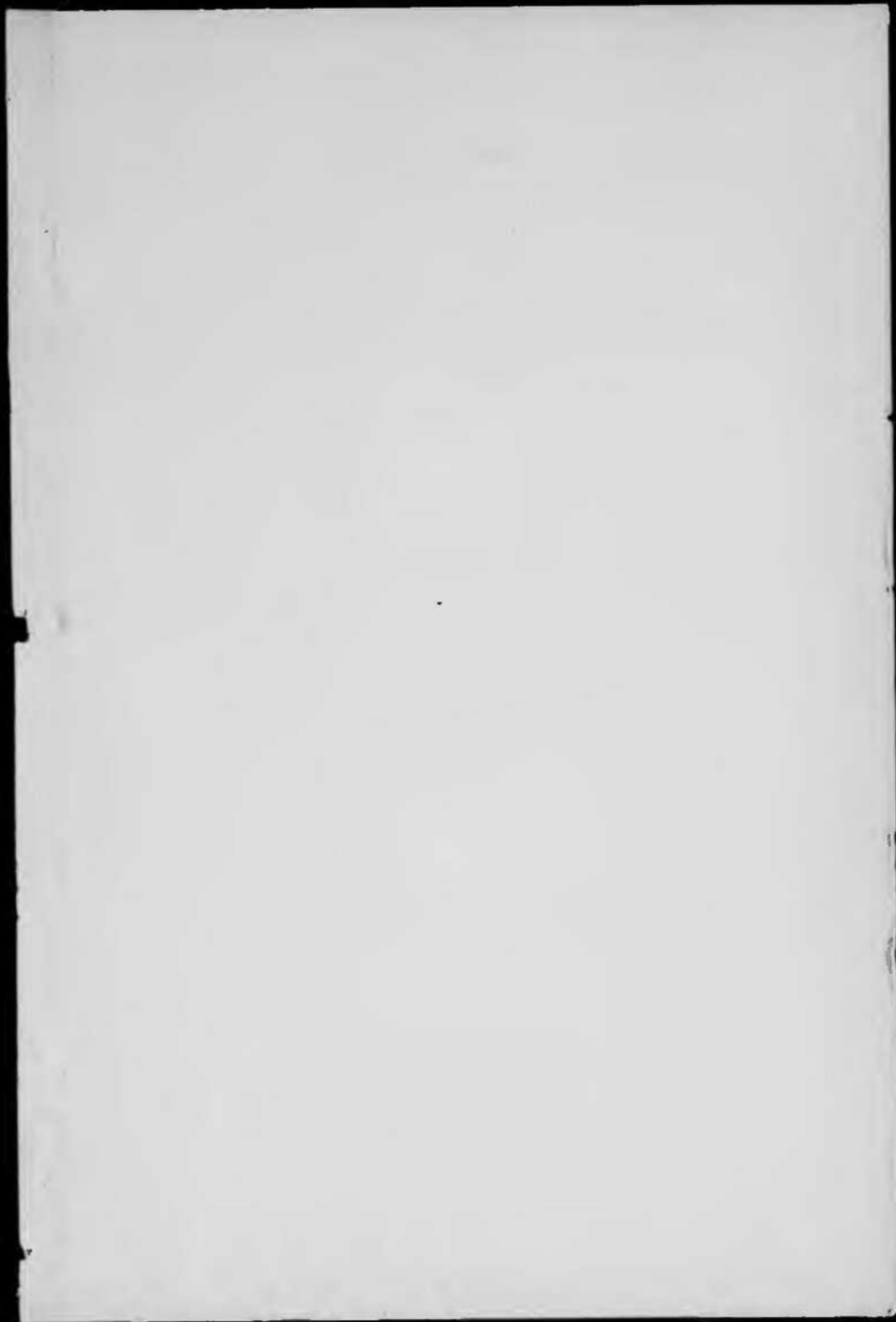
(90)

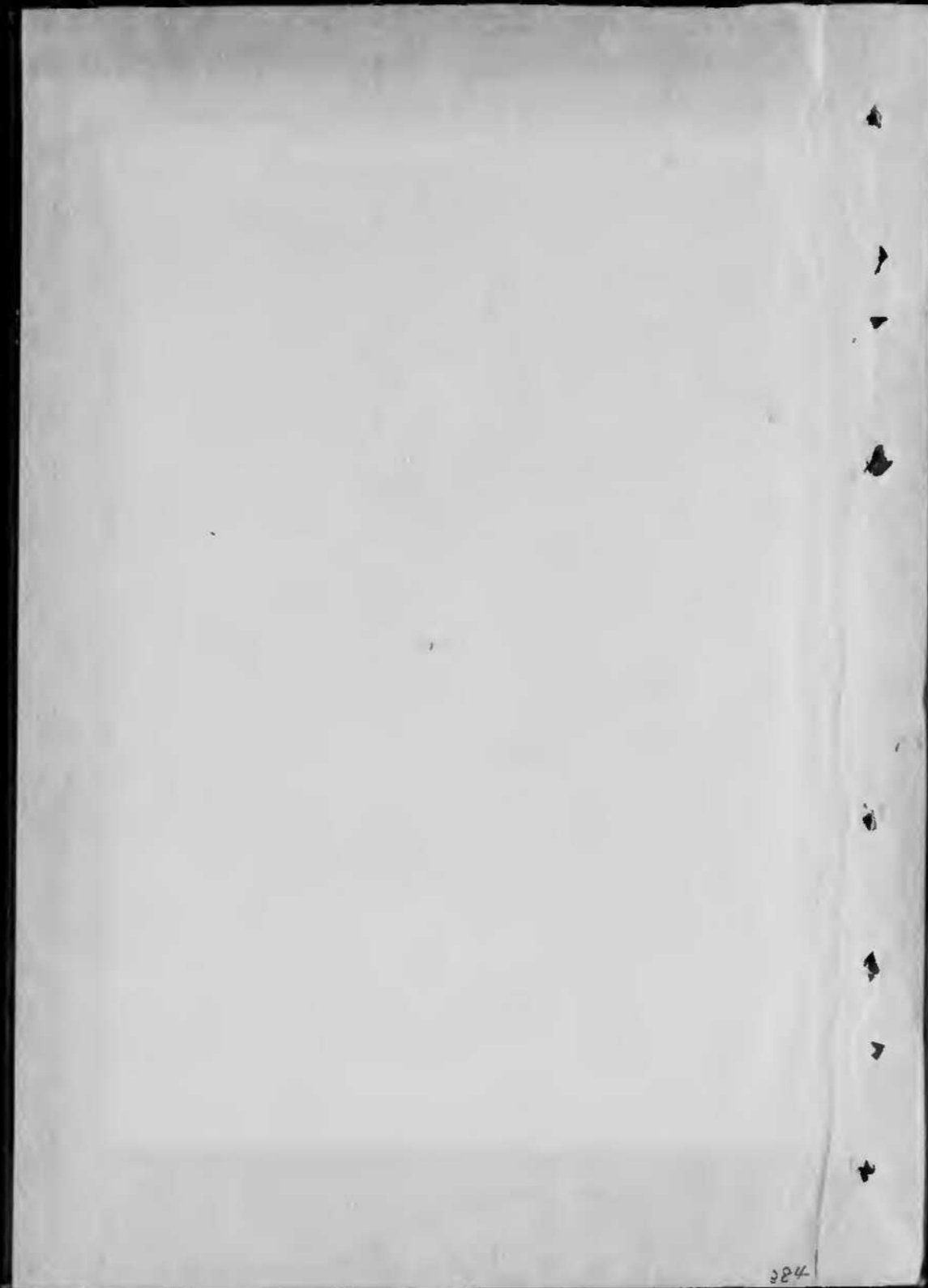
は、このような姿が実現されることは、むしろ世界に誇りうる国民の能力を物語るものである。

しかし、国民の努力によってここにみあげられた諸目標が実現するとしても、欧米の先進国に及ばない面はまだかなり多く残されており、いわんや理想ということならみればほど遠い。われわれとしては、この計画が計画通りに、そしてできればもっと早い機会に達成されて、国民生活もより高い水準になることを希望するものである。

(91)

383





284

